

第六十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十三号

昭和四十四年四月十七日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 鹿野 彦吉君

理事 大石 八治君

理事 古屋 亨君

理事 保岡 武久君

理事 山本弥之助君

理事 青木 正久君

理事 岡崎 英城君

理事 桂木 鉄夫君

理事 吉川 久衛君

理事 永山 忠則君

理事 井岡 大治君

理事 河上 民雄君

理事 依田 圭五君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

大藏大臣 福田 赳夫君

自治大臣 野田 武夫君

出席政府委員

大蔵省主計局次長 相沢 英之君

自治政務次官 砂田 重民君

自治省財政局長 細郷 道一君

委員外の出席者

警察庁交通局長 玉田 茂芳君

運輸大臣官房政 策計画官 人見 敏正君

自治大臣官房調 査官 本江 滋二君

自治省財政局財 政課長 首藤 豊君

自治省財政局交 付税課長 横手 正君

自治省税務局固 定資産税課長 山下 稔君

四月十六日

委員有島重武君辭任につき、その補欠として小濱新次君が議長の指名で委員に選任された。

四月十五日

地方公務員法の一部を改正する法律案反対に關する請願(久保田鶴松君紹介)(第三九二一號)

同(栗林三郎君紹介)(第三九二二號)

同(黒田寿男君紹介)(第三九二三號)

同(小林信一君紹介)(第三九二四號)

同(小松幹君紹介)(第三九二五號)

同(兒玉末男君紹介)(第三九二六號)

同(佐々木三三君紹介)(第三九二七號)

同(佐藤觀次郎君紹介)(第三九二八號)

同(佐野憲治君紹介)(第三九二九號)

同(佐野進君紹介)(第三九三〇號)

同(阪上安太郎君紹介)(第三九三一號)

同(實川清之君紹介)(第三九三二號)

同(島上善五郎君紹介)(第三九三三號)

同(島本虎三君紹介)(第三九三四號)

同(下平正一君紹介)(第三九三五號)

同(外三件)(田邊誠君紹介)(第三九三六號)

同(田中武夫君紹介)(第三九三七號)

同(田原春次君紹介)(第三九三八號)

同(多賀谷眞稔君紹介)(第三九三九號)

同(高田富之君紹介)(第三九四〇號)

同(只松祐治君紹介)(第三九四一號)

同(山本弥之助君紹介)(第三九四二號)

同(伊賀定盛君紹介)(第三九四三號)

同(江田三郎君紹介)(第三九四四號)

同(小川三男君紹介)(第三九四五號)

同(大出俊君紹介)(第三九四六號)

同(大柴滋夫君紹介)(第四〇八七號)

同(大原亨君紹介)(第四〇八八號)

同(岡田利春君紹介)(第四〇八九號)

同(岡田春夫君紹介)(第四〇九〇號)

同(岡本隆一君紹介)(第四〇九一號)

同(加藤勘十君紹介)(第四〇九二號)

同(加藤清二君紹介)(第四〇九三號)

同(加藤芳雄君紹介)(第四〇九四號)

同(勝間田清一君紹介)(第四〇九五號)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六號)

同(金丸徳重君紹介)(第四〇九七號)

同(神近市子君紹介)(第四〇九八號)

同(川崎寛治君紹介)(第四〇九九號)

同(川村継義君紹介)(第四一〇〇號)

同(河上民雄君紹介)(第四一〇一號)

同(河野正君紹介)(第四一〇二號)

同(河津津與志君紹介)(第四一〇三號)

同(木原実君紹介)(第四一〇四號)

同(北山愛郎君紹介)(第四一〇五號)

同(齊藤正男君紹介)(第四一〇六號)

同(高田富之君紹介)(第四一〇七號)

同(ライプニンにおける酒類の販売禁止に關する請願)(河上民雄君紹介)(第三九三三號)

同(松浦周太郎君紹介)(第三九三四號)

同(谷口善太郎君紹介)(第三九三五號)

同(外三件)(八木昇君紹介)(第四〇八八號)

同(ゴルフ場に關する請願外二件)(白井莊一君紹介)(第四〇八八號)

同(外一件)(羽田武嗣郎君紹介)(第四〇八二號)

同(ゴルフ場に關する請願外二件)(丹羽喬四郎君紹介)(第四〇八二號)

同(同(神近市子君紹介)(第四二七六號)

同(外一件)(西岡武夫君紹介)(第四一八二號)

同(植木庚子郎君紹介)(第四三六〇號)

同(外三件)(福田篤泰君紹介)(第四三六一號)

同(地方公務員法の一部を改正する法律案反対に關する請願外一件)(安宅常彦君紹介)(第四二四七號)

同(外一件)(阿部昭吾君紹介)(第四二四八號)

同(外一件)(阿部助哉君紹介)(第四二四九號)

同(外一件)(赤路友藏君紹介)(第四二五〇號)

同(外一件)(淡谷修藏君紹介)(第四二五一號)

同(外一件)(井岡大治君紹介)(第四二五二號)

同(外一件)(井手以誠君紹介)(第四二五三號)

同(外一件)(猪俣浩三君紹介)(第四二五四號)

同(外一件)(石川次夫君紹介)(第四二五五號)

同(外一件)(石田有全君紹介)(第四二五六號)

同(外一件)(石野久男君紹介)(第四二五七號)

同(外一件)(石橋政嗣君紹介)(第四二五八號)

同(外一件)(小川三男君紹介)(第四二五九號)

同(外一件)(板川正吾君紹介)(第四二六〇號)

同(外一件)(稻村隆一君紹介)(第四二六一號)

同(外一件)(江田三郎君紹介)(第四二六二號)

同(外一件)(大出俊君紹介)(第四二六三號)

同(外一件)(大柴滋夫君紹介)(第四二六四號)

同(外一件)(大原亨君紹介)(第四二六五號)

同(外一件)(岡田利春君紹介)(第四二六六號)

同(外一件)(岡田春夫君紹介)(第四二六七號)

同(外一件)(岡本隆一君紹介)(第四二六八號)

同(外一件)(加藤勘十君紹介)(第四二六九號)

同(外一件)(加藤清二君紹介)(第四二七〇號)

同(外一件)(加藤芳雄君紹介)(第四二七一號)

同(外一件)(勝間田清一君紹介)(第四二七二號)

同(外一件)(角屋堅次郎君紹介)(第四二七三號)

同(外一件)(金丸徳重君紹介)(第四二七四號)

同(外一件)(神近市子君紹介)(第四二七五號)

同(外一件)(大出俊君紹介)(第四二七六號)

同外一件川崎寛治君紹介(第四二七七号)
同川村維義君紹介(第四二七八号)
同河上民雄君紹介(第四二七九号)
同河野正君紹介(第四二八〇号)
同木原津與志君紹介(第四二八一号)
同木原実君紹介(第四二八二号)
同北山愛郎君紹介(第四二八三号)
同外一件久保三郎君紹介(第四二八四号)
同外一件久保田鶴松君紹介(第四二八五号)
同外一件栗林三郎君紹介(第四二八六号)
同外一件黒田寿男君紹介(第四二八七号)
同外一件小林信一君紹介(第四二八八号)
同外一件小松幹君紹介(第四二八九号)
同外一件兒玉末男君紹介(第四二九〇号)
同外一件河野密君紹介(第四二九一号)
同外一件神門至馬夫君紹介(第四二九二号)
同外一件佐々木三三君紹介(第四二九三号)
同外一件佐藤剛次郎君紹介(第四二九四号)
同外一件佐野憲治君紹介(第四二九五号)
同外一件佐野進君紹介(第四二九六号)
同阪上安太郎君紹介(第四二九七号)
同實川清之君紹介(第四二九八号)
同柴田健治君紹介(第四二九九号)
同島上善五郎君紹介(第四三〇〇号)
同島本虎三君紹介(第四三〇一号)
同下平正一君紹介(第四三〇二号)
同田中武夫君紹介(第四三〇三号)
同田邊誠君紹介(第四三〇四号)
同田原春次君紹介(第四三〇五号)
同多賀谷眞稔君紹介(第四三〇六号)
同只松祐治君紹介(第四三〇七号)
同榎兼次郎君紹介(第四三〇八号)
同千葉佳男君紹介(第四三〇九号)
同戸叶里子君紹介(第四三一〇号)
同堂森芳夫君紹介(第四三一一号)
同内藤良平君紹介(第四三一二号)
同中井徳次郎君紹介(第四三一三号)
同中澤茂一君紹介(第四三一四号)
同中嶋英夫君紹介(第四三一五号)

同中谷鉄也君紹介(第四三一六号)
同中村重光君紹介(第四三一七号)
同永井勝次郎君紹介(第四三一八号)
同榎崎弥之助君紹介(第四三一九号)
同成田知巳君紹介(第四三二〇号)
同野口忠夫君紹介(第四三二一号)
同野間千代三君紹介(第四三二二号)
同芳賀貢君紹介(第四三二三号)
同長谷川正三君紹介(第四三二四号)
同(昭和君紹介(第四三二五号)
同華山親義君紹介(第四三二六号)
同外一件(原茂君紹介(第四三二七号)
同外一件(平岡忠次郎君紹介(第四三二八号)
同(平林剛君紹介(第四三二九号)
同(広沢賢一君紹介(第四三三〇号)
同外一件(広瀬秀吉君紹介(第四三三一号)
同外一件(福岡義登君紹介(第四三三二号)
同外一件(穂積七郎君紹介(第四三三三号)
同外一件(帆足計君紹介(第四三三四号)
同外一件(細谷治嘉君紹介(第四三三五号)
同外一件(堀昌雄君紹介(第四三三六号)
同外一件(松前重義君紹介(第四三三七号)
同外一件(松本七郎君紹介(第四三三八号)
同外一件(三木喜夫君紹介(第四三三九号)
同外一件(武藤山治君紹介(第四三四〇号)
同外一件(村山喜一君紹介(第四三四一号)
同外一件(森義親君紹介(第四三四二号)
同外一件(森本靖君紹介(第四三四三号)
同外一件(八木一男君紹介(第四三四四号)
同外一件(八木昇君紹介(第四三四五号)
同外一件(八百板正君紹介(第四三四六号)
同(天尾喜三郎君紹介(第四三四七号)
同外一件(安井吉典君紹介(第四三四八号)
同外一件(山内広君紹介(第四三四九号)
同外一件(山口鶴男君紹介(第四三五〇号)
同外一件(山崎始男君紹介(第四三五一号)
同外一件(山田耻目君紹介(第四三五二号)
同外一件(山中吾郎君紹介(第四三五三号)
同外一件(山花秀雄君紹介(第四三五四号)

同外一件(山本幸一君紹介(第四三五五号)
同外一件(山本政弘君紹介(第四三五六号)
同外一件(山本弥之助君紹介(第四三五七号)
同(米内山義一郎君紹介(第四三五八号)
同(ライプニにおける酒類の販売禁止に関する
請願外一件(前尾繁三郎君紹介(第四三五九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提
出第六〇号)

○鹿野委員長 これより会議を開きます。
地方交付税法の一部を改正する法律案を議題と
し、質疑を行ないます。

○細谷委員 地方交付税法、さらにこれに関連す
る地方財政計画について大臣あるいは政府委員に
御質問したいのでありますが、あるいはすでに質
問した点と若干重複する点があるかと思ひますけ
れども、できるだけそれを避けたいと思ひます。

まずお尋ねしたい点は、地方財政計画なり
地方交付税法の一部を改正するにあたって、他か
ら何らかのアクションがあったかどうか、これを
ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○野田國務大臣 御質問の要旨そのまま、何か
特別のことはないと思ひますけれども、財政計
画、地方交付税法の改正にあたりまして、何らか
からのアクションはありません。どうも御意思
かわかりませんが、私自身としてはそういうこと
は全然触れておりません。

○細谷委員 私は、最近発行されました「都道府
県展望」という全国知事会が出しております四月
号の「地方財政計画と地方財政」を拝見いたします
と、やはり明らかに大蔵省等から圧力があつたん
ではないか、こういうふうに看取される記事が、
自治省自体の人たちが書いた文章の中で、あるい

は毎日新聞社政治部の鼻中という人がいらつしや
います、その人の「地方財政計画をよんで思う
こと」こういう文章を読みますと、明らかに感じ
られるのであります。ないですか、細郷さん、ど
うです。

○細郷政府委員 大臣のお答えしたとおりでござ
います。

○細谷委員 大臣がお答えしたとおりということ
であります、今度の地方財政計画というのは、
六兆六千三百九十七億でありまして、前年比一八・
五、こういうことになっておりまして、国の予算
の前年比一五・八%の伸びを上回って、まあ大型
計画だといふふうにいわれておりますし、大蔵省
あたりでは、この地方財政計画を批評してジャブ
ジャブ計画だ、こういうふうにいっているようで
あります。何がジャブジャブか知りませんけれど
も、ここに書いてあるのです。ところで一八・五
という伸びでありますけれども、私が従来の地方
財政計画の作成の方向から見ますと、もう少し規
模が大きくなるべきものではないかと思ひるのであ
ります。ところが六兆六千三百九十七億という規
模になったわけでありまして、どこがどう
押えられたのか、どこが四十三年度までの計画と
違つておるのか、まずこれを説明していただきた
いと思ひます。

○細郷政府委員 特別に従来と違つたところは、
私どもないと思つております。ただ、従来雑収入
の計算におきまして、歳入歳出素通り予算をどう
見るかという問題がございまして、この分につい
てことは一部はございました。それが多少違つと
いへば違ふ点かもしれませんけれども、他に特別
御指摘のような点は思ひ当たりません。

○細谷委員 中小企業関係等のトンネル予算とい
うのを、これは素通りでありますから、これはは
ずされたといふことでありますが、この雑収は今
度の計画では二・九%しか伸びておらないのです
ね。従来の計画では一割ないし一割五分伸びて
いつているわけですね。これは規模としてかなり
違つてくるんですね、そうでしょう。どうしてこ

○細郷政府委員 財政計画というものをどういう役割りに重点を置くかという問題が一つあるのだからうと思いますが、御承知のように年度内回収資金による貸し付け金につきましては、中小企業だけでなく、農業関係にもあるわけでございますが、それは財源的にそれだけのものを食うわけではなくして、年度の当初に貸し付けを歳出で出し、年度末に回収するというので雑収入にきているという、年度内の資金繰りの問題でもございしますので、従来からこれをどういうふうに財政計画に盛り込むのがいいのか、実はいろいろ私どもも議論をしておった点でございます。今回そういうもののにつきまして歳入歳出からそれぞれは少ししたので、その面は先ほど申し上げましたように従来と違っておるところでございます。

そこで、もう一つ私は証拠がある。だからアクションがあったという証拠。これはやはりこの雑誌に、そこにいらつしやる首藤さんがお書きになつてゐるわけですが、土地開発基金という制度ができるわけですが、その「公共用地の先行取得」という中にこう書いてあります。「各般の事業実施の隘路となつてゐる土地の取得を促進するとともに、地方財政の歳出によつて内国需要に過度の刺激を与えないための配慮からのものであることは前述のとおりである。」と書いてあります。土地の取得というのが事業実施の隘路になつてゐるということは、これは自治省の発想としてわかるということ、これは自治省の発想としてわかるという内国需要に過度に刺激を与えるという、財

○細野政府委員　アクションというのがどういう意味でおっしゃっているのかわかりませんが、先ほどの問題にしまして、土地開発基金にしまして、これは最初から私どもの発想でございまして。国庫当局は常に地方財政につきましては自治省と違つた立場、対立的な立場をとっておりますから、私どもの発想でも、国庫当局の目から見てそれなりの解釈をするということは私はあるうと、思うのであります。逆なことも私どもにもあるわけでございまして、そのこと自体は、どういうアクションがあつたかというような問題とは私はやや違ふと思うのであります。

ものがあるというところから、包括的な開発基金制度がいいだろうという主張を実はずっとしてきておったわけであります。そこでそれをどの程度にするかということではいろいろ検討を加えました結果、六百億ということにいたしましたわけでございます。これは土地開発基金というものの財需要額を見込んで、これが各団体においてそれぞれ自分の資金もあればそれに足して積むこともありましようし、あるいはこのとおり積めないこともあろうかと思いますが、そのお金は年度内に必ず支出されるお金になるかどうかという点は、実はこれは各団体にまかせておるわけであります。したがって、これを積むことによって、年度内にこれが支出をしてはいけないということを私ども

○細谷委員　この皇中という毎日新聞の政治部の方が書いたわけですね。最初からそういう構想だった、こう書いてあるわけですから。「自治省は当初は四百億圓を予定していた土地開発基金を六百億圓にふくらませ、留保資金百億圓も追加した。地方財政の圧縮に成功しなかった大蔵省の申入れをこれで聞き入れた」格好」である。こう書いてあるのです。アクションがあつたでしょう、あなたがどうやろうとしたって。みずからあなたのところの財政課長が大蔵大臣のようなことを言わざるを得ない。そうしてこの新聞記者がちゃんとこう書

これで聞き入れたかっこうでお茶を濁した、こうなっているのですよ。こう書いてあるのですよ、これに。大臣、幾つかの例をあげたのですがね。やっぱりアクションというものは大きな問題ですから、大臣御存じないはずはないですよ。あつたとおっしゃったほうがいいのじやないですか。おれは奮闘してきたのだとおっしゃったほうが大臣の値打ちが上がるのじやないでしょうかね。

○郷土開発基金 いまお読み上げになった記事、土地開発基金が最初四百億であったのが六百億にふえた、大蔵省の圧迫でふえた。大蔵省は地方財政を削りたいと思っておりますから、いままでの行き方からすれば、圧迫でふえるなんということは私はないと思います。土地開発基金は、

発基金を設けるというほどのものではないのではないかとということから、これは現実的な判断でございしますが、そういうことを考えて積んでまいりまして、やはりどうしても六百億くらい要るわけですから、秋ごろにはまさに四百億くらい――最初私は、一般財源ではそんなに持てないだろうということで、一部は地方債とも考えておったわけです。しかし、その後の税の収入の増加状況あるいはいま申し上げた基金の額といったようなことから六百億にいたしたわけでございます。むしろ大蔵省は、財政の

金につきましてはそういう経緯をたどってまいったわけでございます。

○細谷委員　あなた時間的な推移をながめてごらん下さい。自治大臣と大蔵大臣の覚え書きができたのは六回目の交渉の末の一月六日ですよ、土地開発基金というものができたのは。もうそこで交付税のワクがきまっちゃたのですよ。地方財政計画のワクはきまっちゃたのですよ。そこで何が起こったかといいますと、景気を刺激しないようにしてほしいという要望が起こってきたわけだ。それはもういみじくも首藤藤長が告白しているわけだ。大蔵大臣の代弁をしているわけですから。国内需要に過度の刺激を与えないようにという、景気政策まで織り込んだわけだ。そこで、ひもつき

で、地方が自主的に活用することのできない金をふやせ、こういう大蔵省からの圧力があつたのでしよう。圧力ということばが悪ければ、そういう主張が出てきたのでしよう。それを受けて、四百億円で六百億円にふやまして、地方がつかつてに使われないようにいたしまして、それは山口県で、地方交付税法三条二項にあるけれども、それは地方が最終的には自主的にきめることで、言つておきますが、自治省はそうはさせないでしよう。この場ではそういうふうにつくりますけれども、それはせめてしよう。そんなことをやつたら、おそらく江戸のかたきを長崎でもやりかねないでしよう。そこで大蔵省の申し入れをこれで聞き入れたかつこうをとつたわけですね。そうでしょう。景気政策に協力したのでしよう。フィスカルポリシーになじまない、大蔵とはきびしく対立して、こう言つておきますけれども、原則的には大蔵省のいうことをみんなのんじやつたじやないですか。原則的にはみんなのんじやつていまして、大臣、そうじやないですか。

○野田国務大臣 私、実はそのお読み上げになつた内容を知らないし、御意見聞いて初めて、大蔵省からアクションがあつたのではないかと、最初御質問が何かそういうものがあるんじゃないかとおっしゃつたのですが、私は全然知らないのです。というのは、私は第一、大蔵大臣としばしば折衝して、それはいろいろ御批判はございますが、私としては地方財政を守りたいという一念で折衝したわけで、結果論的な御批判は、御質問もあつたことですから別といたしまして、そのときは私は大蔵大臣から一度も景気調整の話は受けておりません。これが第一です。

それから第二は、秋といえれば私の就任前ですが、開発基金の四百億円の話も実はいま初めて聞いたのです。もつとさくばらんという、土地開発基金の六百億円をどういうふうに分けるか、都道府県が五億ぐらい、十万都市に一億、私はこんなみみっちい金をどうするかと思つたのです。いま都道府県全体でございますが、ことに大

都市周辺なんというものは、御承知のとおり五億や十億得たてなかなかに簡単に土地の先行取得はできぬ。しかしこれだけで買うわけじやありません。それは団体のいろいろな財源その他で、非常にいいことだと思つております。したがつて六百億が財政事情からして一応最大限だろうが、少しは役に立つだろう、またいいことだろう、こう思つたのです。むしろ私は、もし金があつたら六百億をもう少しふやしておいて、何といつたて公共事業をやるのに土地問題は、われわれ自分が住んでいる団体のやり方を見ておつても、ほんとうに公共事業をやりたいといつた土地が年々上がつていくし、できるだけ先行取得しておいたほうがいい。これは常識です。だから四百億を六百億にしたのは事務的にどういう経過かわかりませんが、私自身の感触からいへば、六百億でも、別にこれは景気調整に合つてふやすという意味ではなくて、現実の問題として、これはやはりいいことだと思つたから、できるならもつと金があるといふという感触を受けたほどでありまして、何も四百億の案が六百億と、二百億を重ねたのを景気調整にどうこうして、大蔵省のアクションによつてというの、実は私自身が意外に感じておるのです。いろいろ書いてあるようですが、けれども、それは新聞社の人もいろいろ情報をとつてやつたのでしようが、自治省をあずかつておる私が基本的な話を聞いておりますところによりまして、財政局長からの説明でも、大蔵省の希望はここにありまして、景気調整に同調してもらいたいというからこうしますというところは、一句半言も聞いていないので、実はびっくりしておるのです。事務的のことをいろいろ事務当局で折衝いたしております。いろいろお互い意見を話し合つておることがあるかもしれない。これは否定しませんが、基本方針として、今度立てました自治省の財政計画というものは全然そういう感じを持たないで、別に大蔵省と連絡して、一々大蔵省の意向を聞いてやつたというふうなことは、私に關する限り全然ありません。また財政局長も、そ

れはいろいろありましよう、やはり事務的の仲間ですから。しかし、もしそういうことで事実相当の圧力を感じておりますならば、実は大蔵省からこういう要求があるといふことを真正面から当然局長は私に報告すべきですが、これもいろいろのことを聞いておることは私は否定しません。事務的のことはいろいろありましよう。しかし、そういう大蔵省の希望とか、あるいは大蔵省の調整策に同調してやるといふような、そういうふうな考え方は一切財政計画の立案にあつては触れないで局長もやつておりますから、私はほんとうにそういうアクションはないと、こうお答えせざるを得ないのです。これは事実ですから御了承願ひたい。

○細谷委員 大臣は否定なさるのですけれども、私がいま言うのは、あなたのところの責任ある課長の文章にも、公共事業等を推進するために土地の問題、用地取得の問題というのがあるのだ、だから土地開発基金をつくるのだ、こういう理由のほかに、内閣府の抑制、こういう重要な柱があるのだといふことをお書きになつておる。本人がいらつしやいますけれども、本人に聞かぬでも書いてあるのです。活字になつてゐるのですから。それから島中さんという毎日新聞の政治部の方も書いていらつしやる。内外ともにアクションがあつたといふことをこれは書いてあるのですから、もう大臣がどう否定なさるうと、私はやはり客観的にはあつたのだといわざるを得ないのです。

そこで私は、この土地開発基金については、すでに山口委員等から詳しく質問がされておりますから、この内容、質的問題等についてはこれ以上触れませんが、ずばりひとつ大臣にお聞きしたいのです。この土地開発基金といふのは、そういういきさつも含めて、やはり地方交付税といふものの質的ないへんな変貌をもたらすのです。これはどうしても三条二項に違反するのです。ですから、これはひとつおやめになつたらいかでしようか。まだ法案審議中でありまうから。配り方は幾らでもあるのです。そう私は思ふのですが、いかがですか。

○細谷政府委員 先般も先生にお答えをいたしました。三条二項違反とは私も考えていません。それからもう一つは、やはりいま土地を取得するといふことは、地方団体が都市計画をやつたり、あるいは地城計画をやつたりする上において最も必要なものである。それらに對しましてどういふ財源措置をしたらいいか。私はいままでは、先行取得につきましてはおおむね起債だけのことであつておりました。しかし起債だけでいいものかどうか。私はやはり土地を取得することによつて施設ができるということになりますれば、何か土地代についての財源をめぐり見てやるべきではないか。交付税の基準財政需要額の中におきまして、どういふ見方をするかというの、実はかねてから私どもの検討事項であつたわけでありまう。学校の用地は学校教育費に、道路の用地は道路費に見る、そういう見方もあるのだらうと思ひます。しかし事は先行取得といふことになつてまいりますと、学校の分あるいは道路の分といふようなことがまだきまらぬし、またその代替地を求めるといふこともあるわけでございます。別にこれによつて条件をつけ、使途を制限するといふ考えは毛頭ございません。

○細谷委員 三条二項に違反してないのだといふことですが、政策的にも矛盾があると思ふのだよ。四十四年度から公営住宅の用地は補助をつけませんが、起債でやりなさい、こういうことをしておきながら、一方で土地の先行取得については交付税で、六百億の需要額の増としても、これは私はいへん矛盾していると思ふのです。政策に一貫性がないと思ふのだ。言つてみまうと、大蔵省も、土地なんといふのはこれは不動産で、そんなものに国の補助金をやるのはおかしいといふ主張もしているわけだから、大蔵省のねらいといふのは、土地開発基金といふ名のもとに景気調整に

いってやられたら、地方団体は計画的な財政運営はできませんよ。地方六団体の主張というのは、自主的管理というのは、三千三百もある地方団体がみずからやります、現にやっておるでしょう。財源が余った場合には積み立てしておりますよ。

そうして困ったときにはそれを取りくずしておりますよ。それが自治省の大蔵省に対する主張だったんですよ。いつの間にか、大蔵省に対する自治省の主張が変わつてますよ。これはどういうことなんでしょうか。

○細野政府委員　私はやはり地方財政を運営していく上で一つの転機にきているのではないかと、こういうふうと考えております。いままでの地方財政は御承知のように非常に窮屈でございまして、そうしてその年の生活費にもことを欠く、公共事業の裏負担あるいは給与費のような義務費、そういうようなものにも財源が足りないというようない

ことの実は繰り返しであったわけでございます。しかし、いま例にあげておられますこの白書にもございますように、最近やや日本経済の向上から

自然増収に多少恵まれるようになってまいりました。しかし、恵まれておりますが、同時に将来の経済見通しというものが、国が立てておりますことと安定成長でずつといけるかどうか。そうぜひ

いきたくないものだとも思っておるのでございますが、現実にはたしてそういうふうにいけるでしょうか。ここ数年の体験を見えますと、いまおあげになりました白書のお読みにになりましたところに、図面があがっておりますように、ここ十年ほどの一般財源の自然増収の伸び縮みというのは、非常に大きな波を書いてあるグラフを載せておるわけでございます。そういう現実にもぶつかってきて体験をしておるわけでございます。こ

ういった波を描きながらも日本経済は発展をしていく。そうした場合に、その発展した経済によります財源をもって地方財政をできるだけ計画的に運営をしてまいりたい。常に財政は計画的運営でなければならぬと思いますが、特に将来街づくりをする、地域づくりをする、これはやはり計画で

ございますから、それを財政面からもバックアップしていききたい。そのためにはやはり全体としての財源の伸び縮みに対応できるような方法を考えていんじやなかるうか、こういうことを基本に思っておるわけでございまして、それは自主的という意味は、いろいろのことばのとりようがあるかとも思いますが、私は少なくともそういう地方財政を今後長期的見通しの上に立って計画的に運営をしていくという、そういう立場から年度間調整というものは考えてもいんじやなかるうかという意味でこの白書には書いてあるわけでございします。したがって、もちろん、こういうことも考えていいだらうというところまでございまして、中身については先ほど申し上げたようにまだきめておりません。

○細谷委員 自治省の大蔵省に対する主張は、本来地方団体がみずから自主的に年度間の調整等は行うべきである、現にそういうふうな指導してきたのでしよう。六団体もそういうことに主張しておりますね。これはそのとおりでしよう。自治省もそういう主張でしよう。そういうことのほかにまた大臣の言の意味、いまあなたの答えというのは、自治省みずからが管理します、場合によってはことしのうちに法律違反的なこともあえてして適当に調整する、こういうことなんですか。これはやらぬがいいですよ、たてまえてよ。やるのなら法律でびしゃつとやるべきですよ。政務次官、主張がだんだん変わってきているわけですよ、自治省の主張が。そしてみずから地方財政をフィスカルポリシーのワク内に売り込んでおる。交付税は二五%伸びましたと、量がなければいいのだ、質の問題などどうでもいいのだ、こういう形になっておる、たいへんな変貌を遂げようとする。財政局長がいみじくも言うように、いまや交付税は一つの段階にきておる、その点はいへんな変貌を遂げようとしておる、こういう時期にありますから私は申し上げている。ですから自主的な管理なんということは、当初の考えを捨てておらないのかどうか、大蔵省ときびしくこの問題に

ついて話し合ったときの態度は変わっておらぬのかどうか、六団体の考えと同じ考えに立つのかどうか、この点を聞いておるわけですよ。

○細谷政府委員 個々の団体が自主的に年度間調整をすることはあたりまえのことだと思っております。私も、別にそれにかえて総額の年度間調整をやるという考えは毛頭持っておりません。ただ私は財政計画でこれから六団体を指導していくにあたって、お金があつたら何でもあなたお使いなさい、いよいよにお使いなさいという行き方がいいのか、あるいは計画的に、たとえば道路にいたしましても、将来はこういうところまで道路を改良していきたい、それには年々これくらいのお金が必要といったような考え方をいれていくのがある点だと思っております。私はどちらかといえばこういう際にはそういう計画的見通した立上りという調整を考えていいのではなかるうかという気持ちを持っておるわけでございまして、従来の主張としておつたものにさらに加えて、計画的な運営指導のためにいいのではなかるうか、こういうふうな思っておるわけでございします。

○細谷委員 思っておるということでありまして、私はとやかく言つたつて、あなたがそう思っているのだからしょうがない。それならやっぱ法律どおり守つてくださいます。政務次官、法律どおりやってないのですから、法律どおり守つていただきたい。これははっきりあなたから答えていただきたい。

○砂田政府委員 いま御審議を願っておりまして交付税の一部改正、この法律に基づいていろいろ計画を立ててやってまいつたわけで、先生が法律違反だとおっしゃるのは、私、先ほど御質問の途中で入つてきて前の話を伺つておりませんでしたけれども、予算の成立の時期と交付税法の成立の時期の問題をおっしゃっているのではないか、それは私聞き違つておるかもしれません、そういう意味合いだといはしますならば、私どももやはり予算の成立の時期と交付税法の成立の時期と、同

じ時期であることが一番望ましいことだと思ひます。ただ一月の末にたたいま御審議を願つておりますこの法律案を提出いたしましたけれども、現実問題として三月中の予算の成立、三月中の本改正案の成立ということがなかなかむずかしゅうございします。同一国会中というところで従来も御了解いただいているように考えます。そういうようにひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○細谷委員 だれも了解してないのですよ。繰り越すなら繰り越すような措置をとればいい。予算の成立と関係はございせん。三月三十一日、四月一日というのは年度がかわつてくるわけですから、繰り越しの措置をとらなければいかぬのですよ。ことしのうちに、補正が従来のように事務的な問題はありましよう。ですからそれは翌年度に繰り越さなければならぬ。今度の場合はそれに二重にかぎがかかつて、覚え書きの内容にまで立ち至つてかぎがかかつて問題がありますけれども、それにしても六百八十四億円というのは繰り越すのだ、こういう措置だけを三月末にとるといふのがあたりまえです。措置をしない限りは——法律の中にそれが書いてあるからそれではないではないかというが、もう四月ですよ、雪は降つていますけれどもサクラの花は散つたのですよ。もう年度は変わつていりますよ。これは法律違反です。こんなことはやめてはいかぬです。今後は絶対におやりにならぬように、法律の番人である政府みずからがこういうことをやってはいかぬと思ひます。そして国民にはちよつとしたことでもすぐ、やれ刑法違反だとかあるいは公務員法違反だとかいうことを押つけておられますのに、みずからこんなことをやっておつたらよろしくないです。それだけとはかく申し上げて、今後そういうことのないようをお願いしたいと思ひます。

○細谷委員 基準財政収入額というのはどういうふうな計算なさるのですか。

○細谷政府委員 それぞれの団体におきまして、

標準税率あるいは一定税率によつた場合に通常得られるであろう収入を諸般のデータのもとに計算をしております。こういうことでございします。

○細谷委員 そうしてその得られるであろう税収に対して都道府県は百分の八十、市町村は百分の七十五、これは地方交付税法十四条で定まつております。都道府県は八十になつておりますか、市町村は七十五になつておりますか、御質問いたします。

○細谷政府委員 通常得らるべき収入、得られるであろう収入というほうが正確かもしれせん。その収入のそれぞれいまだ八割あるいは七割、これで算定をいたしております。

○細谷委員 算定するということは、先ほど御質問して、地方交付税法十四条に書いてありますから、そう算定したものが法律の八〇、七五ということになつておるかなつてないか、事実を聞いておるわけですよ。

○細谷政府委員 基準財政収入額を算定するにあつては八割、七割で計算をいたしております。もしお尋ねが、現実の実績と違ふのではないかと、いうことであれば、これは違ひがあると思ひます。

○細谷委員 実績と違つた場合にはどうなりますか。

○細谷政府委員 御承知のように、法人関係につきましては精算制度をとっております。その他のものにつきましては、この収入を基礎に交付税の算定を行なうということでございます。各団体を通じまして、実績と非常に違つておるということでございますれば、私どもの算定方法に問題があるであろうというので検討して、また合理化をする、直していくというふうなやり方をとっております。

○細谷委員 交付税課長いらつしやいますね。四十一年度、四十二年度、四十三年度は一体——実際の税収と違つた場合調整する、こう財政局長は言つておるのですから、実際の税収と基準財政収入額との関係はどうなつておりますか。わかりま

○横手説明員 毎年度、翌年度の基準財政収入額の見込みを立てるにあたりましては、一応各税目ごとに、できる限りその税収入の各団体ごとの見

たゞ基準財政収入額の算定にあたりまして、かなり客観性という面を重視いたしております關係上、現実の地方団体の税の決算額とは相違するものもございます。特に問題が現在残されておりますものには不動産取得税等の問題がございますが、やはりこうしたものにつきましては、各団体の決算額をとることはどうかという面もございますので、こうした開きのあるような税目につきましては、決算見込み額と基準財政収入額の配分額との差額につきましては、一部特別交付税において措置するということを行なつておる税目も二、三ございます。

○細谷委員　これは精緻、巧緻世界に冠たるものだと思いますから、ミクロの積み上げはマクロでありますから、マクロでちよつと試算してみたのです。こういう結果になっておるのですね。四十一年度、都道府県の場合は基準財政収入額が六千九百五十億円、税収決算額が九千八百六十八億円。その比率は七〇・五です。四十二年度はどうかといいますと、基準財政収入額は道府県の場合八千六百六十八億円、税収額は一兆二千九百九十九億円、七・一％です。八〇％ということになりますと、おおよそ九％ないし九・五％違うわけであります。そうしますと、交付税にはね返ってくるのは、四十一年度においてはおおよそ九百億円ぐらいい、四十二年度においては千二百億円ぐらいいの差額が出てくるわけですね。一方市町村を見てみますと、基準財政収入額が四十一年度において五千八百八十三億円、税収決算額が七千八百十八億円、七五・五％であります。四十二年度は基準財政収入額は六千九百二億円、税収額が九千二百九十六億円、七四・五％であります。そうしますと、市町村の場合の基準財政収入額というのは、法律が期待しておる百分の七十五にほぼ合つてお

ります。道府県の場合は七〇・五とか七一なんですから、これは過小見積もりじゃないですか。これは過小見積もりですよ。これは一体どういうことなんでしょうか。

○機手説明員 ただいま先生マクロの計算でお話しございましたが、御承知のように、法人関係税につきましましては、翌年度精算の措置が行なわれております。したがいまして、当該年度の道府県税の額と当該年度の基準財政収入額の面ではかなりの差異が見られるわけでございます。ただ、道府県税におきまして多少過小算定ぎみになっておりますものが、先ほど御説明申し上げました不動産取得税の關係あるいは料理飲食等消費税の關係、こういったものにおきまして多少過小算定ぎみになっております。と申しますのは、これらがいずれも通常地方団体が収入で得る額を算定するということにいたしてございまして、決算額を基礎にいたしてございせんものですから、個々の団体ごとの額を見ますと、かなりの幅が見られる、こういう状況にございますので、地方税計画によります適度の額を基礎にした収入見込み額を各団体ごとくに配分いたしますと、団体によりましては非常に過大算定になるおそれが出てまいります。そういうようなことがございますので、多少の調整を行なっております次第でございます。

○細谷委員 答弁にならぬ。参考のために基準財政需要額と歳出決算額を見てみますと、道府県、市町村の場合は、四十一年度、四十二年度いずれもおおよそ三九％前後なんです。これはあなたの方で言うように一致しているのですよ。その年にはでこぼこがあるというのですけれども、調整しているのなら、基準財政需要額と決算額との比率というのとは都道府県も市町村もほとんど同じなのに、基準財政収入額については百分の八十であるものがある。道府県では二カ年を通じて百分の七十一である。市町村の場合は、百分の七十五であるものがある。百分の七十四・五から百分の七十五・五の間。はおかしいじゃないですか。基準財政収入額は少く見れば見積もるほど交付税がよけいくる

のですよ、差し引き計算ですから。おかしいですよ。精緻、巧緻じゃないじゃないですか。世界に冠たる精緻、巧緻なんて言っておりますけれど、も、どこが精緻、巧緻なんだ。これははっきりしてください。

○細野政府委員　いま交付税課長からお答え申し上げましたように、基準収入額については税目ごととに算定いたします。昔は税目ごとに年度当初で算定したら、そのままではやっておったのですが、現実に見てまいりますと、法人関係

の税におきまして非常に各地方団体が實際と基準収入の間にアンバランスができたわけでございます。そこで、いま御指摘のように、収入額を小さく見積もられたところには交付税がよいいく、逆に大きく見積もられたところには少なくいく、にもかかわらず実際には反対に税収が入っている、こういった場合がございましたので、これを改めまして、法人の関係税につきましては精算主義をとったわけでございます。したがっていまして当初の算定に使いますときには、当初算定に間に合う範囲で一番最近の月までの実際の税収額をとりますして、それから後の、年度内の後の月につきましては、それを基礎にして財政計画の収入額に合わせてこれを算定をする、こういう行き方をやっております。それが翌年になってまいりますと、その見積もりをした部分が実績として出てまいりますから、今度はその、実績と前の年に見積もったものとの過不足を基準収入で精算をいたし

ます。実際に合わせるわけでございます。そういうことによつて順次その収入見積もりと実際の違いを精算によつて是正をしておるわけでございます。その場合に、いまお話のございましたように府県の基準収入率が総額から見れば小さいじやないかというお話、それは順ぐりにいま申し上げたように精算をいたしておきますから、翌年においてその残った部分が精算をされて直っていく、また自然増収があるとその分の率が下がる、こういうふうでございまして、こういうことを繰り返すことによりまして、常に自然増収ばかりある

わけてございません。自然減の年もあるわけでございいます。そういうときにまたもとへ戻ってくださる。府県と市町村の間は翌年度に精算する結果、府県の基準収入がふえてまいりまして、そのふえた分だけ交付税が市町村のほうへ流れていく、こういう行き方でございますから、仕組みとしましては、これは實際をとります関係上多少のタイムラグはございますが、仕組みとしては公平にいくように考えておる、こういうことでございいます。

○細谷委員 それはことばはそのとおりです。しかし事実が二年連続——四十三年度はまだ税収がわかっていますから私は出しておりませんけれども、二年連続道府県は七一％、市町村はちょうど百分の七十五相当額に出ているということ。言ってみますと、都道府県については私は一割くらいの誤差であればものを言わないですよ。一割近く違うのですから、これは直接交付税に響いてくるわけですから、金額にして一十億円以上の開きがくるわけです。私は道府県とかあるいは市町村がどうのこうのということを言っているのじゃないのです。交付税のあり方として、一方基準財政収入が道府県において過小評価されておる。市町村については適正に把握されておる。そういうことになるますと、交付税の不合理な傾斜配分とというのが結果として起こってきている、こういうことを私は申し上げている。こんなことではいかぬじゃないか。

○細野府委員 私はそれは税目の性質によると
 思います。市町村の場合は、御承知のように市町村
 税が年度間に非常に変動するようなのは何かと
 いいますと、法人税割が一番大きいわけです。あとと
 の税目は、所得割は前年の所得を使いますから、当
 初算定の際にはほぼ実態に合うものがいける。固定
 資産税は評価額でやっておりますから、これも実
 態に合うものがいける。あと諸税ございいますが、
 電気ガス税等、多少変動はございます。市町村税
 は結局そういう法人税割が一番変動要素を持っ
 ている。ところが府県税は、もう御説明するまで

もないように、法人事業税と法人税制と両方あるわけですね。しかも法人事業税が相当大きな額、こういったことがございまして、いまの仕組みに実にはなつたわけではございません。府県税には法人関係以外に、たとえば最近では自動車税であり、また不動産取得税であり、またとことうもの、税収の見込み自身をつくるのに非常にむずかしいものでございまして、それにも最近自然増収が大きい出ております。そういう関係がございまして、いま府県、市町村の実際の決算と基準財政収入額を基礎に割りかえしたものを比較されて、割合が低い、要するに基準率を下回っているというところでございまして、それは翌年に精算をして直した基準収入よりもさらに自然増があったためにそういうことになった。したがって、これはずつと長い目で見ていただきますと、両方の府県税と市町村税の税目の種類の違いからくるものは、これは私もある程度やむを得ないと思っております。交付税の理屈からいえば、見積もりを客観的なデータによつてしたものはそのままでいいじゃないかというものが本来の理屈だろうと思つてますが、先ほど申し上げましたように、それではあまりに法人関係税の動きが激しいというので直してあるわけでありまして、そういうことでございまして、それは年度の終わりに交付税をきめますればそういうことはある程度防げるかと思つてますが、いまのように夏に当初算定をするというところになりますと、こういったところが一つの行き方ではなからうかと思つております。もちろん個々の税目の算定については、もともと私どもも研究をしなければならぬものはあろうと思つてますが、仕組みとしてはいま申し上げたようなことでございまして。

○細谷委員 これは答弁にならないのです。私は、結果として府県の基準財政収入額というものがきわめて過小に把握されておる。その結果、府県に不合理な形で交付税が傾斜配分をされておる。かっこうになつておる。それは年度間調整するのだ、税収が把握できないというけれども、実績は

百分の八十であるものが百分の七十一にしかなつていないのですから、これはおかしいですよ。そこでもう一つ、別の面から交付税の今度の全体計画を見ますと、都道府県の場合には基準財政需要額が交付団体で二千三百一十一億円で、収入額が千五百五十六億円の伸びでありますから、差し引き九百七十五億円の交付税がいく、こういう勘定になっております。道府県の不交付団体の場合、四つしかありませんけれども、基準財政需要額の増加が六百六十二億であります。収入額はこれの倍に近い千六百六十四億円の増である、こういうことになっております。したがって基準財政収入額が五百二十億円の超過、こういうことになっております。一方、市町村をとつてみますと、交付団体の欄では基準財政需要額の増が二千六百億、収入額の増が九百五十億、したがって千六百五十億円の交付税を配分する、こういうことになっております。ところが、ふしぎなことには、不交付団体はどうかといふと、市町村の場合には基準財政需要額が七百八十七億、収入額は千五百二十五億、したがって二百六十二億円の不足、不交付団体の欄においても市町村の場合には大幅な財源不足という結果になっております。ところが、実際の交付税では、これは無視しておる。無視して、市町村の交付団体の不足額千六百五十億は交付税として出しまして、道府県には九百七十五億円を出しまして、こういうことになっております。

ところで、私は最近の推移をながめてみたわけですが、道府県の不交付団体というのは、収入額は年々需要額との格差を広げていって、収入額は市町村の場合には年々、不交付団体の場合、マクロ的に言いますと、需要額のほうが伸びるかわりに収入額が伸びませんから、逆転しているわけですね。そうでしょう。そうしますと、市町村の不交付という欄は、何が一体不交付団体なんですか。個々の問題をまた持ち出すでしょうが、マクロ的に言えば、これは二百六十二億円の基準財

政需要額の上回りがあるのですから、不交付団体じゃないじゃないですか。こんなばかんな全体計画がありますか。さっきの基準財政収入額の過少評価、こういう問題と関連して、全体計画でもこういう不合理が出てきておる。これは一体どういふことなんですか。

○細谷委員 お配りしたこの資料の四ページ、これをあらためての御質疑と思つて、その注にございまして、交付、不交付の別は、昭和四十三年度の区分による。こういうことが書いてございまして、四十四年度はこの交付、不交付の団体の区分が変わると思つて、これも先般この委員会でお答えを申し上げたわけでございますが、一般の市町村では、四十三年度は百二十三の団体が不交付団体になっておりますが、四十四年度は、私どもの見通しとしまして、このうち相当数、半分ぐらゐが交付に転ずると考えております。そういう見込みでございまして、この表は、ことしの姿としては、この表ではちよつと読み取りにくい点があると思つて、す。しかし便宜、交付、不交付は個別の問題でございまして、昨年の区分によつて分けたものでございまして。

○細谷委員 個々の問題に話をすりかえてもらふことは困るわけですね。全体計画の姿を見てみれば、都道府県の場合には、全体として交付、不交付突きまぜますと、二千七百九十三億円の基準財政需要額の増に対して二千三百二十億円の収入額の増でありますから、四百七十三億円の道の府県の突込みでは財源不足ということになるわけですね。四百七十三億円の突込みでは不足ということになります。市町村の場合にはどうかといふと、全体として三千三百八十七億円の基準財政需要額の増加に対して、収入額は千四百七十五億、千四百七十五億の増加から、差し引き千九百二十億、千九百二十億の不足といふことになるわけですね。にもかかわらず、この全体計画の中では千九百二十億円の不足がある。基準財政需要額が収入額を上回っている市町村に対しては、千六百五十億円

の交付税しかやりません、道府県に対しては四百七十三億円の不足しかないのに、九百七十五億円の交付税を配ります、おかしいでしょう。これは、本来ならば千九百二十億と四百七十三億円の割合で分けてやるのが正しいのでしよう。それで、それが交付税の精神でしよう、マクロでは、ところが、不交付の欄で不交付分を見て、そうして配ろうとするからこうなっているのですよ。そういう形で全部計算して、単位費用とか補正とか加えていって、個々の異動はありましよう。出たり入ったりがありましよう。百二十ばかりの市町村が今度は半分ぐらゐに減るかもしれない。こういうことは起こつてくるでしょうが、全体計画ではきわめて不合理でしよう。筋が通らない。政務次官、おかしいと思わないですか。お答え願ひます。

○横手説明員 ただいまのお手元の表は、注にも書いておるうかと思つて、交付、不交付の別は、昨年の八月決定の交付、不交付の別によつております。ということは、四十四年度の交付、不交付団体のこまかい区分が現段階では不可能でございまして、とりあえずそういう区分分けを行なつております。したがって、御疑問のようないふ点が出てまいるわけではございますが、市町村の不交付団体には、これは、実は特殊な要素がございまして、一つは東京都の特別区でございまして、これは実は東京都と特別区合せて一本算定にいたしますが、この表では都府県別になって、特別区分は市町村の不交付団体扱いになっております。そういう関係もございまして、この表の需要額と収入額の差引額はかなり大きい額になっております。ただ、四十四年度におきまして不交付団体から交付団体への程度移り変わるかといふことにつきまして私ども検討いたしました、百二十三団体現在でございまして、約五、六十団体移り変わるのじやなからうか、こういう見込みを立てた次第でございまして。

そこで、実は四十三年度におきまして四十九団体、不交付団体から交付団体に移り変わつてお

ります。そのための交付税の所要額といいますが、これら四十九団体の財源不足額は十八億円でございます。したがって、四十四年度において五、六十団体移り変わるというしまして、どの程度の見込額を立てるかが一応問題になったわけでございますが、四十三年度の不交付団体から、四十四年度におきまして交付団体に移り変わらうという団体は、かなり財政規模の大きい団体が含まれておりまして、約五十億円交付税のほうでふえてまいるのじやなからうかというふうに見込みまして、実は、この全体計画の市町村の交付団体の欄の「その他」の欄のほうへ実は計上いたしております。

おっしゃいますように、交付、不交付の区分分けが一応形の上だけに終わっているという点はございませうけれども、一応そうしたことを行なっておりますので、差し引き交付基準額の道府県分の見込みあるいは市町村分の見込み、これはおおよそこの程度におさまってくるのじやなからうか、こういうふうな見込を立てる次第でございます。

○細谷委員 技術的なことは私は聞いていないのじやないのだ。全体計画をおかしいじやないかと言っているのだ。単位費用の決定とか補正のやり方等いろいろ問題がありますけれども、そういう前提に立つて計算していきますと、都道府県の場合には四百七十三億円の交付税上の不足財源が生じておる、市町村は千九百十二億円の不足財源が生じておるにもかかわらず、交付税の実額の配分というものは、市町村には千六百五十億円である、都道府県には九百七十五億円配ります、この全体計画はおかしいじやないか、こう言っているわけだ。おかしいですよ、これは千九百十二対四百七十三という割合ならこれはいいでしょう。その前提である単位費用とか合理的である、補正等も合理的に行なわれた、こういう形で積み上げたものがこういう形であるとしますと、あなたのほうの前提を信用しますと、この割合で分けてやらなければおかしいじやないかと言っているのじやない。

す。府県をよけいかわいがり過ぎていっているじやないか、収入のほうで甘く見てやって、またここでこういうことはおかしいじやないか、こう言っているわけだ。

○細谷政府委員 毎年この表をこういつた形で出しておられますので、先生もよく御存じのことかと思っておりますが、計の欄の差し引きで計算しようということになりますと、不交付団体から超過財源を取り上げなければできないということでございます。御承知のように、不交付団体の超過財源は、計画において財源が不足する団体だけに交付税を交付するという仕組みでございますから、この欄にございませうに交付団体の需要と収入の差額について交付税の増加額を充てる、こういう行き方でございます。計の欄でございませうに、こういふふうには私は思いません。

府県と市町村の配分につきましては、先ほど来、府県のほうへ交付税が寄っているのではないかと申すお説だと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、基準収入につきましましては計算の結果、基準収入額に精算増が入ってまいりますから、その分だけ、府県にいく交付税が町村のほうへ流れていくということで調整をしております。タイムラグがありますことは、技術的に現在はやむを得ないのではないかと考えております。

それから増加額が府県と市町村にどうかということでございますが、いままででございますと、交付税の増加額、いわゆるこの欄で言えば交付基準額の増加額というものは、府県のほうが常に半分以上であつたわけでございます。数年前は常に二対一という状況でございまして、昨今、税収の問題もございまして、それから需要の算定のしかたも影響いたしまして、今回は逆転をいたしました。このように二千六百億のうちの千六百億までが市町村にいくということで、私どもとしては市町村に需要を非常によい見込んできておる、現在の市町村行政の必要性というものを取り入れ

ておるといふふうに考えております。

○細谷委員 現在は市町村行政の重要性を取り入れておると、たいへん大きく出たわけですが、いままでは市町村は眠ってまいりましたが、このことが裏にあるわけですね。それはそれでよろしい。そういうことで、これは私は増の問題だけを比較したのですが、論より証拠です。横手課長の、それはおまえは増加の分だけ、基準財政需要額の増加の部分と収入額の増加の部分だけを比べているからそういう議論になるのじやないか、根拠のほうを比べてくれ、こういうふうにおっしゃるのだらうと思つて、根拠のほうを調べてみますと、こういうことになる。道府県の四十三年度における不交付分の基準財政需要額は三千九百六十九億円、収入額は四千七百六十六億円であり、四十三年度の不交付分は千七百七十四億円、これに、基準財政需要額は増加じやないですか。根拠、この基準財政需要額は二千八百七十五億円、これに、対して収入額は二千八百七十四億円であり、これに、なるほど五十九億円ばかり。都道府県は一千十億円です。市町村の場合はわずかに五十九億円しか超過してないです。それが四十四年度に、今度の全体計画の基準財政需要額と収入額の伸びを加えた四十三年度の八月算定ではどうなるだらうかというのを推算してみますと、今度は市町村の不交付分は二百六十二億円も不足してくるわけですよ。ですから、個々の問題は別ですよ、マクロ的には、いまやもう全市町村は完全に交付団体の状態になつておる、こういうことを証明しておるのです。これは根拠のほうをやればもつとはつきりしてくる、こういうことなんですよ。おかしいと思わないですか。私は都道府県が豊いとか、市町村を重要だといふふうには財政課長のようには思つてない。財政課長はいみじくも、市町村は、いままでは軽視してきたが、こゝしは重点を置いてきた、こうおっしゃつておる。しかし現に交付税は四十三年度においては全体として幾らかという、都道府県に六二、三％いっておるでしよ

う。市町村に対しては三七、八％ですよ。四十三年度は市町村に重点を置いたといふけれども、私の推算では、全体の普通交付税の五八％くらいは府県にいく。四二、三％くらいしか市町村にいかない。逆転してありませんよ。なるほど四十四年度の点については確かに逆転しましたけれども、全体としては逆転しない。若干格差が縮まったといふにすぎないのです。全体計画としてはおかしいでしよ。いまや、例外を除けば、すべての市町村が交付団体である。現に代表的な都市である指定市というものがまた交付団体になつておるじやないですか。おかしいですよ。この全体計画はどう見ても不合理です。これは直してもらいたい。どうですか。

○細谷政府委員 いままでは市町村は眠つていた、そうではございませんで、やはり地方財政の状況がそれほど苦しかった。交付税の需要で見込むものはやはり義務的経費を第一に、御承知のように府県にはたくさん給与費があるわけであり、その給与費をめぐつて、市町村の需要を伸ばすといふこともできなかったわけでありました。そういう関係で、いままでは財源の余裕がございませんで府県のほうに片寄つていた。多少財源の自然増収が出てまいりましたこの際に、行政水準の引き上げに力を入れたというところから実は思ひ切つて市町村に回しておるわけでございます。この全体計画がいろいろ御議論があるようでございますが、交付、不交付の区分というものは、これはどうしても個別の問題の積み上げでございますから、交付、不交付を突つ込みで、全体計画で需要と収入が合うようにするためには、不交付団体の超過財源を取り上げて交付団体に回さなければならぬといふことでございまして、これは国税制度の仕組みの根本にかかるところであります。その点は御理解いただきたいと考えております。それから、市町村が大部分は交付なんだ、私もそうだろうと思つて、こゝしは、先ほど申し上げましたように、四十三年度百二十幾つの不交付団体、そのうちおそろく半分くらいは交付に転化

する。そういったしますと三千数百の市町村のうちで五十か六十が不交付という、ほとんどが交付団体になるだろう、こういうふうを考えております。

○細谷委員 この全体計画は、府県に人件費等あるからというが、自治省が一番悩んでいるのは給与関係費ですね。ところが現実には府県には給与費があるから、いまだ交付税をよけ配った。市町村にも給与費はあるのですよ。財政上の構成比は府県が上でしょうけれども、あるのですよ。それは理屈にならないですよ、あなた。市町村だって職員がおつて動かしておるのですよ。現に地方財政計画では、私は前にも申し上げましたけれども、従来四割くらいあった給与関係費というのは、今日では三三%か四四%に落ちてきているでしょう。四十四年度などははっきり落ちてきているでしょう。七割くらい給与関係費というのは割られておるのですよ。ですから、そういう今日までの地方財政計画なり等の推移をながめればはつきりしているわけです。それはあなた理屈にならぬのであつて、この全体計画はおかしい。交付税の配り方はいまや精緻巧緻でも何でもなし。単にきまりのないわざで、ぞうきんだんをやっているようなものだ。そうですよ、わざをかけるようになつて、そしてわざをかしいやつを表面上並べ立てて、裏のほうは空洞化している、形骸化しておる、こういうことをしなさい感じがします。いまや交付税制度は、技術的に精緻巧緻かしらぬけれども、本質はすでに失われておる、そういう転期にきているのだ、こういうふうにしなさい、きやならぬと思うのですよ。

そこで、さつき超過の問題が出ました。交付税法第二十一条、東京都の特例ですね。都の特例をあなた取り上げているでしょう。あなたのほうの計算によりますと、東京都と大阪府と大分市というものは都制でありますから、大阪府と大分市というものは違ひます。そこで二三区というものがそれぞれの自治体だというふうに仮定していきますと、東京都には四十一年度において大体百五十八億円

くらいは交付税をやらなければいかぬ、四十二年度には百五十九億円の交付税をやらなければいかぬ、こういう勘定になるのですよ。たまたま二十一条で都の特例という形で一本算定しているもので、それから、都のほうの財源が余つていますから、それでならしておる。大阪府と大分市という形の形態をとつていけば、百五十億圓くらい東京都はもらへたはずですよ。これは少し不公平じゃないですか。交付税法第二十一条なんてこれは不公平ですよ。今日指定市は財政難にあえいでいる。片や指定市所在の府県というのはわりあい裕福だ。あり余つていながら言つていませんよ。わりあい裕福だ。ところが東京都もそういう実態なのですから、都制をしていながら都の特例という形でそれにならしてしまつていながら、本来ならば百数十億圓の交付税がいつておらなければいかぬ、そういうことですよ。それをやらない。これは私は東京都にやれということよりも、不公平じゃないかと云つていながら、二十一条なんというのをわざわざ設けて、これはどうなのですか。

○細谷政府委員 東京都につきましては御承知のように二三区プラス三多摩、島嶼につきましては府県制度、それから二三区の部分については府県と大都市を合わせた性格を持つておる、こういうことでございまして、そのゆえに東京都と二三区、特別区との関係は他の府県、市町村に見られない特別な関係があるわけでございまして。御承知のように、通常の市で申しますれば保健所の行政でありますとか、あるいは清掃の事務でありますとか、あるいは消防行政でありますとか、こういったようなものにつきましては普通の市ならば市がやつておるわけでございまして、二三区の区域内においてはこれは都が所管をいたしております。それから逆に税制につきましても、市町村民税の法人分あるいは固定資産税、普通の市町村でございすれば、あるいは他は他は都が徴収をいたしておるわけでございまして、したがしまして東

京都というものは、都と特別区の間で分配につきまして、他の府県と市町村と違つた特殊な事情にございまして、それをどういうふうに算定したらばいいか。私どもは交付税法、ここにございまして上に特別区の部分につきましては大都市としての計算をいたします。したがしまして、大都市がやつておりますまいし申し上げた清掃でありますとか消防というものは特別区の計算に入つてくる、それから逆に税収につきましても大都市と同じような計算をしておる、こういうことで交付税の計算は出てまいります。ところが現実の都はまさに特殊の性格で、その両方を通じて行政が入り組んでおる、税制も入り組んでおる、その上、都区調整交付金という制度を設けておる、ある特別区からは金を吸い上げて他の特別区に金を渡しておる、こういったような、自分の中でもそういう調整をいたしておりますものから、東京につきましては部分とそれから特別区分で算定されましたものを合計した結果によつて都に交付税の交付をする。現実には不交付ですからいたしておりませんが、そういうようなことでやつておるのでございまして、私はやはり東京都の特殊性から考えられた一つの仕組みである、かように考えております。

○細谷委員 東京都と二三区というものについては、地方自治法上定められておる税財源の配分等も道府県と市町村との関係とは違つた形において配分が行なわれておる。しかし交付税については、二三区については指定市というように形では、二十三区については道府県と同様に基準財政需要額、収入額というものを計算をしていく、それから都については道府県と同様に基準財政需要額、収入額を計算していく、そうして出たものについてはそれぞれの基準財政需要額を合計する、収入額を合計する、そうしてその差額だというから何にももらえない。ところが、大阪府等の形になりますと、府という形で算定をする、大阪府という形で算定をする。市のほうは基準財政需要額のほうで収入額を上回りますから交付団体であります。二三区も、同様に計算しますと

百数十億圓の財源不足を生ずる。そうしますと、法律の第二十一条に、そういうふう計算するといふ「都等の特例」という規定がありますけれども、この規定は不公平じゃないか。大阪と同じように計算したらいいじゃないか。現にあなたのほうでは何かの制度を改正しようとする、都道府県合併等をやろうとすると、三つの県なら三つの県が一緒になりますと従来の交付税は減額しないように保障するなんというのを法律にびしゃつと書いておるでしょう。第二十一条の「都等の特例」はおかしいです。不公平です。都のほうに逆交付税みたいな調整交付税があることは知つております。それがあつたからといって、国との関係は別問題ですよ。これはおかしいじゃないですか。国民は平等の原則によつて税金を納めている。法のもとには平等である。でありますから「都等の特例」なんてことはやめて、やるべきものはやりなつたほうが交付税の原則として正しい。もしそれでいかぬということになれば、現在の交付税制度は局長のおっしゃるようにならぬにきておる、私どもはいまや交付税制度はたいへん変貌しつつある、こう言つていられるのでありますから、抜本的に交付税も含め、税財源も含め、シャブ勧告、そういう点にまでさかのぼつて問題をながめてみなければいかぬじゃないかと思つたのです。現行制度のもとにおいてこの第二十一条というのは不公平だ、私はこう言つていられる。これはおかしいですよ。そして警官をふやすということになれば、ばつさり東京都に持つていく。交付税がいかぬものですから、何か知りませんけれどもつかみ金でばつとやるとか、こんなおかしいことは許されなかつたと思つたのですよ。政務次官、大臣おられますけれども、こんなものがあるのですか。これはおかしいですよ。おかしく思わなかつたのですか。第二十一条を廃止するか、あるいは全体的な問題について再検討しなければいかぬです。東京都民が承知しませんよ。おまへのほうは道府県税のほうに余裕があるから、赤字の二三区はそれで埋めてやれ、こういつておる。大阪のほうとかなんと

かについては、府県のほうは超過財源は法律上い
かんともしがたいからほうっておきます、市のほう
には交付税をやります、こういつているのです
よ。これはおかしいですよ。

○細谷政府委員 たびたび申し上げますように、
都は全く特別な団体でございまして、形式とそ
ういった実態とどう調整するかという問題は、私
は研究の余地はあると思います。あると思いま
すが、都と特別区の間に財政的には調整交付金とい
う制度が認められておるものですから、それをど
こまで取り入れるかということになりますと、ま
た都自身の自主性の問題にもなるうかと思いま
す。現状におきましてはこういつた行き方をとつ
ておりますが、かりに都の実態に合致して、先ほ
ど申し上げましたように、行政を普通のところな
ら市がやっているのを都がやっているのだとい
う、そういう実態。それからさらに、御承知のよ
うに特別区の職員は都の職員が配属されておいま
して、特別区は七割方が都の職員であるわけで
す。都費で持っておるわけです。そういう実態
に合せて四十三年度の基準財政需要額、収入額
をそれぞれに計算いたしてみますと、都分は十九
億の超過、特別区分は八十三億の超過というこ
とで、やはり実態に全く合致して見てもそういうふ
うな計算が出るわけでございます。そういうこと
とがございまして、私も、それは形式的に
公平か不公平か、議論の余地はあるうかと思いま
すが、何しろ都の特殊性というのを考えてまい
りますと、現行の行き方ではないのではなからうか
と一応考えております。

○細谷委員 二十一条、「都等の特例」と書いてあ
るのです。これはまあいいのではないかと、こう
おっしゃっていただけます、今国会、この委員
会が始まる際に奥野委員から質問があつて、人口
五十万をこせば指定市になるのだ、こういうのが
規定ですが、指定市などはふやすつもりはないと
おっしゃる。都というのは日本に一つしかないわ
けだ。ところが、都というのは何も東京都に限つ
たことじゃなくて、一般的なもののなんだ、こうい

うことを言っておいでになる。しかし、そういう
ことから言うならば、都になったから不公平が起
こらないように——あなた方が自分のやりたいと
きは、府県合併なんというときには交付税が減ら
ないようになつて配慮しているでしよう。都に
なつたつて減らないように配慮してやらなければ
ば、だれも都になりませんよ。都というのは地方
行政上にはいいからこういうことを設けたのでし
ょう、私はそう思いませんけれども、にもかかわら
ず、この二十一条の規定なんというのはおかしい
ですよ。政務次官お答えにならぬですが、これは
交付税制度あるいは事務再配分等、全般的な技本
的な総合的な検討をして直すか、いずれかの方法
をとらなければならぬと思うのですよ。いかがで
すか。

○砂田政府委員 お話を承っておりまして、都と
特別区の関係、現在の都と特別区の行政区分の
問題等、先生御承知のとおりでございます。先生
が都とおっしゃる意味は、そういうものを含めて
のお話でございます。それを大阪府、大阪市の関
係に直接当てはめて、それと比べてみるというの
は、私はおこたばを返すようですが、ちよつと御
無理があるような感じがいたします。ただ、細谷
先生おっしゃいますところのシャープ勧告までも
う一べん戻つて根本的な検討を加えるべきだとい
うことにつきましては、交付税というもののいま
のあり方は転換期にきておるといふうにわれわ
れも考えておるところでございますから、そうい
う意味合いから、都と特別区のだいじまの行政の
あり方という問題も含めて根本的な検討を加えて
みる、これは私もやらなければならぬこと
だ、このように考えております。

○細谷委員 大阪でも、御存じでしやう、都制問
題という議論が起つておるでしやう。しかし都
制をしいたら交付税が減つちやうのですから、い
ままで大阪市の分としてもらつておつたものはな
くなつちやうでしやう、大阪府のほうから埋め
ますから。そんなことであなた、都制なんという

ことにはなりつこないでしやう。東京だけに、都
制というのは一般的なもののなんだ、何も東京都に
限つたものじゃないのだ、だから東京都について
の法律をこの間地方自治法の一部改正でやつたけ
れども、これは憲法九十五条に抵触しないのだ、
こう都合のいいときにはやつておつて、そして都
合の悪いときは現行法からあたりまえであつて、
東京都といまの大阪府、大阪市とを比べるのはお
かしい、議論も、これはやはり通辭です、そう
じゃないですか。ですから次官、まともに答えて
もらなければいかぬです。それは抜本的な検討
をするのは一つの考えだ、こうおっしゃいま
す。現在の制度を是認する限りにおいては、二十
一条は削つたほうがいいです。まあ、あとでい
る質問したいのでしけれども、そういう形で交
付税を配ることがいいか悪いかは別問題です。現
行の交付税制度である限りにおいては、これは
配つてやるのが公平というものじゃないか、こう
私は言っている。そうでしやう。二十一条を削る
か、あるいは抜本的に改正の方向をとるか、い
づれかでなければ、このままではいかぬじやない
か。

○砂田政府委員 現在の東京都とそれから二十三
特別区の事務の配分のいまの姿、それぞれの財政
の姿、こういうことを考えてみますと、私はいま
の現行法が先生おっしゃるうようにそんなにはな
だしい不公平を見ておるといふうには実はとり
ません。したがつて、交付税の問題を議論いたしま
すときも、先ほどお答えをいたしました、都と
いって先生がおっしゃいますその都のことばの中
に含まれている意味合いは、現在の都と特別区
それぞれの財政の仕組みと申しますか、事務の配
分のあり方と申しますか、そういうものを含めて
の都という御議論だと思ひますが、したがつて、
そういう都と特別区といまの現在の姿をそのまま
大阪府、大阪市にはめて考えてみるのはちよつと
御無理な点があるのじやないだらうか、そういう
意味に私は受け取つたわけなんです。したがつ
て、大阪府、市がそれぞれの——都制の問題もお

話しになりましたけれども、いまの東京都の現状
でございまして、東京都、特別区、それぞれの
財政のあり方、事務の配分のあり方、こういうこ
とも大阪としては検討をなさつておられるところ
だらうと思ひわけでありまして。したがつて交付税
が、今日の現行法でいまの東京都の現状に当ては
めて考えるならば、それほど私は不公平だと実は
考えません。むしろそういう議論をいたしてまい
りますならば、いまの都と特別区とのこの現状の
ままでいいかどうか、そういうことも含めて、細
谷先生おっしゃつたシャープの勧告のあの思想ま
でに返つていつて一べん検討してみ、これはや
らなければならぬことだ、こういうふうにか
へております。

○細谷委員 なかなか私の間にお答えいただけ
ない。私は、現行二十一条といふのはこれは問題
がありますよ——現在地方制度調査会でもこう
いう問題が論議されておるわけですよ。まあい
れどいう形になるか、制度調査会等からも出
てくるでしやうから、きょうのところはこの程度に
しておきます。

大臣、私は大臣不在中に、あなたがおつくり
になつた四十四年度の交付税の全体計画というの
も、もう完全に行き詰まつちやつて破綻をしてお
るんだ、こういうこと、あるいは現在のたとえは
都に対する特例等にも問題があるんだという点、
あるいは都道府県の基準財政収入額のほうが見
積もりが甘過ぎるぞ、どう言ひわけしようが、都道
府県に、現行制度の中でも一十億円程度、市町村
と比べますとその基準財政収入額の見積もりの甘
さから傾斜配分が行なわれておりますよ、これは
不合理じやないか、このことはもうすでに、今日
の交付税制度は抜本的に検討し直さなければなら
ぬところになっておるのだ、もう交付税の限界とい
うのがびしやつときておるのだ、こういうことを
申し上げたわけですよ。おらぬで残念だつたので
すが、ひとつ十分に御検討をいただきたいと思いま
す。

そこで今度は、交付税全体の配り方の形式の問

題をひとつお伺いしたいと思うのでありますが、その前に、大臣がいらつしやっておりますから、今度の地方財政計画では給与関係経費は構成比で、幾らになっておるか、投資的経費が構成比で幾らになっておりますか。

○細谷政府委員 お配りいたしてございます。「地方財政計画の説明」の中の五ページにあがっておりますが、五ページの最後の欄で、給与関係経費が構成比で三三％、投資的経費が三七％でござい

ます。

○細谷委員 十年前の三十四年ごろは幾らになっておりましたか。

○細谷政府委員 これは三十五年について申し上げますと、給与関係経費は三九％、それから投資的経費は三〇・八％でござい

ます。

○細谷委員 ずっと流れを見てみますと、給与関係費というのは地方財政計画で三十一年から三十五年くらいまでは三九から四一くらいのパ

ーセントの構成比であつたわけですね。一方、投資的経費というのはまあ二五％くらいから二八、九

％くらいだったわけですね。いまのお答えのとおり、ところが昨今、四十四年度はどうかとい

いますと、給与関係費が三三％でござい

ますから、おおむね九％程度伸びました。このことがどういふことを意味する

のでございましょうか。ほかのほうはあまり変わってませんよ。地方税も大体四〇

くらいでございます。これはもうずっと連続として四〇％前後でござい

ます。これはもうずっと連続として四〇％前後でござい

ます。これはもうずっと連続として四〇％前後でござい

ます。これはもうずっと連続として四〇％前後でござい

ます。これはもうずっと連続として四〇％前後でござい

ます。これはもうずっと連続として四〇％前後でござい

も、大臣はどうお考えですか。

○野田国務大臣 人件費を削って投資のほうに向けたという。私は人件費を削るというこ

とは、これは給与と私自身が落ちないこととして、これは給与という体制で、これに

対する財源というものは、まあ私が、これを削って自治省が削って、い

わゆる自治省が地方団体に圧力をかけてそれをどうこうという、そ

ういうことはあり得ないことでござい

ます。同時に投資の財源がふえた、これは御承知のとおり、非常

にいままで押えに押えた地方の仕事の量がふえてきてい

るし、できるだけ不自由し

てい

ます。これは三十五年について申し上げますと、給与関係経費は三九

％、それから投資的経費は三〇・八％でござい

ます。

○細谷委員 ずっと流れを見てみますと、給与関係費というの

は地方財政計画で三十一年から三十五年くらいまでは三九から四一

くらいのパ

ーセントの構成比であつたわけですね。一方、投資的経費

というのはまあ二五％くらいから二八、九％くらいだったわけ

必要な経費のおそらく一部になるでありまして、その増、それから定員合理化による減、そういったようなものを全部加えて計算をいたしましたものでございまして、昨年、四十三年度においてとりましたのと同じ態度をとってやっておりますこととでございます。

○細谷委員 同じ態度ということでありましてけれども、それはこれはいろいろ伸びたが、投資的経費重点だ。地方財政計画の柱と申しますと、大臣も趣旨説明を述べた際に、地域づくり、街づくりを進めるのだと申すのが一つの柱、もう一つは地方公営企業の経営基盤の強化をやることと申す、これが第二の柱であります。なるほど公営企業繰り出し金については、構成比は地方財政計画全体の中では二割でありまして、伸びは四・五になっておりますから、言ってみますと、倍以上伸びている。これはたいへんな伸びであります。それで四十一年ごろ、いわゆる地方財政が四十年、四十一年というのはたいへんへっ込んだ年でありまして、構造は依然として同じような形で推移してきているわけですね。私はここに問題があると思うのです。ですから当面は、口は便利なものであつて、どうにでも国会でまかしてあげたい、こういう形で御答弁なさつておられますけれども、この地方財政計画の構造上の変化ということは私は非常に重要な問題である、こう指摘せざるを得ないのであります。大臣、どうですか。

○野田国務大臣 特に給与費の問題をお取り上げのようでありまして、これは伸び率が他の経費に比べて低い、特にその点を御指摘のようでございますが、私の考えでは、地方公務員の給与につきましては、これは従来とつておる姿勢をもちろなくずさないし、またこれに対する措置としては、構造上のパーセンテージからいえば、ほかの経費に比べて低いということですが、給与そのもの、人件費そのものについては、これは私もはちろんなおざりにしてないし、四十三年度と同様な基準で一応これを計画、これまた予備費にも相当

考えておりますが、人事院の勧告によつて国家公務員の給与が上がるとなれば、これは当然準じてやりますし、これらにつきましては万手落ちのないようなことの心がまえを持っております。したがつて構造上の率によつて人件費を非常に軽視しているという、この数字でいろいろ出てまいりましようが、先ほど財政局長が申しましたとおり、全体の財政の伸びが給与費に当てはまる伸びよりも高くなつた場合、これはパーセンテージから御指摘になりますればそういう率が出てまいりましようけれども、給与費全体に對しての考え方というものはわれわれ全く軽視してはいない。

〔委員長退席、大石(八)委員長代理着席〕
むしろ非常に重要視している。また四十三年度にもその姿勢をとつたのでございまして、人事院勧告に基づいていろいろの折衝があり、最後に一カ月間さらに繰り上げたときの財源措置も手落ちなくやつておりますし、その点、構造上の率によつて給与関係の経費を軽く見ているという御注意がございまして、私は支障なくこの措置ができる、またすべきだといふたてまででございます。したがつて、繰り返して申しますが、ほかの経費に比べてその給与費の率が上がつてないんだということだけで御指摘になりますことは、私どもの考え方を御理解願へばわかつてくると思ひますが、決して給与費を軽視しているというようなことは毛頭考えておりません。

○細谷委員 私は、大臣が給与費について重大な関心を持つていらつしやるといふことは認めます。しかし、いままでの歴史的な推移あるいは今度の伸び等の構造的な変化を一そう助長する内容、そういう点を見ますと、大臣のことばはともかくとして、大臣の意図と違つた方向に地方財政が動いていくのではないか、こういう心配がございします。特にこの点については大臣に——これは私はもう事業をやるなどというのを申し上げておるわけじやありません。事業のために人件費を削るということとはよろしくないぞ、しかも現に、いままでの歴史的な推移から見るとそれ以外

考えられないような推移をたどつておりますし、現にまたそれと考へられるようなものもあるもので、それから、特に大臣に、失礼な話でありますけれども、注意を喚起していただきたい、こういうことで一つ申し上げたわけです。

そこで今度の交付税制度の中で、この投資的経費等についてかなり重点的な配分が行なわれることも、当然地方財政計画の表と裏でありますから、そうなるわけでありまして、この中で一つお尋ねしておきたい点は、一体過疎と過密という点について、大臣は政治的立場からどういうふうに対処していかねばならぬのか、どういう点についてひとつお聞かせいただきたいと思ひのであります。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕
特に私は地方財政計画を持ち出してお尋ねいたしておるのは、交付税制度だけでは問題は片づかないのであつて、先ほど来申し上げておりますように、税財源の問題あるいは交付税制度の問題、国の補助金等を含めた政治的の姿勢の問題、そういうものが総合的に関係、連関しておるわけでありまして、今度の地方財政計画なり交付税制度の中で過密対策、過疎対策という名前が出てきておるのでありますが、どういふふうにしてこれに取り組もうとしていらつしやるのか。私は結論だけ申し上げますと、交付税というものは、交付税法第一条にありますように、もともと財源調整であります。本来この交付税制度の起りといふのは、税源で貧弱なところは過剰な税をかけなければならぬ、きまぬものから、やはり税はひとつ公平にかけていこうということから、この交付税制度といふのは、いまは名前が違つて、変遷してきておりますけれども、生まれたいきさつからいつても、その重点というのは税財源の調整ということなわけばならぬと思ひます。税財源の付与、いわゆる財源の増強、こういふことよりも、貧弱団体に對する税財源の調整をやつていくのだ、こういうことが重点でなければならぬと思ひます。そういう

う点では交付税は過疎対策、人口急減地区に對して重点的に配分してやらなければならぬものだ、こう私は思ひます。これについて大臣のお考えをお尋ねしたい。

○野田国務大臣 この地方交付税の本来の目的といひますか、使命と申しますか、いろいろこれは御意見がございましたが、帰するところは、地方団体が自主的に独立性を強化することを目的としてやはり財政計画を立てなくちゃならぬ。その場合に、特に地方行政の計画的な運営を保障するということが法律に出ております。それが地方交付税の質についての論議というよりも、目的がそういう目的でございまして、もとより、お示しのよう地方税によつてまかなえない日本の地方団体の現状、これに對して特に地方交付税というものが出てきたのであります。したがつて、その地方交付税の配分というものは特別な任務を持つてゐるわけでございます。ところが、この過密、過疎地帯の対策、財政計画でございまして、たとえば過密地帯といふものは、これは急速な人口増進地帯であります。なかなか通リ一べんの財政処置ではまかなえないといふことは、これは事実でございます。これくらい激動している社会、経済の推移でございまして、いろいろな手当てをしなくちゃならぬことは当然でございます。これはひとり地方団体の——行政は自主的にやりますけれども、財政処置としては、国として考えますにはやはり全体的に、いろいろな税のことにつきまして、やはり地方税の配分とか、そういうものまで検討を続けなくちゃいけないかと思つております。したがつて、これらの問題は今後残された重大な問題でございますが、特にいまお話のありました過疎、過密、ことに過疎という問題、これまた非常に大きな現象でございまして、どうして普通の考え方の街づくり、地方づくりといふものではできない、やはり過疎対策といふものはひとつ大きな特別の施策を必要とする、これももう御存じのとおりでございます。したがつて、いわゆる当時の交付税法をつくつたときの考え方でもって一貫して

いま交付税の取り扱いをしていいかという御意見は、私は、やはりその時代に応じ、その社会、経済の推移に応じて交付税等は考えなくちゃならぬと思っております。

そこで、今度の財政計画におきましても、その意味におきまして、過疎、過密地帯に対しては相当重点的に取り扱っているつもりであります。しかし、それでもこれが完全にいくか、財政上の不安がなくていけるかということになります。またなかなか容易でない点も相当残されておりますが、いまお話しになりました過疎、過密地帯に対して重点的に取り扱うべきだという御意見は、私もごもっともだと思っております。

○細谷委員 過密、過疎というのは、現象的に見ますと、これは表と裏だ、こういうふうにいわれておりますけれども、私は、政治的には表と裏という形で過密問題、過疎問題というものを論ずるのは間違っている、こう思っております。本来、過密問題というのが起こったのは、何といてもやはり高度経済成長政策というものの結果として起こっているわけです。その過密地帯については、産業公害とかあるいは交通渋滞とか、いろいろな問題が起こってまいっておりますけれども、過疎地帯というのは完全な被害者です。全くデメリットばかりです。メリットなど一つもない。そうなりますと、私は、政治的には過疎対策というのはいわゆる重要な問題として取り組まなければならぬ問題ではないか、こう思うのです。私の考えは間違っているでしょうか。

○野田国務大臣 私は、細谷さんの意見、そのとおりだと思っております。私もそう感じております。たとえば、よいいなことを申すようですが、高度経済成長政策というものが、ひずみが出たということがある。その当時使われておりました。いわゆるそのひずみの一番顕著なものが、この過疎地帯なんかにあらわれたと思っております。

そこで、いろいろ政府として、過密地帯をどうして防ぐか、過密にならないようにしようかというので、たとえば東京中心なら首都圏整備法なんか

つくってやりましたけれども、なかなかこれは、その立法と実態が伴わなかったのも、もう細谷さんが十分御存じのとおりでありまして、いろいろ対策は、政府は決してほったらかしにしてはおりませんで、ことに過密地域に対する対策は数年前から、これは過密対策としてやるのじゃなくて、人口のバランス、それから産業の分散とか、いろいろなことに手を打っております。新産都市がどう、工特がどうということももう百も御存じのとおりでありますけれども、これは事実においては、その企図していること、実際そのとおりあらわれておりません。これは私も率直に認めます。そこで、いま過密、過疎地帯というものは、一自治省の問題とか、あるいは地方財政の問題とか、地方行政の問題とかのことばかりでなくて、事実もう大きな政治問題になっております。細谷さんの御意見どおり、私は、やはりこの過密地帯、過疎地帯は大きな政治問題として取り組んでいかなければならぬ、こう感じております。

○細谷委員 ところが大臣、私の考え方に一応同様の意を表されたのですが、今度の交付税の需要額の増をどういうふうに見ておるかといふことと、市町村に対して大体三百五十億の基準財政需要額の増加を見込んでおられます。その内訳は、人口急増に対して七十億ですか、それから、いわゆる都市圏構想というのが、これは県庁所在地らしいですが、その周辺ということ二百八十億、合計三百五十億見ておられます。これはけっこうなことではあります。これは過密対策というものはやはり焼け石に水だと思ふのですよ。ところが、私はむしろ政治的にはもっと重点を置くべきだと考えられる。また大臣もそうおっしゃっていらっしゃる。過疎対策については、一体幾ら見ておるかといふことです。道府県、市町村を通じて二百十億円であります。これは過密対策の半分です。これは焼け石に水という形容詞にもならぬです。(二階から目録だと呼ぶ者あり)二階から目録だという不規則発言もありますけれども、これではそれこそ二階から目録にも当たらぬかもしれ

ぬ。これを一体どう思ふのですか。考え方として、過疎と過密という問題を対置してとらえるならば、しかも人口急減補正というのはすでに数年前から行なわれておる。人口急増補正というのも行なわれておりますけれども、言ってみますと、産炭地関係等も含めまして、人口急減補正のほうに早く起こった歴史的な経過があるのです。にもかかわらず、今日の段階においては過疎対策は全くなっちゃおらぬ。どうお思いでしょうか。土地開発基金という形に、まあこれもおそろく都市対策でしよう、こういうのに交付税法の精神をおかして金をつけるというよりか、こういうところにおつけないとなつたほうがよろしいんじゃないでしょうか。現に自治省は昨年、人口急増地区、人口急減地区についての詳しい調査をなさつたでしよう。人口急増地区にも問題がある、急減地区にも問題がある、そういうことで、こういうことを前置きして、こういう交付税の配分方式がとられようとしておるわけですが、私はこれはよろしくないと思ふのです。ただそのかば焼きのにおいをかがしたようなものじゃないですか。これは大臣のお考えをお聞かせたい。

○野田国務大臣 その過疎地帯に対しての財政の手当てが非常に乏しい。私は決して違ひますとも言いません。しかしいろいろ過疎対策の仕方の内容を見ますと、過疎対策の財源はひとり交付税だけにとよめるわけにはいきません。交付税はその一部として考える、他の面からして過疎対策の計画を進めていく、こういう考えでございましてから交付税の額は、それはお示しのように決まっています。うぶだという財政の額でございせんが、やはり交付税はその部分的な負担をしているのでござい。いろいろな手を用いて過疎対策をやるといふことでございまして、決してこれでもって足れり、交付税だけでうんと出せ、これでやれといふような。できればよいにやつたほうがいいのでしようが、いま申しますとおり、交付税はその対策の財政の一部をまかなうのだというたてまえてござい。今後は、やはりこれらについて

はさらに積極的に考えなければならぬ、こう思っております。

○細谷委員 これは過疎対策については、大臣、これはウナギのかば焼きのにおいをかがせるようなものですか、片や土地開発基金なんというたいへんなごちそうをどこどこに出そうと、こんな交付税制度はおかしいですよ。過疎はたいへんな問題なんです。この問題も私はもう少し聞きたいわけですが、過疎の話が出たので、この議場もちょっと過疎になったわけですが、この議場の中も過疎になったからひとつ私はここで一応終わって、あとでまた地方公営企業の問題、特に都市交通あるいは病院問題、そういう問題について引き続いて質問をしたいと思ふのです。(もう二時間半もやつたんだからいいよと呼ぶ者あり)時聞のことを言うけれども、成立してないのを、遠慮して、私は協力してやっておつたんです。きようは、だからここで一応終わります。

○鹿野委員長 本会議散会後に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後一時二十二分休憩

午後五時十七分開議

○鹿野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。細谷治嘉君。

○細谷委員 午前中に引き続き、交付税の配分の方角と申しますか、性格、そういうものについて大臣に若干お尋ねしたいと思ふのでござい。今度の交付税は全体計画の中で過密対策と過疎対策、こういうものについてそれぞれ基準財政需要額の増加が見込まれておるのでありますけれども、過疎対策にはわずかに二百十億円、交付団体分としては二百六億円、過密対策については四百二十億円、交付団体分としては三百億円、こういうふうにかねられておるわけでありまして、今

日の過密問題、過疎問題に取り組み姿勢としては焼け石に水ではないか、さらに過疎対策というものが過密対策と比べますときわめて冷遇されておるのではないか、こういうことを指摘いたしたわけですから、これについて財政局長、これに妥当と思ひですか。

○細郷政府委員 今回、過密対策、過疎対策として需要額に織り込みましたものは、それぞれ昨年実績は抽出調査、実態調査をいたしまして、その結果によつたものでございます。過密につきましましては抽出調査の結果、人口の急増に対応するためには緊急に必要とする施設、たとえば学校といったようなものに追われて、ほかの投資事業がおくれば来たしておるといったようなことがわかりましたので、そのおくれ分を取り戻していききたい。このテンポでいけば、調べた結果からいいますと、三年くらいで追いつけるのじやなからうかという角度から財源措置をいたしました。それから、過疎のほうにつきましましては、これも実態調査をいたしました結果、教育費その他につきましまして、過疎の状況に照らして財政的にも十分でないと考えられましたので、それを入れましたことと、さらに農業、産業、行政費についてこれを加えることになしたわけでございます。もちろん、これだけで私どもは過疎や過密対策が十分であるとは考えておりませんし、過疎過密には財政上の問題以外の問題もいろいろ含まれておりますので、なお今後広くそういうものについても検討を加えていかなければならない、かように考えております。

○細谷委員 これについて、これ以上申しませんけれども、私は地方財政計画に盛り込まれておる過疎対策、あるいは過密対策、それを裏づけようとしております交付税、いづれを見ましても、きわめて不十分であると同時に、過疎と過密に対する対策が片手落ちである、アンバランスである、こういうふうに申し上げざるを得ないと思ひます。そこで大臣、これを手直しなさるおつもりはございませんか。

○野田国務大臣 この過密対策、過疎対策の財源

措置でございますが、これはもう細谷さんのおっしゃるとおり、これで十分なんて毛頭考えておりません。財政需要が相当必要だということもよくわかつております。しかし、四十四年度では相当重点的に取り扱つたのは間違ひないと思つておりますが、しかし、その配分の上において、もう少し考えたいいじやないかという御忠告です。私はわかりますけれども、一応過密対策でも増加分として四百二十七億増加いたしております、昨年に比べてですが。過疎対策もこれはもうお示しのとおりでございます。当然財政処置も大事なことでございますが、いろいろの対策も立てなければなりませんし、今後やはりそういうことを根拠にして、将来ともそういう考え方でできるだけの財政処置はまあよろん、その他の行政措置も考えていきたい。いまこれをすぐ修正するようにという非常に強い御忠告でございますが、私どももいたしましては、相当重点的に取り扱つておるつもりでありまして、いまのところこの配分でひとつやっていきたい、こう思つております。

○細谷委員 そこで、私はお尋ねしたいと思ひますが、今度の交付税では、先ほど来指摘した点と関連するわけでありまして、この投資的経費というものを動態的に把握していききたい、こういうことを目ざしておるわけですね。動態的に把握するという具体的な内容はどういう方向ですか。

○細郷政府委員 投資的経費は人口がふえるにつれてふえていく、将来ふえていくだろうということを見通してこれを見積もつておくということが一番望ましいだろうと思ひます。反面、投資的経費は、同じ団体でも年々変動いたします。非常に規模が大きい団体ですとそれほどでございますが、普通は、これはある施設をする、来年はまた別の施設をする、そういうことで変動もございします。したがって、そういう点に対応するものとして、私どもは一つは都市圏補正といったものを大幅に取り入れてまいりたい。それから人口の急増補正も従来からいたしております。これもやっています。それから、事業費補正ということも

やっています。従来よりもその費目を市町村に広げまして大幅にやっています。こういう行き方を考えております。

○細谷委員 都市圏補正とかいろいろ出ましたけれども、今度の投資的経費を動態的につかんでいくという一つの柱は、計画的事業費算入方式を全面的に導入したことでしょう。この計画的事業費算入方式というのは、たとえば国がきめた道路五カ年計画、治山治水五カ年計画、港湾整備計画等のほかにまだ何かありますか。

○細郷政府委員 道路、河川、治山治水、それから港湾、それから文教、それに清掃、下水、そういったようなものでございます。

○細谷委員 この方式をとりますと、国の計画のワケ内で計画をする。発表されたものはむろんのこと、発表されないうちで各省できめられた計画、そういうものにとつて交付税が配られるわけでありまして、文字どおり地方交付税というのは国の計画の中にべたつとはまつてしまひますね。

〔委員長退席、大石（八）委員代理着席〕

フィスカルポリシーという国の経済政策、それから出てくるもろもろの計画、予算のワケ内に地方財政というのは完全にはまつていくと思ひますのでありますけれども、大臣いかがですか。

○野田国務大臣 びたつと国の景気調整に基づく財政計画にはまつていくことが、先ほど来申し上げ申し上げておりますとおり、国の財政計画と地方財政計画とは、公共事業その他には大体一致するものもございしますが、おのずからまた地方の負担する公共事業その他の問題がありますので、びたつと一致してそこにはまつていくというようなことはいいないのじやないか、こう思つております。その点において、先ほど申しましたように、自主的に当然考えて計画し、実施しなければならぬところが相当たくさん残つておりますから、細谷さんが先ほどからお示しになつた国の景気調整に乗つて、何でもかんでも地方でやりたいことがまんでやらぬ、そういうような考え方は全然私どもは持つておりません。

○細谷委員 これは調査室からの資料でありますけれども、計画的事業費算入方式というものはどういうものかについて若干の解説があるのです。「これまで、投資的経費算定の最も原則的なものは、減価償却算入方式であつた。しかし、この減価償却算入方式の算定に用いる耐用年数は、二云々として「不合理な面も含んでいた。そこで減価償却算入方式をやめて、計画的事業費算入方式というものを導入した。」「この計画的事業費算入方式は、閣議で決められた「道路整備五カ年計画」等を基礎として、事業費についてはすでに単位費用の積算に用いられているところであり、今回の改正では、それ以外のものについても各省の整備目標等を参考に、単位費用の積算に用られることとなつた。」「こういうことでありますから、政府の方針に全く基づいて交付税が計算される、こういうことになるわけですね。言つてみますと、交付税というのはいよいよ三条二項の性格からはずれて、国の補助金的な性格をきわめて濃くしていつておる。国のフィスカルポリシーというのは地方財政にはなじまないというのが自治省の従来からの主張でありまして、事実上はそれをなげうつて、フィスカルポリシーの中にみずから飛び込んで、その中に組み入れようとしておる、交付税を補助金的性格に大きく飛躍させていく、これじやないのですか。大臣どうなんですか。

○細郷政府委員 交付税制度は、交付税法の一条にもございしますように、行政施設の水準を保障するという制度であるわけでありまして、それで、どの程度にこれを保障していくかというところについては、やはり長期計画的なものを持つてやっておりますが、きわめて望ましい、こういうふうな考えでございします。そういう意味で、今回長期計画のものにつきましては閣議決定になるものもございしますし、そうでない、各省の考えております将来展望、それも入れております。

〔大石（八）委員代理退席、委員長着席〕
各省の考えておりますものは各省限りで現在の段

ませんけれども、安定経済成長でいきたいと盛んに言っておりますが、これは私も認めておる。その点はちっともあなたの意見にどうということはないが、ただ財政計画の編成といふことは、これに對してあなたの御指摘になるように、地方財政といふものは地方の行政水準を高める特別な自主的な目標を持っておるから、そこで国の経済成長になじまない。偶然なじんだようなことがあらわれてくることがあるかもしれませんが、これは世の中のことで、基本的にはやはり自主的な計画、自主的な施行をやる、こういうことで四十四年度の財政計画におきましても、理論的にそうなたかならぬか、実は私はそういうことで争うということではないのです。現実私が省議とかんとか開いた場合、いろいろな財政の計画をし交付税の配分をするときに、国の景気調整がこうだからということでは私は意見を私の幕僚から聞いていないのです。やはり各県のおの自主的に、もちろん不交付団体は別ですが、交付団体はどういう計画をしておる、それはこうしなければいかぬというようなことはしてない、自主的な判断によつてやつておる。私もそう信じておるのです。だから、理論的にいろいろ、細谷さんは非常にその点エキスパートだからでございましょうが、国のそういう注意すべきことは注意いたしますが、少なくとも四十四年度の交付税の配分にあたりましては、あくまでも自主的な姿勢を私どもも持つておつたということは偽りないことですから、それだけ率直に申し上げておる点でございまして。

○細谷委員 この点私は大臣に、地方交付税の性格といふものがたいへんな転機に来ておると思ひますので、特にこの点を強く申し上げておるわけですが、

そこで私は、次に移らせていただくのですが、地方財政計画のいま一つの柱は、地方公営企業の経営基盤の強化といふこととございましてね。ところで、今度の地方財政計画では千四百八十八億円といふことでありますから、かなり大幅な繰り入れをやつたわけですね。ところでひとつお尋ねしておきたいことは、この「都道府県展覧」というところの一五ページに公営企業繰り出し金について書いてございまして、「具体的財源措置は、下水道を除いては普通交付税で措置することが困難であるので、当分の間は特別交付税等によつて措置されることとなる」といふふうにしてございまして。これは首藤さんの論文でございまして、今日地方交付税が検討されておる段階において、千四百八十八億円のうちで大体下水道といふものと六百六十九億円でありますから、これは普通交付税で措置するけれども、その他は特別交付税で措置するといふのですから、おおむね六百億程度はそれで措置するということですね。特交で考えようといふことです。特交なんてのをこんなことできめるなんて筋が通つてないじゃないですか。大臣いかがですか。

○細谷委員 公営企業をやつております団体と、やつてない団体がございます。そこで、公営企業に対する繰り出し金につきましては、やつてない団体にその需要を算定するのめいかか、こう考へるわけでございます。いわゆる普通の経費でないものにつきましては、普通交付税の算定において、その需要の捕捉が困難であるといふことで、特別交付税といふ考え方に立つておるものでございまして。

○細谷委員 普通の経費でない——先ほど私が質問いたしました都市圏補正というのがありますね、去年は指定市と札幌と福岡ぐらいでしょう。これはおおむね県庁所在地とその周辺についてやるわけでしょう。そういうものに対して、二百七十億円から八十億円の基準財政需要額の増額を見込んでおる。普通のじやないでしょう、これは。全国津々浦々まで及ぶものじやないでしょう。公営企業だつて、合わせれば全部で六千もあるのですよ。相当普遍的なものです。水道を一つ例にとつたつて、いまや水道の普及率といふのは九〇%でしょう。普通のだとか普通のでないといふこと、これを入れぬなんておかしいでしょう。

「土地基金だつて同じじやないか、そうならば」と呼ぶ者あり」

○細谷委員 都市圏補正を適用します費用は、市町村で申しますれば、どこの市町村にもある行政費目でございます。その費用につきまして、特にその都市の経済構造が高い、いわゆる二種、三種の経済構造が高い、あるいは人口集中地区の人口が多い、そういうようなことをもとにいたしまして補正をしたり、あるいは昼間夜間の人口の出入りの度合いで段階をつけて考へるわけでございますから、これはその行政自体がそれぞれの団体に共通にあるものについてでございまして、公営企業につきましては、水道のようにほとんどの団体で行なわれている普遍的なものについて普通交付税で処置をいたしますときには、たとえば水道については消火せんに要する経費といつたものは一般会計負担ということに負担区分が定めてございまして、したがって、そういうものについては、消防経費を算定する際に算入をいたしております。しかし、公営企業の中には、病院をやつてゐる団体もあれば、やつてない団体もある。あるいは交通事業にいたしましても、やつてゐる団体もやつてない団体もある。そういうふうには、都市圏補正を適用いたします費用と違つて、その団体で全然やつていないというふうなものについては、負担区分による繰り出し金に対する財源措置は普通交付税として必要がない。そこで、特定の団体になるものだから、いまの行き方、技術的にやむなく特別交付税という方法によつてゐる、こういう考え方でございまして。

○細谷委員 先ほど不規則発言もあつたように、普遍的でない一番の見本は土地開発基金ですよ。これは普通のじやないでしょう。あなたのほうで適当に基準をつくつて、そして御丁寧に条例の準則までつくつて示しておるのではありませんか。あなたの通達も出ているでしょう。それには特別補正という形で単位費用もびしやとときめた。今度の場合には下水道を除いたつて、下水道の工事をやつてゐる地方団体の数よりも、上水道をやつてゐる自治体の数、病院をやつてゐる数、工水、あるいは交通事業をやつてゐる自治体の数のほうが多いでしょう。下水道の数なんてそんなに多くはないですよ。これだけは普通交付税で計入して、残りの半分、六百億程度は、土地開発基金の六百億円はやつたけれども、特別交付税といふのは一体どういふことですか。特別交付税といふのは、そもそも年度の途中で予測されない事態、災害等が起つた場合、万一の場合に備えて、百分の六だけキープしてあるものですよ。それをあらかじめ法律が審議されている年度の初めにこれを特別交付税でやるなんていうのは、精緻巧緻な交付税もないでしょう。

○細谷委員 下水道は特に先般、昨年でございまして、法改正で市町村の需要を算定する際に、下水道費といふものを特別に取り出して立てました。したがって、そういうところから下水道はそのまま普通交付税に算入をいたしております。

それから土地開発基金のお話もございました。土地開発基金については、市町村分にあつては人口十萬の団体、あるいは道府県分にあつては人口百七十七萬の標準団体につきまして、御提案申し上げておるような単位費用をそれぞれきめ、それをさらに各団体の経済構造あるいは集中地区人口の占める割合といつたようなもので補正をいたしまして、やつてまいりたいと考へておる。その際に、全部の三千団体にこれを配分するといふことも、私は確かに一つの考へだと思つております。しかし、三千の団体に全部配分したといふことで満足するのあまり、人口の少ないところにはわずかに何万というような配分になるというような問題もございまして。土地開発基金につきましては、先般来申し上げてゐるようなやり方をやつておるわけでございます。

○細谷委員 私の質問は、開発基金については午前中の質問で、大体山口質問もあつたし、私はそれ以上言わなかつたわけだ。私が申し上げたいの

は、土地開発基金等については特例補正でござい
ますという事で単位費用を設けた。三千三百は
かりのうちの割に満つるか満たないぐらいのも
のに土地開発基金を配ろうとしているのに、それ
は普遍的であつて、そしてこの下水道も普遍的で
あつて、その他の水道とか工水、交通、病院、そ
れから市場、簡易水道、こういうものは普遍的で
ない、だから特別交付税に押し込んだんだ、こう
いうやり方は、精緻巧緻な交付税の道からはずれ
ておるのではないか。もっと筋の通った配り方で
なくちゃいかぬじゃないか。本来特別交付税とい
うのは年度の当初において予測することのできな
いことがありますが、そういうものについて百
分の六だけキープするものじゃないか。おおむね
八百三十三億円キープするわけですね。おかしい
ですよ、これは。

○細野政府委員 公営企業につきましては、御承
知のように独立採算のたてまえをとつておりま
す。それに対して、負担区分というものを定め
て、一般会計がその一部を持つ、こういう行き方
をとつておるわけでございます。これは先生御承
知のとおりでございます。その場合に、その種類
の公営企業をやつていない団体については、一般
会計で負担をする義務がないわけでございます。
もしそういう団体が普遍的になつてまいりますれ
ば、これは共通に財源措置をしたらいいと思ひの
です。したがって、水道のようなものは、先
ほど申し上げたように、消防経費を見ておるとい
うような行き方をとつておるわけでございます。
したがって、そういう特定の団体についてのみ公
営企業がある場合にはじめて一般会計の負担区分
の財源措置が必要だ。これは負担区分を法律、政
令で定めておるわけでございますから義務になる
わけでございます。その団体に対しては、どうし
てもその財源を保障すべきものだろう、こう考え
ております。それが特定の団体でありますからゆえ
に、私ども技術的にそこを全部網羅して捕捉する
ことができませんので、やむなく特別交付税にい
たしておる、こういう考え方でございます。

○細谷委員 これは私の質問に答えてないわけ
です。私が質問をしてゐるのは、土地開発基金など
が普遍的であつて、下水道が普遍的であつて、な
ぜ簡易水道とか上水道とか病院などは普遍的がな
いのか。そういう取り扱いを交付税でやつてゐる
のか、こういう点を質問してゐるわけですよ。私
は内容のところを議論してゐるわけじゃないので
す。そうしますと、交付税の問題については、こ
れは特別交付税の性格からまた逸脱するじゃない
か。今度は申しませんが、大体において数
年前のことでありましてけれども、特別交付税の総
額が四百億円ぐらゐになつた際に、この委員会の
席上で、前の財政局長であるいまの次官が――議
事録もちゃんと残つてゐますよ、今日の段階では
特別交付税というのが非常に額がふえてきたの
で、百分の九十四という現行の普通交付税のワケ
を九十五か六くらいにして、そしてちゃんとルー
ルに基づいて交付税というのを計算されることが
地方財政が計画的に運営されるゆえんであるか
ら、百分の六という特別交付税のワケをお減らし
になつたらどうですか、こういうことをお聞きし
ましたところが、そういう段階に來てゐるの
です、こういうふうに当時の財政局長は答へたので
す。ところが、細野さんが局長になつてからどう
なつたかという、あなたが局長になつてから五
百億円とか六百億円だ。四十三年度は六百数十億
円、四十二年度は五百数十億円、今度は八百三十
三億円になつたのです。柴田さんが財政局長は何と
時代の倍になつたのです。それでもあなたは何と
言うかという、特別交付税は多々ありますと弁
ず、こう言つてゐるのです。多々ありますと弁ずと
いうことばか、こういうことを考えてイメージな
やり方をしよう、という考えから、逆に言います
と、計画性を持たない形で特別交付金で逃げ込ん
でいつてしまつて、こういうことになるのではな
いかというのを私は心配してゐるのです。です
から、当分の間は特別交付税でやるといふこと
から、いやこれは特別交付税でやるといふのは
ちよつとおかしいぞ、本来ならこれは普通交付税

でやらなければいかぬのだ、こういうふうにお考
えになつたのでしよう、書いた首藤課長は、わざ
わざ当分の間と書いてあるのですから、それにし
ても、これは普通交付税で、普遍的でないからど
うのこのうといふことではおかしいですよ。これ
ははつきりと千四百八十八億円、それも公営企業
が独立採算制とか何とかではなくて、負担区分の
原則に基づいてこれだけ一般会計から入れてい
きましよう、その裏づけを交付税でやつてやりま
しようという形でやつたわけですから、大臣、これ
は当然交付税は配つてやるべきですよ、ぴしやっ
とルールに基づいて。つかみだして地方団体が思
うようなことではなくて、計画的に財政運営がで
きるように、普通交付税で処理してやるべきで
す。それをあくまでも逃げるのはどうもおかしい
ですよ。大臣、お答え願ひます。

○野田国務大臣 公営企業の財政の内容から、でき
るだけ公営企業の財政を保持したいといふか、財
政の内容を少しでも健全化の方向に持つていこう
といふ、これはもちろん基本的な考え方なんで、
それがいま技術的なことで――私も実は細谷さん
の御意見を承つております。私は遺憾ながらそう
いふ法則的な問題を明快にお答えすることのでき
ないことを残念に思ひますが、非常に傾聴しまし
た。しかし、ここにいまお話をありますとお
り、当分の間といふことを書いてあるといふことば
でございます。また、ただ一つ、いまつかみ金を
やつた、こういうことですが、これは特交でもや
はりその計画はちゃんとしております。決してい
いかげんにこれだけ余つておるからぶち込もうと
か、そういうことをやつておりませんが、しかし
基本的な問題は、私は細谷さんの御意見をいまま
でお聞きしてあります――そこで、ここに局長
もいろいろ申し上げておりますが、技術的問題
でございますから、私は十分検討します。私がこ
こに明快に御返事できないのはそういう意味です
から、御了解願ひつて、十分検討するといふこと
でひとつ御了承願ひます。

○細谷委員 大臣、十分検討するといふことはい
いですが、これは技術的な問題じゃないで
すよ。普通交付税と特別交付税のあるべき性格を
くずしてはよろしくない。こういう単なる技術的
な問題じゃないわけですか。
そこで、首藤さんがちよつといらつしやいます
から、この当分の間といふのはどういふ意味でお
書きになつたのですか。一年といふことですか。
ことしは間に合ふから、当分の間といふのは来
年度からやるといふことですか、どうなんです
か。
○首藤説明員 普通交付税に算入いたします技術
的な問題がまさにございまして、そういう点が
解明できますまで当分の間、こういう意味でござ
います。
○細谷委員 よくわからぬ。一般会計からあれに
入つてくるのは千四百八十八億円、よくわかつて
おるのです。ですから、当分の間といふのは、
時間的な問題があるから、ことし一年でございま
す、それを当分の間といふあれでやつたのだ、そ
れならわかるのだ。それにまた普遍性があるとか
ないとか変なことばが加つてきてしまつと話が
こんがらがるわけだ。事務的に時間が間に合ふな
かつた。当分の間とこの論文には書いてあります
けれども、大体ことしは覚書とか何とか書いて
おつて間に合ふなかつたので、来年からはぴし
と交付税でやるべきものはやります、こういうふ
うにならないければならぬと思ひます。大臣、そ
うでしよう。
○野田国務大臣 私、先ほどもお答えしましたよ
うに、私が技術的に申ししたのは、決してあな
たの御意見が技術的な問題で出てゐるのではなく
て、基本的な問題だといふことはよくわかりま
す。ただ、まあこれがいま首藤課長からはつきり
お答えできなかったのは、あれはやはり当分の間
といふのは、基本的なこと、技術的といふこと
ではありませんが、一応これはどうしても計上し
ておかなければならぬ、これだけ金がかかるんだ。そ
こでいろいろなにした結果、特交のほうの金をお
つ、それは技術的なことですが、あなたの

しやるのは、基本的な問題で、技術的な問題を論じておられるということではございません。そこで、いま当分の間ということばが出ましたが、当分の間というのは当然時間的なことを考慮しております。私が、十分検討しますと申しましたのは、そういう意味も実は入っております。これはやはり疑義のないように、交付税におきまして特交というものの区分は明確にすべきものだということ、これは非常に私の頭に入りまして、そこで、十分検討するということは、私がこどもでつてすぐあなたにお答えできないのは、いろいろな事情も聞きますが、しかし立論の根拠というのは、私は細谷さんの根拠はなるほどそうだと思うて実は先ほどから傾聴いたしておりました。やはり筋の通ったほうにひとつ来年度から持っていくたい、私はそう考えております。

○細谷委員 大臣の気持ちはわかりますけれども、大臣、六百億円の特別の土地開発基金を配るあれがあるのならば、こういう地方財政計画の重要な柱になっておる地方公営企業の経営基盤の強化というのが柱なんです。これこそ計画的に運営できるように普通交付税でやるべきであつて、来年の二月にならなければ幾らもえらるかわからぬなんという特別交付税でやるべき筋のものではないんです。当分の間というのは、私はこれは今回ひとつ修正していただきたいと思ひますが、大臣は少なくともことし一年やってくれぬか、こういう善意の回答のようでありますから、ひとつ問題を残して次に移っていきなさいと思ひます。

そこで、地方財政計画の一つの柱としての公営企業の経営基盤の強化、その経営基盤の強化として、ことしの予算が編成されるまでに何を一体自治省は柱として選んでおったかといひますと、地方債の質の改善ですよ。去年の九月ぐらゐから一生懸命地方債の質の改善を主張しておった。そして当時の担当の課長あたりは、全国水道大会等では、来年見ておつてごらんさい、地方債の質の改善は断固としてやります、こういうふうにあい

さつをしております。ところが、驚いたことに、大臣、今度の地方債計画を見ますと一向に改善されておられません。これは一体どういうことですか。

○細谷委員 地方債の質の改善につきましては、一つは良質といふか低利の資金をふやすということがございます。そこで、私もその点につきましては、公営企業金融公庫の貸し出し金利を引き下げたい、こう考えておりました。目下鋭意その成案を急いでおる、こういう段階でございます。

○細谷委員 今度の四十四年度の地方財政計画というのは、なるほど要求の段階では低利の政府資金、質のいいものを六九%ということでしたが、できたものはなんですか、五九%じゃないですか。四十三年度と同じですよ。そうして今度の資金コストを見てみますと、四十四年度は全部上がつております。なるほど公営企業債だけは、柱になっていきますからちよつと気がとがめたんでしよう。一毛八厘ぐらゐ資金コストが下がつておるようでありますが、ほかのものは全部上がつてしまつておるんです。大臣、これでは宣伝と事実とはあんまり合つていないじゃないですか。私は公営企業の経営基盤の強化の重要な柱の一つは、長期低利の地方債を必要量確保すること、なければならぬと思ひます。それがこのていつていたんですよ。みんな資金コストが上がつてしまつておる。これじゃ、これは確かに若干去年よりも一般会計からの繰り入れ額をふやしただけで何にもなりません。これではどこに一体経営基盤の強化を具体化しているのです。お答え願ひます。

○細谷委員 経営基盤の強化はいろいろな方法があると思ひますが、今回私も考えておりますのは、すでにいま御議論のございました一般会計から繰り出し金の増額、これは大体去年度の倍ぐらゐは出してあります。そのほかは資金コストを引き下げたいというので、公営公庫の貸し出しの資金コストを引き下げたいという考えのもとに、ただいま私のほうも成案を得べく努

力をいたしております。こういうことでございませう。

○細谷委員 成案を得べくということですが、これはおそらくギャンブルの話でしょう。この間の新聞を読みますと、地方団体からたいへん反対を受けて、何かことしは半年分、そうして〇・五%ということ、九十億円が半分になったようでありますが、まだ法律を出すに至つておらぬ。これについては、私は大臣の所信表明の際に、地方財政法という法律で処理することは問題がありますよ、それぞれの事業法でやりになるならやらなければならぬと思ひます。しかし、ギャンブルそのものにスタートから問題があるわけでありますけれども、こんなギャンブルの——地方団体の収益の中から取つて、公営企業金融公庫の金利を五厘引き下げようなんというのなら、まず国が範を示すべきでしょう。模範を示すべきですよ。一昨日ですか山口委員が私どもの法案の修正案をいたしました。公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、それは、現在七分三厘ぐらゐというたいへん高利な資金でありますから、それを政府資金並みの六分五厘にしてみよう、そのためにはひとつ六百三十三億程度の政府の出資を、できた一年ですけれども、三年ぐらゐのうちにやつてもらおうや、残りの半分ぐらゐはひとつ年間三十億程度の利子補給でやつていけば、びしゃつと六分五厘の長期、安定した資金が確保されるのでありますから、そういうや、こういう提案をしております。ねらいは同じでありますけれども、模範を示さぬで、しかも変なところに財源を求めておる。どぶに財源を求めたとは私は申しません。しかし、大臣、これでは地方からおつ取つてきて、公営企業金融公庫の資金量をふやそう、金利を引き下げようなんというのは、これはあまり感心したことはないと思ひます。いかがですか。

○野田国務大臣 まあ、公営ギャンブルの金を持つてきて、公営企業金融公庫の金利の引き下げをやるのは感心しない。一番基本的な考え方は、何とかして公営企業の財政を少しでもよくしよう、だれが見ても、どうも七分三厘という金融公庫の金利というのは高過ぎる。そこでいろいろ金利の引き下げに頭を使ったのでございませうが、なかなか資金繰り、財源というものは困難でございませう。しかし公営企業そのものの財政というものはゆるがせにできない、そういうことで、従来公営競技の収益というものはいろいろな地方財政にもその他にも相当使われておつたし、年々非常に収益が上がつてくるから、ひとつその収益の一部でも、こういう公営企業が非常に苦しんでいるときに助けてもらえば、公営企業金融公庫の金利の引き下げにそれを持っていけば役立つのではないかと、こういう考へで、これが絶対名案であるとか、これ以外ありませんという、そこで私も言い切れませんが、しかしお互いひとつそこで助け合ふ——というとおかしいけれども、公営競技も非常に収益が伸びておりますから、その金を、わずかですからひとつそれを出してもらつて、一番困難のどん底に入り込もうとしておる公営企業の財政を少し補つてほしいというのでございませう。

そこで、公営ギャンブルの金がどうこうということになりますと、これは金の本質論になりますから、これまた御批判があつても私は決して無理なことではないと思ひますけれども、たてまえといたしましては、公営競技の実収が上がつていくというところには何か協力してもらいたい、こういうたてまえでございませうから、何とかこれがまともなればけっこうだ、そしていま細谷さんの御指摘になるように、長期低利の金が公営企業に入つてくるようにしたいということでございます。これに對して、いろいろ金そのものについての御批判は別でございませうが、大体のわれわれの考へ方のもつともうものはそういうことでございませうから、これは今後また広く御審議を願ふことになると思ひますが、ひとつ御理解いただければ非常につくさうだと思ひます。

○細谷委員 私は、それはその段階でまた意見も

申し上げたいと思えますけれども、少なくとも一％であれ〇・五％であれ、これは地方団体の金なんです。収入なんです。それをピンはねるわけですから、これはやはりリーダーシップを持つておる自治省のやるべき筋ではない。しかもこととしては、何と三十三億のものを、財投からたつたの二億円加えて三十五億円という公営企業金融公庫の資本金にしたにすぎない。これではどうもならぬですよ。しかも公営企業金融公庫というものは、大蔵省からの圧力があつて、金融機関として資金を集めることができない。資本金はないわ、資金を集めることはできないというのですから、それならばそれで資本金を大幅にふやしていただく。そして国のほうも、一生懸命やつたけれども、なおひとつ地方のほうも、何らかの形で努力してくれぬか、これなら話がわかりますよ。それだけ申し上げておきたいと思えます。

そこで大臣が、地方公営企業の経営基盤の強化で地方債の質の改善をはかろうということが思つておりか、ギャンブルのことに飛びついたら、飛びついたら気持ちにはわかります。大蔵省からみな振られちゃったのですから、おぼれる者わらです。その気持ちもわかります。その気持ちもわかりますけれども……。

○鹿野委員長 大蔵大臣が見えたからわかります。この際大蔵、自治両大臣に対する質疑を行ないます。

つきましては、大蔵大臣は御承知のとおり三十分の時間ぎりぎりありますので、約束に従ひましてあらかじめ御承知の上に質疑をお願いいたします。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 本日地方財政白書をめぐる論議が本会議でございました。特に二十年、終始一貫地方行政委員会に籍を置きまして、まさに地方行政確立のために献身的な御努力をされてこられました門司議員が、どうも総理大臣並びに大蔵大臣は当地方行政委員会への出席が少な過ぎるのではないかと、こういうお尋ねをいたしましたのであります。

す。大蔵大臣は、直ちに本日出席をする予定ですが、こうお答えになりましたが、ともかく国の予算が六兆七千億、それから地方財政計画も六兆六千億、まさに国の一般会計の予算規模と地方財政の規模とは同じわけです。それだけ地方財政の公経済の中に占める位置というものは大きいと思うのです。したがって、私は、やはり大蔵大臣はもう少し地方行政委員会に、今回一回出るというように、なにごとでなしに、当委員会の要請がありました場合は、ひとつ御協力をいただきたい、それをまずお尋ねをいたしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 地方財政問題はまことに重大であります。形式的な規模は中央財政と似たり寄つたりというか、実質的にはむしろ地方財政のほうがはるかに大きいわけなのです。そういうようなことで、私も多分の関心を持つておるものであります。今後ともひとつできるだけ御教示にあずかりたい。私も参ります。

○山口(鶴)委員 大蔵大臣の御公約でありますから、ひとつ今後十分守つていただきたいと思えます。

次にお尋ねしたいのは、本会議でも論議のございました地方財政好転論であります。大蔵省の側は、しばしば地方財政は好転をした、そうして、国も景気調整政策をとらなければならぬのだから、地方財政もこれにひとつ協力をしてくれというようにお尋ねをしております。そして、昭和四十四年度の予算編成にあたりまして、交付税率を一・五％下げてくれぬかと、あるいは約七百億円の補助金を整理したいとか、さらには七百五十億程度に貸してくれぬかといういろいろなやりとりがございまして、覚書ができた、こう私も承知をいたしておるわけですが、門司委員が具体的な例をあげていろいろ指摘をされました。大蔵大臣と私は選挙区が同じであります。したがって、たとえば群馬の多野郡の上野村でありますとか、中里村でありますとか、非常に過疎地域も、大臣も知っ

ておるし私も承知しておるつもりであります。そういう中で、それではそういう地域の地方行政の水準が十分であるかといえ、これは大臣も十分御承知だろと思ひますが、十分でないことはお認めになると思ひます。

それからまた、東京都の例をあげて門司委員がいろいろ指摘をされましたが、たとえば尿の衛生処理率というものは、完全な意味での下水道処理率というものは五・一％ですよ。日本全体の現状は五・一％です。それからごみにつきまして、非衛生処理率が五九・五％、衛生処理率は四〇・五％しかございせん。こういう状態。そういう中で大蔵大臣も地方財政が好転をしたということ、は、こういった地方財政の実態を見た場合や、は、問題がある、私はかように思うのです。大臣は数字をあげまして税収がこう伸びたとかいうことを言われました。しかし地方税はどうですか。国税は所得税で課税最低限が九十一万円ですね、五人世帯。ところが、住民税は六十二万円、今度約十万円上がりましたね。しかし、課税標準を越えまして超過課税をやっている団体が相当あります。これが実に三百億近く超過課税を自治体は実施せざるを得ない状況です。そういうものを考えた場合に、私はこの際、大蔵官僚が言っております地方財政の好転論というものは引つ込めていただきたい。少なくとも大臣としては、そうではない御認識に立つておられると思ひますが、この点はいかがでありますか。

○福田国務大臣 大蔵官僚はかりじやありません。私も好転論です。それは、これは前に比べるとたいへんよくなつてきているじやありませんか、こういうことを言つておるのです。ただ、日本は国づくりが全体として立ちおくれしています。その側面はやはり社会資本の充実、これが先進諸国に比べると何十年というくらいおくれしているんじゃないかと思ひます。そういうふうなことを見ますときに、中央においても地方においても財政需要はどのくらい必要なのか、考えるところが少なくなるような気がします。ですから、国でも地

方でも財政事情が十分だというふうには決して私はないと思ひますが、以前に比べますとよくなつておる、こういうふうな考へて好転に転じたということなのであります。決して、これでいいんだ、そういうような考へ方を持つておるわけじやございせん。

○山口(鶴)委員 少なくとも、社会資本の充実が日本は非常におくれしているということは大臣お認めになりましたね。わが国でも、地方自治体が、たとえば尿の処理にしまして、ごみの収集にいたしまして、その他教育施設あるいは過疎過密対策等、いろいろな意味で住民サービスがきわめて不徹底である、住民の生活環境を守るということについてもきわめて貧弱な状態にある、こういうことはお認めになるわけですね。

○福田国務大臣 私は、大きく見てみまして日本の国はたいへんよくなつてきた。よくなつてきたが、これはその年その年の所得状態、つまり国全体の生産状態がよくなつてきた。ところが、非常に問題がありますのは、蓄積というものが諸外国に比べるとないのです。家庭においては、特に社会資本ですね。つまりわれわれをめぐる生活環境の整いというものが非常におくれであります。私ははつきりそういうふうな認識に立つて今後の財政金融政策を指導していきたい、そういうことであります。

○山口(鶴)委員 社会資本が非常におくれしている、そのために地方財政がより今後の住民サービスの仕事をたくさんやっつけていかなくやならぬ、こういうことについては、大臣も私の申し上げたことについては了承ということよろしいわけですね。

○福田国務大臣 それはそのとおりであります。○山口(鶴)委員 時間がありませんからあと簡単に。覚書を一月六日にかわされましたね。ここで、「当分の間、相互に、地方交付税の率の変更を求めるところはない」ということが書いてございしますが、これについては予算委員会でも、本会議で

も大臣は、「当分の間」とは、これは国、地方を通ずる行政を改革するといふときまでは、この「当分の間」といふ意味であるといふ趣旨の御答弁をされておられるわけでありますが、そのとおりでありますか。

○福田国務大臣 そのとおりですが、なお正確に言いますれば、中央、地方の行政配分を根本的にやり直すという時期まで、こういう意味であります。

○山口(鶴)委員 交付税率が四年間も一定率で続いたというのは今回初めてなんです。いままでは毎年毎年交付税率は上がってきました。長いときでも三年間据え置かれたのが一番長い期間なんです。したがって、四年間据え置かれて今後当分の間据え置くということは、決して地方財政をよくしていく、地方財政を充実していくということにはならぬことだけは、私はこの際大臣に申し上げておきたいと思うのです。

それから「昭和四十三年及び四十四年度においてとられた特例措置を今後は避ける」と書いてあります。昨年は四百五十億、ことは六百九十億、こういうことはしないというわけですね。

○福田国務大臣 さうであります。

○山口(鶴)委員 そうしますと、「別途、地方交付税の年度間調整の措置を検討する」と書いてあるわけですが、これは一体どういう意味なのですか。

○福田国務大臣 先ほど山口さんも指摘されたように、地方財政の国におけるウェイト、これは非常に高いものです。これがどういふ動きをするかということが日本の経済全体の動きに影響がある、そういうようなことを考えながら地方財政の運営にも当たらなければならぬだろう、そういうことを考えますときに、その財源が非常に豊富な自治体もあれば、また、落ち込んで、四十年でありますが、国のほうから援助しなければならぬというふうな事態もでてくるわけでありま

あります。

○山口(鶴)委員 結局、四十三年、四十四年の措置ということになれば、地方が国に四百五十億、六百九十億をいわば貸したということですね。そういうことはしないということになれば、国と地方との間の財源調整というものはこれはあり得ない。当然自治体がそれぞれの立場に立つてこの年度間調整をするとか、あるいは自治省が自主的にこの調整をするとかいう方法しか考えられないわけでありますが、そのとおりでございましょうか。

○福田国務大臣 交付税についてはそのとおりだと思います。つまり、まだ補助金だとかいろいろの形で中央、地方錯綜しておりますから、いろいろの問題があると思ひますけれども、交付税についてはそのとおりだと思います。

○山口(鶴)委員 この点は、そこに相沢主計局長が首を振っておりますが、相沢主計局長がこちらで答弁をいたしましたときには、きわめて不明確な答弁をいたしました。自治大臣と主計局長の考え方がたいへん違つておたつたわけでありますが、いまの大臣の御答弁は、少なくとも自治大臣が御答弁になりました、自治省の自主調整という意味では両大臣間の御見解は一致しておるといふ点で理解をいたします。

最後に、お尋ねしたいのでありますが、地方交付税についてはこれは地方独自の財源である、この私どもも考えております。大臣もこの点につきましては、従来大蔵省の方々はなかなかさういふことを言いたがらなかったものでありますが、福田大蔵大臣は、予算委員会ですの点は明確に御見解をお述べになったと聞いておるわけでありますが、地方交付税は地方独自の財源と大蔵大臣もお考えであるかどうか、その点を最後に承つておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 まあ、地方団体は数多くあるわけでございますので、その財源調整というふうなことをねらいまして交付税があるわけでありま

法律でもきまつておるのです。それはもうどうしても地方にいかねばならぬ金です。そういう意味において、この金は地方自治団体の権利のある金なんです。そういう意味において、固有の財源であり、また、自主財源である、こう言つてさういふことと思ひます。

○山口(鶴)委員 ちよつと、まだ時間があるようですから、もう一問お尋ねしたいと思ふのですが、まあ、交付税率を変更するかどうかということ、これは四十四年度予算をめぐつての大きな議論になったと聞いておるのでありますが、三二%という税率につきましては、これはひとつ大臣も十分絶えず念頭に置いていただきたい、これはお願いを申し上げます。

いま一つ、自治大臣と大蔵大臣、これには運輸大臣もお入りであります。覚書をかわされまして、地下鉄の問題に關して。私も、前年から、隧道部分ではなくて、いわば地下鉄工事の工事費に對して三分の二が補助すべきである、こういうことを主張いたしまして政府に要請をいたしてきたわけでありましたが、そういう中で、今回三大臣の覚書で、一応、昭和四十五年度からこれについては十分意を用いてやつていくという趣旨の覚書をかわされたわけでありますが、内容は隧道部分だけの三分の二ということをお考えのようでありまして、これをある程度、地下鉄工事全般というところまで広げて、四十五年度から実施をするというお気持はございませんでしょうか。

○福田国務大臣 あの覚書は、やがて自動車ラッシュですね、路面交通というものが非常に困難な状態になるのじゃないか。そういうことを考えますと、地下鉄の都市交通における任務が重大化してくるんじゃないか。そういう先々の見通しに立つとき、まあ、地下鉄というものを進めなければならぬ。ところが、これは金がかかるんですね。

これは自治団体なかなかしつ切れぬかもしれぬ。そこで、これはいままでの考え方よりは、地下鉄という、そういう将来の展望に立つて、重要な地位にある交通機関に對しまして、国は

と違つた援助方式を考えなければならぬだろうといふことからあつた覚書ができたわけなんです。ありまして、その具体的内容は、まあ国会が済んでからひとつ自治大臣、運輸大臣と相談したいと思つております。具体的な構想といふものはまだ申し上げる段階になつておりません。

○山口(鶴)委員 少なくとも、従来の一〇・五%補助というふうなきわめて不完全な措置でなしに、いま大臣が言われたような都市交通の現状から見て、どうしても地下鉄にこれからの都市交通は頼らざるを得ない。そういう場合の抜本的な対策をぜひともひとつ確立していただきたい。お願いを申し上げます。

特に、地方公営企業、わけでも都市交通が、昭和四十二年度におきまして九百十二億も不良債務をかかえておるといふ状況です。しかも、これは決して理事者が悪いとか、そこに働く労働者が悪いというのではなくて、結局、過密化現象、都市交通のいわば非常なラッシュですね。そういうものから必然的に起つた現象だと思ふのです。したがらして、当然これは国として都市交通に對しましては相当援助と申しますか、一面、大量輸送優先の原則を立てるとかといふことも一つの方法だろうと思ひますが、やはり何といつても、企業ないしは労働者の責任といふことよりは、さういふ過密現象によつて、いわば自然的に発生した事由によつて都市交通が非常に困難な状況に立つておるわけでありまして、この地下鉄の三分の二の問題以外に、この都市交通、地方公営企業の問題につきましては、ひとつ積極的な取り組みを要請をいたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○鹿野委員長 次は、小濱新次君。

○小濱委員 大蔵大臣に、時間をいただきましたので、二、三點せひとも伺ひたいのです。

先ほど自治大臣が本会議場で言われたのですが、公営ギャンブルは住民の意思によつて廃止する、こういう方向だといふことをおしやつたんですが、年間の売り上げが約一兆円近い金になるわ

けです。自治体の財源としては約九百億ぐらいしかありません。非常に社会悪が起っているわけですが、これはもう大蔵大臣がひとつ腹をきめれば、それくらいは社会悪の掃には、約千億くらいの金なんです。何かこれは決断すれば解決の出来る問題だと思ふのです。いままでこの問題については、もうずいぶん、戦後二十年近くたってまいりましたし、もう所期の目的は達成しておりますし、廃止の方向ということはいまゆるる機会に言われてきたのですが、この委員会ではわれわれの納得するような回答が得られないわけです。

きょうは、幸い機会を得ましたので、ひとつそういう問題についての、これは大蔵大臣としては常に腹裏にある問題だと思ふので、ぜひとも御方針をお聞かせいただきたいと思ふます。

○福田国務大臣 なかなかむずかしい問題かと思ふますが、まあ人間は、大体、どなたでも申し上げたらどうも言い過ぎかもしれないけれども、多数の人には、射幸心というか、そういう傾向があるんじゃないでしょうか。あれを、そういう人間本来の性向というものを、何か法律、強権で押える、こういうことをいたした場合に、一体どういふ現象になってくるであろうか、こういうことを考えます。まあ、押えても押え切れなない。こういうことで、地下でまたいろんなギャンブルが行なわれる。こういうことを考えますときに、何としても政府としては、いま行なわれておる公営ギャンブル、これは弊害面を認めないではありませんが、その弊害面についてこれを矯正をしていく。そうして、この人間のほとばしりというものを誘導していくという考え方でいまして、これらをおるわけなんです。その弊害面の是正ということは、これはほんとうに真剣に取り組まなければならぬ問題かと思ふますが、しかし、さればとて、これを廃止しちゃったらい体どうなるだろうかということもまた深刻に考えざるを得ない、これがたまたま私の心境でございます。

○小濱委員 ぜひひとつ聞いていただきたいと思ふます。

思つておつたんです。先ほども申し上げましたように、年間の入場者が約一億近く、一兆円近い金が売り上げとしてあつてゐる。年々上昇していくんですね。どういふことになるであろうか、この辺で何とかこれは終止符を打たなければ、社会悪がこれ以上ふえては相ならぬ。世界にもこういうケースはありませんし、わが日本だけの問題でございますから、これはやはり政府の大きな責任である、こう思ひまして、きょうは機会を得てお尋ねしたわけです。政府の考え方としてはわかりました。

それから、もう一つは、先ほどもお話が出たのですが、六百九十億の問題、これは大臣は臨時異本の会議場であつたように私聞いております。そのとおりであるとは私は確信をいたしますが、実は私も純真な立場からどうしても憂いを持つわけですが、この前は、四十三年度にはまたこういうことばがあつたが、四十四年度にまたこういう姿であつた。最高機関の本会議で約束されたことに反するような結果になつてしまつたことは、国民に対して不信を買ふものではないか。言うならば、国会監視とか、いろいろそういうことばも使われておりますが、非常にわれわれは憂いを持つわけでありまして、この問題については、どういふふうにお考えになりますか。

○福田国務大臣 昨年、自治大臣、大蔵大臣が、もう今後はしないんだというふうに言明をされた。それが今回反復されたわけでありまして、やむにやまれずということ、私のほうから提案を申し上げて自治大臣の御了承を願つたわけですが、まあ自治大臣もおっしゃつておるし、私もはっきり申し上げておるのですが、もうこれで終止符を打ちたい。この考え方は二つの目的があつたのです。一つは中央、地方の財源調整、こういう問題です。それからもう一つは、交付税の年度間調整、つまり地方財政をならすというふうな意味であります。この二つの目的があつたわけですが、中央、地方の調整の手段として、四

十三年、四十四年方式はやらぬ、こういうふうにおし上げておるのです。あと、残るのは年度間調整の問題です。先ほど山口さんからもこれについてお話がありましたが、これは非常に重大な問題でありますから、まあ何とかいい方法を提案をしなければならぬ、こういうふうにお考えをなさる。自主的にももちろんこれは自治省のやることでありますが、それは私のほうも国の財務を統括する、こういう立場にあるので、相談には十分あつております。そうして、この後日本国全体の経済がややまもなく運営されるという方向に努力していきたい、かように考えております。

○小濱委員 過密対策で先ほども質問があつたのですが、大都市の財源対策、これは先ほど大臣は、せつかく勉強中だ、いましばらく時間をかけてもらいたいというふうにおっしゃつたように私は聞いておつたのですが、この委員会でもその法案が出るたびごとに――私は附帯決議の内容をずっとたどつてみたのです、十年くらい前まで。毎年衆参でその大都市財源対策についての附帯決議がついてまいりました。これもこの委員会ではいつも論議的になるわけでありまして、大臣は、せつかく勉強中だ、しばらく時間をかせたいということでありまして、そういう委員会のいきさつについてもよく知つていただきたいと思ひます。それから、やはり早急に対策を練らなかならない幾多の問題点が先ほど並べられましたけれども、そういう事態が起つておるのです、この点について、ひとつしつぱらく時間をかせたいということですが、そのしつぱらくということがいつまでという意味になるかわかりませんが、これには最大限努力をしていただいて、そしてその附帯決議の皆さん方の意思が一日も早く実現されるようにしていただきたい、こう願ひわけですが、この点についてはいかがでございますか。

○福田国務大臣 いま政府におきましては、全国にわたつて今後国土開発をどういふふうにするかというところを検討中で、もうかなりのところまで検討が進んでおるのです。いつこれを政府案として決定できますか、まだそこまでは申し上げることはできませんけれども、もう第一次案、第二次案、第三次案と、ずいぶんその作業が進行いたしておるわけなんです。その間におきまして過密過疎の両面にわたつての対策、これは非常に大きな問題になってくるだろうと思ひます。そういうことで、とにかく経済発展のテンポが早いものから、計画を立てても、なかなかそのとおりにならない。ほんとうに社会発展計画も実際と遊離するといふような状態になりましたが、今度は長い展望のもとに過密過疎といふようなことをよく踏まえて、なるべくこれはひとつ現実と合うような施策を立案したい、かように考えておるものであります、せつかく努力をしておるところであります。

○小濱委員 力ある大臣と私も聞いておりますが、そういう点から非常に期待を寄せておるわけです。その力は、意味が違ひますけれども……私どもの知つておる都市においても四年間でも人口急増が倍以上になつておる。そういうところも非常に多いわけです。どうかいま大臣の言われましたように、ぜひひとつ努力を払つていただきたい、このようにお願いしたいと思ひます。

それから、最後にもう一つお伺ひしたいのですが、これは私もやはり関係があるのですが、基地交付金の問題なんです。自治省の要求いたしました資産の対象物、これがこちらで要求したのは四十二億要求したとあります。にもかかわらず、大蔵省のほうでは、結果においては二十六億円にしてしまつた。これは先ほど何か本会議で質問がございましたけれども、この飛行場の建物とか工作物をどうしてこういうものの対象に大蔵省ではされなかつたのであるか。自治省のほうでは、対象物について要求をしたけれども、削られた理由が対象物にならぬということであつた、こういうふうな聞いたのですが、この点いかがでございますか。

○福田国務大臣 大蔵省といたしましては、基地交付金については、まあ氣を使つたつもりなんです

す。しかし、皆さんからごらんになると、どうもしみつたれているなというようなお感じかと思ひますが、とにかく各省から膨大な要請があるわけなんです。それぞれ理由がある。それをみんな予算に盛り込むというわけにはまいらぬのですから、そういうようなことがおもしない理由で、二十六億円でしたか、ということが御了承を願つたわけなんです。さういふこと、各省別とか、そういうようなことの配慮も多少はあるかと思ひますが、主たる理由は、各省の需要に、限られた財源ではとても応じ切れぬ、そこでごしんぼうを願うのだ、こういうことであります。

○小濱委員 最後に一言……。いまの基地の問題にいたしましても、それから過密にいたしましても、過疎にしても、非常にこの委員会が論争的になるほど問題が多うございます。ぜひひとつ大蔵大臣、これから深い、理解ある措置を心からお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○鹿野委員長 細谷治嘉君。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○鹿野委員長 速記を始めて。

○細谷委員 財政局長にお尋ねしますが、いま大蔵大臣に対する山口委員の質問で、高速鉄道すなわち地下鉄というのは、国の大幅な助成等がなければ立っていかないんだ、こういう前提に基づいて三大臣の覚書が締結されたんだ。その内容は、いまのところまだ固まつておられけれども、国会が済んだら内容を固めたいとお話でした。このことは、都市鉄道というのは、いまのような企業債方式では独立採算制が守れない、不可能なんだ、こういうことを政府自身が確認したんだと思うのですよ。これはどうなんですか。

○細谷政府委員 地下鉄については、最近の情勢の変化から、確かにいわゆる受益者負担、料金転嫁だけではできないという問題がございましたので、かねてから、先ほど来申し上げるようなことを私どもも主張し、来年はぜひ実現するようにいたしたい、かように考えております。

○細谷委員 来年は来年ということで、あなたのほうも三年ぐらい予算要求して実現しなかったわけですね。独立採算制が現行制度の中でできないのに、独立採算制をしかも古典的きわまる独立採算制を押しつけるというのはどういうわけですか。

○細谷政府委員 地下鉄についてはそういった問題がございますので、私どもも検討事項としてずつと持ってきておるわけでございます。したがって、今後の地下鉄に対する援助措置、それと並行いたしまして考えてまいりたい、こう思っております。

○細谷委員 地下鉄に対する援助ということではあります、あなたのほうが一応試算したところでは、都市交通の問題として解決するためには、道路と同じように、構造物については三分の二程度を国から助成しなければならぬ。これが大前提になつておるわけですが、それは確認されますか。

○細谷政府委員 私どもは、そういう提案をいたしておたわけでございます。今後関係省の間で相談をいたしますときには、その案を基礎にしてよく協議を遂げたい、かように思ひます。

○細谷委員 この間私は大阪の地下鉄を見たのでありますけれども、いまのままでいきますと、四十六年度末には六百億円の赤字、資本費のほうで二千億円の赤字になるといふんですね。こういうことでありますから、地下鉄については積極的な、大幅な助成をしなければならぬ、こう私は思つております。幸い財政局長から、大体そういう方向で述べられましたから、これはひとつ確認をしておきたいと思ひます。

○細谷政府委員 路面電車の問題であります、路面電車はなぜ経営が赤字になつたんでございましょうか。

○細谷委員 いろんな要素があると思ひますが、一口にいえば乗客が減つたということだろうと思ひます。

○細谷委員 なぜ乗客が減つたんですか。

○細谷政府委員 やはり他にかわるべき乗りものを利用する人がふえたということであらうと思ひます。

○細谷委員 他に乗りものがあるわけだけ、路面電車の乗客が減つたんじゃないですよ。あなた、もつと厳格に言つてもらわなければいけません。路面電車の乗客が減つたというの、都市交通のラッシュのために電車が走れなくなつちやうたんです。乗つていても用事が足りないんです。電車をやっていると企業にその解決を求めることができず、それで独立採算を求めることができません。それを強要することができませんか。

○細谷政府委員 そういつたいろいろな情勢が反映をしていくわけでございますので、電車を撤去してバスにこれを取りかえていくという行き方をいまとつておるわけでございます。しかし、私も、こういった情勢の動きというもののについては、十分関心を持って検討を加えていきたい、こう思ひます。

○細谷委員 いま東京の電車は時速十一・何がしか走れないんですね。ある人が試算しました。かりにいまの東京の電車が時速一キロふやすことができれば、それだけお客がふえてくるわけでしょう。自動車もどろんどろん走れるわけですね。そうしますと、いろいろな過剰の複雑な要素がありますけれども、大体において年間十一億円の増収が期待できると、こういつております。これをあなた信用できますか。

○細谷政府委員 私、その数字は承知しておりますが、スピードが上がるにせよ、お客がふえるかどうかというふうな考えです。ただ、電車のお客が減つたことは、私はスピードが落ちたということだけではないと思ひます。やはり自分の思うところから思うところへ車では行くことができる、といったような問題もあるかと思ひますので、その計算を見せただけならば、私のほうもよく検討いたしたいと思ひます。

○細谷委員 あまり時間がありませんから言いませんが、東京の路面電車というものをかりに現在よりも時速一キロふやすことができればおおよそ十一億円の増収、現在未解決の九億の問題も一気に片づく、こういう計算が成り立つわけですね。路面電車というのは、専門家がおりますけれども、時速十八キロか十九キロぐらいというのが大体設計されておるわけですね。ですから、本来そのぐらゐ走れるようにしなければいけません。大阪の例をとりますと、三十七年をピークといたしまして、その四、五年前は年間六割ぐらゐずつ料金収入が上つてきたのですけれども、だんだんその料金収入の伸びが悪くなつて、三十六年から七年では一割ぐらゐになつて、それからずっと赤字で、今日では毎年毎年一割ぐらゐずつ料金収入が落ちておるんですね。その原因は何かということになりますと、十一キロではものの役に立たぬということですよ。

そこで、あなたはそれをバスに切りかえたいといふわけだ。バスに切りかえたら、御堂筋を一本バスはどのくらいの速度で走れると思ひますか。御存じですか。警察の方、わかつておたうた答えてください。

○玉田説明員 バスのほうも、一般の車両交通のスピードと関連いたしまして、現在走行速度が低下していることは事実でございます。ただ、バス路線の交通規制につきましては、特に現在重点的に種々の規制を実施いたしております。特に東京におきましてはクリアウエー作戦と称しておりますが、バスの通行量の大きいときに当たります朝夕のラッシュアワーにおきまして、右折禁止、駐停車禁止といった規制を全面的に強化いたしまして、これがやはり相当の効果をあげておるといふ実情でございます。ただ、現在実施しております路線はごく一部でございますので、これをさらに主要な幹線道路全体に広げて、バスを含めた全体の交通の流れを改善したいと考えております。

○細谷委員 局長、路面電車はバスに切りかえたいといふあなたは言うが、バスは時速七・五キロしか走れないのですよ。七・五キロしか走れないでバスを独立採算でやれなんて言つ

たつてだめですよ。そうなつてまいりますと、電車は独立採算ができない、バスのほうもできない。地下鉄はといひますと、一文の補助なしに、利子のついた借金で、一キロメートル四十億から六十億かかるというのだったら、都市交通はここにいけないのですか。

○細谷政府委員 都市交通の将来をどうしたいかというのとはなかな大きな問題でございまして、私も幅広くこれを考えなければいけないと思つております。ただ、いま御議論のございしました点、あれもだめ、これもだめということになりますと、そもそも都市交通全体をも否定するといふようなことになるわけでございます。少なくとも一方では交通企業というものが成り立っている面もあるわけでございます。かたがた、都市公共交通につきましても、御承知のように過去におきます累積の赤字を再建すべく、いま再建計画をやつておる。非常に苦勞なことであるうと私は思つております。それだけに、国としても応援のできます分は応援をし、また、一般会計において負担すべきものは負担をしていくような行き方で、一応再建計画をつくつていまやつておるわけでございます。なお、いろいろと情勢が動いております。

「委員長退席、保岡委員長代理着席」
日々動いておるといふもいろいろ動いておりますので、私どももその情勢はよく見きわめながら対処するように検討していきたいと思つております。

○細谷委員 答弁にならないですよ。電車は十一キロしか走れない。バスは七・五キロしか走れない。それじゃ地下にもぐらうかとすると、六十億円も一キロにかかる。その金は補助もないし、利子のついた金を借りなければならぬ。こういう都市交通をつかまえて独立採算をいかなさい、こういうことを言っているのはどだい無理でしょう。

そこで私は、解決方法を、一つの方向として教えるとは言わぬけれども、一つあると思うので

す。一つの方法です。運輸省おられますね。六十人乗りのバスは道路をどのくらい占有しますか。その六十人乗りのバスにかわつて、自家用車等に一人のくらし二人乗つて走つていく場合、一体それがどのくらい道路を占有することになりますか。

○人見説明員 ただいまの御質問でございまして、実は私、六十人乗りのバスの容量等に関しましては、こまかい御説明がちょっとできかねるのでございまして。ただ、きつめて大ざつぱりに申し上げますと、確かに自家用車というのは道路占有の面が非常に大きい。だから、ある面において経済的に非効率であるといふことは確かでございます。私も実はこの都市交通に関しまして、いろいろと関係各省等々と協議しておるわけでございますが、何といつてもただいまの路面電車並びにバスにおきましても、道路の渋滞が非常に大きな原因となつて阻害されておるといふこととございまして。たとへば何となくバスのような大量輸送機関を優先先行できるような措置はとれないものかと検討いたしておるところであります。

○細谷委員 私は教わつてきたのですけれども、大体六十人乗りのバスは道路を二十五平方メートル占有するわけですよ。大阪の場合ですと、自動車一台について平均一五人だそうなんです。そうしますと、バス一台に対して四十台の自動車が必要なんですね。それがどのくらい道路を占有するかといひますと、三百二十平方メートルですよ。バスの十倍以上も道路を占有するわけですね。いまあなたにはある程度そういう自家用車等の乗り入れを規制しなければならぬとおっしゃいましたが、やる気がございしますか。

○人見説明員 ただいまの路面交通の緩和の問題でございまして、まずバスのようないわゆる大量輸送機関というものの優先通行を何とか確保できる方法はないか、それからもう一つは、自家用車等の抑制でございまして、これにつきましては、たとえば自家用車を抑制いたしました場合に、当然に業務交通等においてもかなりの支障が生ずる

おそれがございしますので、何といつてもこれは慎重に利益、不利益等をよく考え、関係者の方々とよく相談いたしまして、納得すくでやつていかなければならぬと思つております。

○細谷委員 関係者に相談しますといつても、東京でも大阪でも全然動かないようになってくるのですよ。大阪のほうにはトラック等々の大型のものは交通規制をしていくわけですよ。この交通規制をさらにもう一段エスカレーションするといふのですけれども、どうも警察の考え方としまして、一方交通といふか、こうで、大衆輸送も自家用車もへつたくれもない、何もかもみんな規制しちゃえといふ形をとるようでありまして、こんなんじやだめですよ。やはりラッシュ時における交通規制というものは、大衆輸送等を重点的にやらなければならぬと思うのですが、交通規制をやるとすれば、そういう原則に立つておやりになるかどうか、確認しておきます。

○玉田説明員 現在の交通規制の根拠は、道路交通法によりまして円滑をはかるための交通規制をやつておるわけでございますが、いまおっしゃいましたような輸送の効率というようなものに基きまして規制というところについては、現在の道交法ではやることに非常な疑問があるといふこととございまして。現在やつております車種別の規制は、大阪におきましては五トン、それから東京におきましては七トン半以上の大型車を、一部の路線においては通行を禁止しておりますが、これはそれそれその車種によりまして円滑の阻害あるいは危険性というようなものに基きまして理由によりまして実施しておるわけでございます。いま先生の御意見のように、輸送の効率を考えた実施というところになりますと、現在の道交法では非常に疑問があるところとございまして、将来の都市交通問題の課題といたしまして現在検討を加えておる次第でございまして。

○細谷委員 財政局長さん、お聞きのとおりであります。これから交通規制はいたしましょう、検討を加えましようといふことであります。ある市長から私は聞いたのでありますけれども、路面電車の赤字を克服する道は、もし市長に大衆輸送優先の交通規制権を与えてくれるならば黒字にしてみせます、こう言つております。それを運輸省とか交通局で、やる意思はないのですよ。検討してみますと言ひだけですよ。そういう条件の中で、なおかつ都市交通についてあなたは古典的な独立採算制を押しつけるつもりなんですか。

○細谷政府委員 私はやはり公営企業は独立採算がたてまえだと思つております。ただ、たびたび申し上げておりますように、いろいろ外部的な事情によつてそれがむずかしいものについては、負担区分の改善合理化というようなもので対処してまいりたい、こういう基本の考え方とせず検討を続けておるわけでございます。先ほどお話に出しておりました交通規制の問題も、すでに御承知のように、昨年の秋、都市交通の問題から端を発しまして交通規制問題が起きた。そうして、その問題につきましては、現地において具体的にやるべき事柄が大部分でございしたので、関係都市においてそのための協議会をつくつて、そこで現実一つ一つやつていっていただいているわけでございます。まだなかなか私も十分だと思つておりません。実は督励をいたしておるのであります。中には、それによつてバスだけの右折禁止が解除されるか、あるいは先ほどおあげになりました、ある時間内のトラックの通行をとめるとかといふような問題も出ておまして、これからはおバス路線の再編成といったような問題も俎上にのぼってくる、こういうふうな考えております。

○細谷委員 これも私に対する答弁にならないのですよ。ただことばがつづられたといふだけなんです。私は細谷さん、なかなか言いにくいかもしれないけれども、あなたは名前は細い郷でありますけれども、鹿児島島の西郷さんにも負けぬようなしんの太さと太つ腹だ、そして、かみそりのような切れ味を持つていふといふもつぱらの定評があるのです。私はずっと理由を並べていったところ

ろからいきますと、都市交通が立って行く道は、もはや運輸省なり警察が、あるいはそれができないければ市長に大衆輸送を優先した交通規制権を与える、あるいは運輸省なり警察がそれをやる。それができないならば独立採算制を押しつけるという条件はもはやないわけですよ。それをしても、まだ公営企業というのは独立採算制がたてまえであります。法律もそう書いてあります。できっこもない、現実不可能なことを押しつける。そして、どういふことかというならば、料金を上げようとして、運輸省が許可権を持っていますからできません。許可権を持っていますからね、これは。ですから、何になるかという、そこに働いている人たちは地方公務員だけれども、給料を上げるな、ベースアップはするな、これが落ちじゃないですか、結論は。こんなばかなことはないのではありません、あなたらしく、組織的なびしゃつと結論が出ているはずですから、私はきわめて常識的に具体的にお聞きしているのですからお答えいただきたいと思うのですが、答えますか。

○細郷政府委員 独立採算がたてまえであることは私変わらないと思っております。ただ、いろいろな四囲の情勢から、それだけにたよることができない部分がある、そういう部分については、これを漸次改善をしながらやっていくということが必要である、こういう考え方でございまして、またそういった基本の考えのもとにいろいろやっておるわけでございます。やった成果がないじゃないか、こういう御議論もあらうかと思ひます。私も十分できているとは思っておりません。したがって、ますます関係省とも連絡を密にしなからこれをやっていかなければならない、こう思っております。

○細谷委員 まあ、十分やっていないということはお認めましたけれども、十分なんというこはばおっしゃらぬがいいですよ。食えもしないようなウナギの頭の先くらいを自治省がやってやったという程度にすぎないでしょう、午前中からの質問

で。そこで、私は質問をしたいのでありますけれども、そういう客観情勢のもとにありながら、あなたのほうに独立採算をたてまえにするかどうか知りませぬけれども、いろいろな問題点がありますね。大阪は路面電車は四十三年で廃止したんですよ。たくさん赤字が残っております。これから路面電車をどんどん廃止していこうとするんですね。その路面電車の負債をバスとか地下鉄に持て、こうやっていっていいでしょう。こんなばかなことはないですよ。もう路面電車は破産したから店じまいしているわけでしょう。それに、これから借金で立っていきそうもないような地下鉄にその負債を持たせたり、バスのほうに持たせよう、そうすると運輸省のほうに、バスの料金というのは、人のことは世話要らぬ、バスの料金は適正にバスだけが立っていきような料金を決定すればいいのだというところで、負債など持とうとしません。そういう料金決定はしませんよ。それなのに、やめていくやつのをあれをよたよたしているほかのものに持たせるなんていう、これもおかしいと思う。

もう一つ、再建債という形でこの間発行しました。そのとき大阪で聞いたところで奇妙に思ったのは、大阪では百五十六億円の不良債務があつたのですよ。その不良債務に対して再建債を幾ら認めたかというと百十六億円です。四十億円削つてありますよ。どうして削つたかというのを聞きましたら、当時地下鉄のほうに余剰金が四十億あったから、プールして削つたんだ、こう言う。こんなばかなことで再建できますか。再建できない条件のもとに、さらに重荷を載せようなどという考えですから、これはできっこないですよ。ですから、いって見ますと、不良債務を再建債に切りかえたけれども、当時千二百億円の不良債務を、たつた五百五十億円でいしか切りかえてないのですから、大阪の例が示したとおり。しかも、これから死んでいく、廃業していく路面電車の負債を、それ自体立っていけないようなバスとか地下鉄に持たせようとする、こ

れは国鉄のように、めどが立つてたな上げされたらどうですか。国鉄もやっているのですよ。たな上げなさたらどうですか。これは可能かどうか、お考えいただけるかどうか。

それから、その再建債の発行なんというのまづいのでありますから、そういう不良債務というの、もつと安定した資金に切りかえてやるべきです。再建団体でも今日三百億円でいあるでしょう。切りかえてやるべきですよ。借りかえ債というのがあるでしょう。首切りのときに、そういうところには借りかえ債をしこたま出しておるけれども、こういうときには出さないでしょう。これはおかしいですよ。この二つをお答え願います。

○細郷政府委員 再建計画をつくり出すときには、地下鉄事業については、例の国庫補助の問題もございまして、除外をいたしました。したがって、最初の予定した再建債の額、それを下回つておることは、もうすでにたびたびここでも申し上げ、御承知のとおりであります。

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕この再建計画をどうやってやっていくか、実は再建計画をつくり出した当初は一応七年あるいは八年、これでやっていけるという見通しに立ってやつたものでございます。その点は関係の都市におきまして、議会その他で十分御審議をいただいた結果、そうなつたわけでございます。しかし、あまりにも周辺の外部条件が急激に動いておりますから、その再建計画を昨年変更いたしました、いわゆる乗車人員の料金収入の是正といううなことをいたしております。

なお、私どもとして、これに対してどう手を打っていくべきかということにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、十分検討してまいりたい、かように考えております。

○細谷委員 十分検討してまいりたいと言ひが、私は具体的提案をしているわけですよ。つぶれていく、廃止されていく路面電車の負債というのは、バス事業とか地下鉄の事業のほうにかぶせな

いで、なかなか立っていき見込みのないそういうものにかぶせないで、それは国鉄のようにしばらくたな上げするという方途を講ずることはできないのか。現に再建団体の中でも、不良債務がおおよそ三百億程度あるわけですから、年度の初めに借りて、ころがしていつて、年度の末に返す、その翌日また借りる、そして利子も高い、こういうものがあるわけですから、これはひとつ借りかえ債等で安定した長期の、計画的に元利が償還できるようなものにしてやるべきではないか、この二つの問題提起をしているのです。いかがですか。

○細郷政府委員 御提案のあつた件について、私も検討するにやぶさかでないと思ひますが、同時に、再建計画を遂行していく上においては、企業内における合理化努力というものが全然できないものかどうかというようなことも、私は並行して検討していくべきものと考えております。

○細谷委員 企業内の合理化努力はしなければならぬ。私も否定しません。いかに企業内の努力をしていっても、今日の都市の実態というのが、努力して走ろうとしても走れないのです。つくろふとすれば、ばく大な金がかかる。こういう実態なんですから、企業内の努力の問題よりもっと大きな問題というのが客観的に存在している。企業外に存在している。そういう要因を取り除かなければならぬということから私は議論を始めておるわけですよ。ですから、はぐらかしやいかぬ。私は問題提起した。二つです。

あなたのお答えにならぬものですから、さらにお聞きしたいのでありますけれども、今日の公営企業法の中で、再建団体に対する再建債については、三分五厘をこえたものについては利子補給をする、ことになっているわけですよ。ところが、あの法律ができる際に、政令というものがあつたのですが、大体において二十二、三億から二十五億ぐらいの利子補給が必要だろう、こうおっしゃつておりましたけれども、現実には十八億ぐらいでしょう。政令でしこたましぼつてますよ。なぜ再

建しようとして一生懸命やっているところを、そんなに利子補給のところまでいじめて、政令でしぼらなければいかぬのですか。法律は、三分五厘をこえて八分まで、その範囲の利子補給をしてもいいということになっているのです。政令でしぼったものでしょう。どうしてこんなことをしているのですか。これもひとつお答えをいただきたい。

○細谷政府委員 法律では、三分五厘超八分までの間について政令で定める、こういうことでございまして、政令は、御承知のように段階区分によつてこれを定めておるものでございます。政令をきめるにあたりましては、国庫当局ともずいぶん議論をいたしました、もっと苛烈な案の提案もございましたけれども、折衝の結果、ああいふものいたしましたわけでございます。この政令によつてきめられた利子補給というものを前提にして、先ほど申し上げましたように再建計画をつくったわけでございます。当時はこれで何とかやっていたのであろう。もちろん再建計画ですから、私は非常にゆつたりできるものであろうとは毛頭思っておりません。まあ何とかこれでいけるであろうというところでつくったわけですが、その後、先ほど申し上げましたように情勢も非常に動いてきております。そこで、それらに対してどういふふうに対処していくべきかということにつきまして、やはり再建計画自体の執行の過程における企業内の努力等とも並行しながら私も十分検討していきたい、がように思っております。

○細谷委員 大臣が来ておりませんから、都市交通の問題については、大臣にお聞きします。

もう一つ、病院のことについてお聞きしたいのです。去年の十二月十九日に参議院で、北九州市の病院問題について和田静夫君から質問があったわけですが。私はその議事録を読んで、細谷さんえらいことを言ったものだ、こういうことを感じました。細谷さんこう言っているのです。「私どもは、委託先が別に公益法人でなければならぬ」とは考えておりません。どういふ会社に委託する

のが最も有利であり、かつ能率的であり、かつ健全な食事ができるかというところであらうと思っております。こういう回答をしておりますと、一見これがきわめて常識的なものでありますけれども、社会労働委員会なりこの委員会が論議された問題は全く無視されております。あなたは忘れてしまつておるのですよ。公益法人にしなければならぬというのはいまだに一体答えたか。厚生大臣が答えたのです。それはどういふことか。北九州市が地方公営企業の再建団体の準用団体にならうとして条例で二百数十名の首を切つたわけですから、ところが、民間に委託をさせますと、給食というものは医療の一部であります。医療法違反になつてくるのであります。この医療法違反を避けようとするので、職業安定法違反という事実が起つてまいつたのであります。そこで、給食関係というのは医療法上民間委託はできない。直接やるか、公益法人でやるかという形で、最終的には社会党の河野正委員と厚生大臣との間の質疑で明確になつておるのです。それをあなた、細谷さん、委託先がどうである、そんなもの問題でないのだ。能率さえよければいいのだということになると、医療法の問題とか職安法の問題なんか忘れてしまつておる答弁ですよ、どういふことなんですか。

○細谷政府委員 すでに昨年たびたびここでも御審議をいただいたことではございますが、詳細な経緯を重ねて申し上げることは避けませんが、確かに医療法の問題あるいは職安法の問題等がございしました。関係の厚生省、労働省とも十分打ち合わせをいたしました。違法でない方法はないかという方法であるというところで、委託契約の内容をきめたわけでございます。委託契約自体はそういうこととでございまして、その委託先を何にするかということについては、厚生省側は、直接やるかあるいは公益法人にやるかが望ましいので、そういう指導をしたい、こういうことをたしか申し上げておると思ひます。私も、厚生省のそういう

指導の方針を別にじやまいしようとかいうようなことは毛頭思っておりません。思つておりませんが、北九州の病院自体は、委託先をきめる場合に、公益法人ならばどんな条件でもいいというものであつてはいけません。少なくとも再建をする非常の事態でありますから、最も合理的、能率的にける方法を選ぶべきである、こういう考え方を申し上げたわけでございます。

○細谷委員 能率的であるうと何であらうと、こども問題になり、社会労働委員会でも問題になつて、そしてあなたがそれを強引にやつてしまつたわけですね、北九州市は。そこでまた社会労働委員会が問題になつて、そして厚生大臣は、いまの自民党の国対委員長である岡田さんであります。その岡田厚生大臣が河野正議員の質問に答えて、医療法の趣旨から病院の直営が当然である。「万やむを得ず委託する場合といへども、その内容の適正を期するために、しかも給食が医療の一部であるという本質から、その委託先が本来営利を目的とするものではなくて、公益法人であることが適当である」といふふううに答えて、しかも書類が河野正議員に渡つておるのです。そういう形で来ておつて、そして、仄聞するところによりますと、一年以内に必ず公益法人にする答えておるのですが、いまだに公益法人になつておりません。そして、この給食の下請会社幹部は、去年来たいへん問題になつた米ぬか油のカネミの社長がやつておるというのです。こういうことで医療が守れますか。あなた知つておるはずですよ。それをただ単に、委託先が公益法人でなければならぬとは考えています。ん、どこの会社に委託しようか、能率的で有利でありさえすればいいんだという、そんな答弁は了承できませんよ。その間の経過を御存じの、あの経過に参加しましたあなたの答弁は、これはまことにけしからぬ。

○細谷政府委員 私がそういう御答弁を申し上げました四十三三年十二月十九日の参議院の地方行政委員会では、私にお尋ねのあるすぐ直前に、厚生

政務次官が質問者にお答えをいたしました、「給食の内容」というのが、お話にありましたとおり、やはり医療の一部であるということから考えましても、重要な問題であるし、それから公益法人としての業務のあり方、サービスのあり方など、そういうことなども考えまして、公益法人移行に伴う諸問題について数次にわたつて検討中でございます。厚生省といつても十分な指導をいたしまして、そして一日も早くこれが実現するやうにと現にやつております。こういうお答えもなされておるのでございます。厚生省がそういう御指導をなさいますことについては、私もその点についてはいささかも承知しておりますので、私も十分それを理解しておるわけでございます。そういうことからあれでございしますが、同時に、先ほど申し上げましたように、公益法人が望ましいけれども、公益法人でなければならぬというわけではございませんし、現にあの地区にはまだ公益法人がないわけでございまして、そういうことから考えまして、現在は御承知の關係の三つか四つの会社に委託をいたしておる、こういうことでございします。

なお、例の米ぬか油事件の社長は、別会社の人と私は聞いております。

○細谷委員 あなた、これは栗山秀さんの前に、この議事録に書いてあります。私はここで質問しましたから、河野正議員と厚生大臣のやりとりのその当時の議事録も見せていただいたし、どういふふうに質問するからどういふふううに答弁するといふことを、理事会で詰めて大臣の答弁なんです。ただ単に質問をさつとして、さつと答えたのではないのです。理事会で詰めた上で、了承のもとに質問が行なわれ、答弁が行なわれた内容なんです。その内容が、いま申し上げたように、医療法の趣旨から、病院の給食は直営がほんとうである、しかも万やむを得ない場合でも、最低限公益法人である、こういうことになつておるにかかわらず、去年の三月から今日まで一年以上になつておるのに、依然としてやろうとせぬし、その

ままたの姿、そして十二月十九日の質問で、諸問題は数次にわたって検討中でありまゝ……(文句を言う先が違ふよ)と呼ぶ者あり)文句を言うんじゃないのですよ。そんなんです。自治省の認識がおかしいですよ。

○細野政府委員 先ほど来申し上げておりますように、厚生省の指導方針を私どももやましようとは思つておりません。ただ、再建をいたします際には、私どもはやはり再建をする側に立つての考え方というものは必要だと思つております。医療法その他につきましては、委託契約の内容について十分関係省で詰めて、合法的なものということによつて契約が結ばれる、こういうことでございます。

なお、現に北九州の地区には公益法人の給食会社はまだございせん。ございせんものですか、かりに厚生省が指導をなさいますしても、現実にはそこにやっていたことはできない。昨午給食委託先をきめまして、一年たつて再入札を、今度入札のし直しをしまして、多少会社がかかりました。しかし、その際も、公益法人自身がございせんものですか、そういうことになつておるわけでございます。北九州市も十分厚生省の考え方も承知をし、公営企業再建計画をやる心がまえも十分考へて処置をしておるもの、かように考へております。

○細谷委員 あなたは、去年の五十八国会で問題になつたことでよく御存じである。こうなつた場合には職業安定法違反になる、こういう場合には医療法違反になる、こういうことが、この委員会でも、社会労働委員会でも議論されて、そして自治省としては、厚生省と労働省との話し合い、それを受けて立つていこう、措置していこう、こういうことになつてゐるわけですか。にもかかわらず、委託先が何であらうと、安くて能率のあればいいんだ。医療法の問題なり、そういうものをわきまえておらないですよ。ですから、いつてみますと、いわゆる病院のようか、医療法を無視しようが、職安法を無視しようが、かまわな

いんだ、こういうような態度の答弁だと理解せざるを得ぬでしょう。知つてゐるあなたとしては、きわめてこれは不意な答弁ですよ。

○細野政府委員 たびたび申し上げますように、医療法、職安法との抵触関係がないような契約内容でやるということについて、関係三省の間で当時一致をいたしておりました。その線に沿つて委託をいたした、こういうことでございます。

○細谷委員 それから三者で打ち合つたところで、くどくどなりませんが、最終的には厚生大臣が、公益法人にしなければならぬ、下請になつて、民間になつて、そこでまた問題が起つて、公益法人にしなければならぬ、こういうことになつたんです。直営から直接に民間に移つちやつたんです。それではいかぬというわけであつたんです。それではいかぬというわけであつたんです。三月二十六日、その辺の経過からいいますと、もうすでに一年余を経過してゐるわけですから実現しておらなければならぬと思つてゐるわけでも、去年と全然進んでない。しかも、あの経過というのは全く踏みこまれておる、こう申さなければならぬ。

○細野政府委員 どうも、たびたび同じことを申し上げて恐縮でございますが、厚生省としては、当時医療法にどう抵触するか、あるいは労働省は、職安法にどう抵触するかという問題がございまして、関係三省集まりまして、法制的に違法でない内容の委託契約をつくる。したがつて、委託をする場合には、そういう違法性のない契約によつてやるということに実はきまつたわけでございます。そのとおりに現地ではいたしておる。ただ厚生省が、指導の方針として、公益法人でやることを望ましている、こういう指導の方針を打ち出されておる。私どもはその指導の方針を別にどうこうとは申しておりませんが、現に現地にございましては公益法人による給食会社はございせん。

「社労の問題だ」と呼ぶ者あり」
○細谷委員 まあ社労だという不規則発言がありますから、この辺のあれは社労でしょう。しかしこれは、こういう問題があるということだけはひとつ残しておきます。
大臣、あなたの不在の際に、都市交通問題について財政局長に聞いた点では、いろいろと自治省としては努力をしておるけれども、いろいろな企業外の条件等もあつて、今日の公営企業といふのはなかなか立ちいかないような事態にきておる、こういうことであります。立ちいかないけれども、なお独立採算制は守りますと、これが財政局長の答弁であります。これでよろしいかどうか。立つていかぬのに独立採算なんて、こんな矛盾したことばないですよ。ただ抽象的に、いまでも努力し、今後努力していきます、これだけの話です。

私が問題提起をいたしました。路面電車等をやめていきますと、ばく大な赤字がそこに残つておるが、その赤字をただでさえ経営困難なバスなり地下鉄にかぶせるのは、これはもうまずいといふことではないか。ですから、国鉄にやつたように一時これはたな上げをする、こういう方途を講じなければならぬと思つてゐる、これが一つであります。残念ながらこれについては答弁がないのであります。

第二番目は、不良債務を再建債で肩がわりしたのでありますけれども、これがきわめて不十分であります。いつてみますと、他の企業剰余金等があるからというわけで削つております。不十分が起つております。それでせつかつくの再建が実現しないのでありますから、その不良債務は現在の再建団体でおよそ三百億程度あると見込まれるわけですが、これはひとつ借りかへ債等で計画的に運営の中において処理できるように切りかえていくべきではないか、これが第二であります。

第三番目は、再建債に対する利子補給は、法律の原則が三分五厘超八分までの利子補給となつておりますけれども、いろいろとランクを設けまして、実際の利子補給というものは、当時法律を審議した際に予想された額よりかなり下回つておるので、この政令を改める意思はないかどうか、こ

ういふ問題点についてお聞きしたのでありますけれども、これについてもお答えがないのであります。

以上、四つの点をあなたのいらつしやうなときに財政局長から聞いたのであります。一番最初についてはきわめて不合理な答弁、あとの三つについてはお答えがないのであります。大臣からお聞きしたい。

○野田国務大臣 これは私も最近公営企業ことに都市交通、このまほつておいたら、再建団体になつておつても、いつこれがほんとうに再建するかということは、私も事実疑問に思つてきました。ただ、いまのつまり財政措置とか、法律も再建法とかいろいろありますが、このまほつておいて、このまほつていまの再建計画とか法律の根拠によつてだけやつておつてもなかなかこれは困難だと、私自身が実を言つて認識してゐるのです。これは財政局長がそこまできろんなことは御答弁を控へたのは、私は局長の立場はよくわかります。また、われわれはそれを検討してはおりますが、成案を得ておるわけではございません。実は私的なことではございますが、ずいぶんお聞きしておりました。私も内容について多少理解しております。たとえば路面電車の持つておつたいままでの借金を、そのまゝいまのバスとかいろいろなものに引き継いでいく。なかなかこれを返すということは、何年かかつて返す、どういふ方法で返すということは、事実問題として非常にむづかしいのです。私はそれはわかります。というのは、これは公営企業という立場だから、いままでいろいろ政府の援助政策もやつておりましたし、また、援助しようと思つておりました。しかし、一般的に常識的に考えますと、これはたな上げするようにするかせぬかといふことは、きょうは私はお答えできません。私だけ考えましても、これは政府全体で考えることになつてから、自治大臣がこう言うといふことは、ちよつと私差し控へたいと思つてゐる、私の気持ちは、何かの措置を講じなければ、路面電車でしよつた債務をそのままつけ

加えておつてこれが払えるようになるかという
と、どういう方法で払えるかということ、私も
事実非常にむずかしいと思つております。その点
におきましては、いま御指摘のご意見としてやは
り論議するべきだと思ひます。私がするしないとい
うことを言う段階ではございませぬ。私一人で大
きいことを言つたことですから、口先だけで大
し、これをどうするかということは、これは政府
全体で、全体というところですが、これはいろいろ
な関係もございませぬが、これは何とかならうと
か、また、ただむずかしいと口先だけで言つたといかぬか
ら、これはいろいろ具体的な案を十分考えなくちゃ
ならぬことに當面してきただけじゃないか、こう思
つております。

それから、不良債務の再建債の借りかへ償はど
うだ、それからもう一つ、いまの再建債の利子補
給の問題、これはやはり総合的に、それがいま
細谷さんがおつたことが、このままの体制で地方公
営企業の財政の健全化とか再建計画のなんといふこ
とは、もう行き詰まつてゐることは事実でござい
ます。これはだれが何といつても、どうこれを分
析して切開していくか、どう対策を立てるかとい
うことが、これはひとり自治省だけでなくて、一
般のみんなが、ことに非常に關心のある方々が、
いろいろ検討していただきたい問題だと私は思
う。これは私は痛切に感じております。

そこで、いまやり方としますれば、一般会計で
これらの負担を多少改善する、こういう方法もあ
りましょう。しかしそれでは足りぬ。はたして一
般会計でどこまで繰り出していかうというよう
なこともございませぬ、やはりこれも限度がある
と思ひますから、根本的なことを検討する段階に
きてゐるのじゃないか。

それから地下鉄は御承知のとおり、もう私もし

ばしばお答えしておりますと、先ほど大蔵大
臣もここでお答えいたしておりましたが、実はこ
れは御存じだと思ひますが、いまの地下鉄の国の
補助ではだめだ、そんなことを言つておつて、
これはもう私よりも御存じですから申し上げる必
要もありませんが、これは皆さん、大体与野党ほ
んど意見が一致してゐます。路面から地下鉄を
つくるのは、地下に道路をつくることじゃないか
という一貫した御議論、これは当然です。だか
ら予算編成には、いま運輸省の關係で補助が出て
いますけれども、それはだめだ。自治省として
は、とてもそんなことを言つておつた地下鉄
の建設はできないといふのが、さういふので、
打ち明けますと、いろいろ言ひませぬけれども、
私はそのとき、結局あの覚書といふものは、今度
はどうしてもいかぬから、四十五年から考えるか
らと言つて、それじゃひとつここに確証を握り
たいと、実はあれは自治省で主張したので、い
ろいろいささつは言ひませんが、私は相當熱意を
持っております。しかし、いまの具体案を、細谷
さんの御提案は、一々どうといふことは私きよう
は控えておきたい。しかし、このままの
状態では、たとえば地下鉄の補助をどうする、また
一般会計から繰り出してどうするといふだけで、
はたしていけるかといふと、なかなかこれも困
難、やはり基本的なことを検討する段階にしてい
るのじゃないかといふことを私も痛感いたしてお
ります。これらにつきまして、具体案をどうせい
くまで、実はいままで長い間いわれたことでござ
いませぬが、事務当局といたしましては、やは
り答えようがありません。私は助けるのじゃあ
りませんが、財政局長にこの案をどうするかと言
われてもこれは無理であります。しかし、ほうつ
ておきますと、ここで基本的なことをやらなけ
れば、地方公営企業といふものはこのままでは
うっておいて、何かかんかこう葉ばりできませ
ぬ、ほんとうに行き詰まると私は思ふ。しか
し、同時に、これは私の立場から言へば、その当

事者も、経営者のほうも、労使ともに真剣に考
えていただくといふことは当然のこととございま
すから、そういうことをほつたらかしてはいけま
せんが、これは一緒にいふこと、どうすればいいか
といふこともうきつておる段階だといふことを、私
は形式的なお答えじゃありません、ほんとうに自
分でも痛感しておる節がございませぬから、これだ
けお答えしておきます。

○細谷委員 大臣、かなり熱意のある御答弁を
いただいたのですが、私は、たな上げしたらどう
かという問題は、たとえ大阪の事情を聞きま
す、いま大臣が言つたように、大阪の場合はかな
り早くから地下鉄をやつております。自治省が予
算要求したように、三分の二の、これからの建設
に對する国の補助等の手当てが実現し、既往の分
に對して元利等について三分の二程度のものを補
給していただくといふことであれば、十年したら
大体地下鉄はペイするようになります。その晩に
は、たな上げしておる路面電車の負債を何とか処
理できると思ひます。こういう明るい見通しなん
だ。明るい見通しを実現する努力は私は否定いた
しませんけれども、現実にはなかなか実現してな
い、こういうことであります。これから路面電
車をやる、これから地下鉄をやるうとしておるこ
ころもありますし、すでに地下鉄は相當やつてお
るところもありますけれども、そういう前提条件
を整えていただかなければならぬのでありますか
ら、それは赤字のやつは、ほかのバスが残つてい
ないやつに、それ自体が一人歩きできないの
に、荷物をしょわされてもだめなんですから、こ
れは大臣がうちにらばつていただきたい。

そこで、大臣がいらっしゃいますけれども、
警察庁と運輸省が来ておるのですけれども、こ
れも確かな答弁がない。大衆輸送車を優先的に
運行できるようにしていただければ、電車がバス
でも、時速十一キロとか十二キロというのが、経
済速度で走れるわけです。そうしますと相當の増
収が期待できるわけですね。現に大阪は昭和三十

七年くらいは路面電車は大体十四、五キロくら
いで走つておつた。そのときの収入よりも現在
は十一、二キロしか走れませんが、二、三%も料
金収入が落ちてるわけですね。こういうことであ
ら、やはり交通規制をやらなければならぬ。ある
市長は、もし大衆輸送優先という形で交通規制
が市長の権限としてやれるならば、バス事業あ
るいは路面電車を黒字にすることができまうとい
ふのを私は聞いております。それほど交通規制も
重要な問題になっておりますが、残念ながら運輸
省も警察庁もいふ答えができません。警察庁では
大阪等ではやつておりますけれども、なかなか運
輸省が本ちゃんのほうでやらぬものですから機械
的になりません。大衆輸送優先という形がなかなか
とれない、こういうところに問題があると思
つて、今日までの累積赤字は都市交通政策の不在
といふところの蓄積がこうなつたわけですから、ひ
とつその解決に一步を踏み出す意味において、閣
議でがんばつていただきたい。この交通規制の問
題もこれを強く要請しておきたいと思ふ。

そこで、最後になりますが大臣にお聞きした
いのであります。そういう条件の中で、現実に、
客観的に、独立採算が不可能な条件のもとに置か
れておるにかかわらず、独立採算を強要する。金
がなければ経営の状況で公営企業法三十八条に
よつてバスアップはできないじゃないか、バス
アップしたいならば再建計画を持つていか、こ
ういふ形でありましたために、公務員については
でに昨年の七月から実施されている人事院勧告の
バスアップが都市交通にはいまだに実現いたし
ておりません。そればかりじゃなく、水道等も現
実に実現していないところもあります。昨日大臣
たいへん御配慮いただいたようでありましたが、
きようはこういう問題を含めて統一行動が行な
れておると聞いております。しかも、今日の物価
高の中において、鉄鋼は五千三百円、実質的には
七千円をこえるだろといわれるバス改定が行
なわれようとしておりますし、電気労連は七千円

これは私的に関することでございますからここでは避けたいと思いますが、この間、ある大都市の執行部の人とお会いいたしました。その話のときも、何かひとつお互いに考えようじやないか。そこでだんだん調べてみますと、細谷さんは、八貨のとき以来のいろいろな交渉のあった経過は十分御承知のとおりですが、そのときに自治省の都財政を担当している者と、いわゆる公営企業の都

けれども、何十点でもいいから、その何十点までの話を煮詰めて、どうしてもつかなければつかなければいいから、煮詰めるだけの努力はお互いにしてほしい。そこで私どものお互いの知恵を出し合おうじゃないかというのが私の実態態度なんです。自治省はこうすべきだというお話はわかりませんが、やはり事務当局といたしましても、決していいかげんに取り扱っているのはござい

それからまた、一つの御提案もありました。どういうふうに扱うか、それもここで申しますと、せっかく何とか私も結論を得たいという気持ちがありますが、何かあまり露骨に申しますとこれまた影響しますと悪いですから……。この私の気持ちは決して抽象的な、おどなりの返事をしているつもりはございませんが、実態は、あまり詳しく御説明しますとせっかく一つの案も出ておりますから、またその案もいいか悪いかいま検討しているときでもありますから、私の気持ちの一端を申し述べますが、そういう情勢で、私自身が何とかめどをつけたいという気持ちで、しかもそれは決していいかげんな、おどなりなことではできないという感じを持っておりますから、ひとつ御了承願えれば、私は非常にけっこうだと思っております。

質疑を続行いたします。小濱新次君。

○小濱委員　私は、地方税法及び地方財政について、野田自治大臣、それから細郷局長、その他の方に御質問を申し上げたいと思います。基本的なことですので、重複する問題になりますけれども、ひとつお尋ねをしていきたいと思いま

す。

これは自治大臣にお願いしたいのですが、昨年の本会議並びに地方行政委員会における大臣答弁においては、國に四百五十億圓貸し付けることは四十三年度限りの措置であつて、今後は絶対に行なわれないと述べておられますが、今回また六百九十億圓の貸し付け措置を講じて、国会の本会議における約束に反することは、全く国会軽視であり、國民の信を失う結果となると思う、こういうふうに私どもは考えるわけであります。そこで、この問題については党を代表する立場でありますので、もう一ぺん基本的な問題として大臣の考えを伺つておきたいと思ひます。

○野田国務大臣 四十四年度でとりました六百九十億の特別措置は、四十三年度で行ないました特別措置とは内容を異にいたしておりまして、たびたびお答えいたしますとおり、四十三年度の自然増収を目当てとして、その限度内でこの特別措置をとったわけでございます。したがって、大蔵大

臣と私と覺書を交換いたしましたして、今後はこの措置をとらないとはつきりお互い約束をいたしました。先ほど大蔵大臣もこの席に参りまして、同様なお約束をしてお答えした次第でございます。

○小濱委員　覺書については、交付税の貸借は今

後絶対に行なわない、こういうふうな約束されました。私どもも確信ある御回答をいただきましたからそのように信じたいと思いますが、前例がありますので、ちょっと心配な点もあるわけです。そして再度大臣からのかたい決意をお聞きいたしましたので、この点についてはそのように信じてまいりたいと思います。

次に、交付税の基準財政需要額の算定についてお伺いしていきたいと思ひます。

た措置とは考えられないが、これについてどういうふうにお考えになりますか。たとえば現在の標準団体の人口規模は十万人であるけれども、これを人口規模に応じて大都市、中都市、小都市、町村の四段階ぐらいに分ける必要があると思えますが、この点については、自治省では今後検討する考えはございませんか、お伺いしたいと思います。

○**細野政府委員** この問題はかねてから私どもも研究すべき問題と考えて、実はいろいろ研究いたしましたのでございますが、なかなかこれという成案は得られないままに今日に至っておるわけであります。しかし複雑な社会情勢等もございしますので、なおよく研究をしてまいりたいと思います。

○**小濱委員** きょうは私もどんどんはしよってやっていきたいと思いますけれども、答弁はひとつ誠意ある内容を極力努力してお示しいただきたい、このようにお願いしておきたいと思ひます。

次に、財政需要額の算定上の人口急増補正、まあ県なら県だけ、市なら市だけ、町村なら町村だけの、一つの地方団体内における人口の移動による人口の急増については適用されない。しかし、最近の都市周辺地域への人口の移動、いわゆるドーナツ化現象を生じ、学校、道路、下水等の設備を行なわれなければならないという実情になっております。現行の人口急増補正をさらに細分化して、たとえば県内の都市の人口増と農村の人口減少を相殺されて何の補正も行なわれないことになるのではないか。指定都市においても同様の状態にあるが、区を単位としての人口急増補正を行なう必要があると思うのでございます。この辺はどうでございましょうか。

○細郷政府委員 行政区ごとに分けて行なっているのかという御意見だと思えます。それも私は一つの考えと思いますが、何ぶんにも行政区ごとになんという仕事を市からおろしていくかといったような問題については、各市の行き方にまかせられておるのでございまして、そういった面から、こ

れを一律的な計算方法をするということとはなかなか困難があるわけでございます。しかし私どもは、大都市につきましてはそういった大都市におおきます人口の膨張の状況、あるいは昼夜間人口のの差といったようなものを考慮に入れるほか、たとえば道路等につきましては交通量による補正といったようなことによつて、できるだけその実態を参酌した財政需要額の計算方法にとめておるわけでございます。

○小演委員 実態をつかむことは当然でござい
ます。次に入ります。

従来の都市圏補正の改正によりまして、たとえばですが、現在横浜と相模原、それから厚木、大和等の市町村は、概略でいから、従来よりもどの程度補正によって増加されるか、その金額が不明であるならば、従来よりも何％増額される見込みであるか、この点おわかりになりませんか。

○細野政府委員　お尋ねの団体ごとの需要額は、ちよつといまの段階ではお答えいたしかねます。

ただ、考え方は、御承知のように、都市圏補正を今回昨年よりもさらに進めてまいっておりますので、いま御指摘のございました市もそれに入るものと考えております。したがって、財政需要額は一般的には市町村は二二％ぐらいの伸びである

ろうと思いますが、お尋ねのようなところはそれを上回る伸びをする見込みでございいます。

○小演委員 これは要求しておきますが、後ほどでけっこうでありますので、いまの横浜と相模原、厚木と大和、この内容がおわかりになりましたら、この委員会まで提出をしていただきたいと思います。お願いします。

次に入りますが、次は都市公害問題でございいます。各地方団体は、公害対策のため四十二年決算

では府県は三十六億円、市町村は八十億円、計百十六億円の決算となっております。そこで四十三、四十四年度においてはどのくらい支出される見込みであるか、この点もひとつお示しいただきたいと思います。

○細郷政府委員　公害につきましては、主として

事務費について普通交付税で算定をしておりま
す。昨年は府県、市町村を通じて約六億程度でござ
いしましたが、今回は倍の十二億程度になる見込
みでございます。

なお、そのほか特殊な地帯におきまして公害のための器械あるいは測定器といったような特殊なものを購入する団体もございますので、そういうものにつきましては特別交付税で措置をしてまいりたい、こう思っております。

それから、投資的な事業につきまして、実は公害対策事業と申ししましても各団体ごとによりいろいろございます。道路を拡幅するのもございまいし、うし、緑地を設けるのもございまいし。あるいは下水その他を設けるのもございまして、それらを公害対策としてまとめてやることは、現在の段階でそのパラエティーの点から見て非常にむずかしい点がございます。したがいまして、私どもは、先般来申し上げておりますように、そういうた都市計画事業費につきましては今回かなり需要

をふやしております。

なお、別途公害対策として仕事を行ないます場合に、その団体につきましては地方債を認めることによって措置をしまいたい、かように考えております。

○小濱委員 最近特に各都市とも公害の発生が顕著になっておるわけでございます。公害立法も促進されております。市町村は公害対策に現在たいへんな悩みを持っているわけでございます。そこで、交付税においても公害対策の経費を十分に織り込むべきだと思うのですが、いろいろといま説明がございましたけれども、現在普通交付税と特交までの程度見ているのか、いま示された数字がこの中にあるのか、もう一度お答えいた

○**細野政府委員** 四十四年度は、いま申し上げましたように、普通交付税では、事務費につきまして全体で十二億、なおそのほか特殊の測定器等を設けますものにつきましては特別交付税で見えてまいりたいと思っております。

○細郷政府委員 今回、市町村のその他の行政費の需要を測定する項目がございます。その中で特に都市河川というものを意識いたしまして十二億

次に、今度は市町村道についてであります。現在の交付税では、市町村道について補助事業、あるいは単独事業の事業費補正は行なわれているのかどうか。行なわれていないとするならば、どういう理由からか。この点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○郷政府委員　いままでは市町村道について事業費補正はいたしておりましたが、今回五

なれば、御路につきますしては、現在事業費補正を行なつております。

○小湊委員 次に、基地交付金についてお尋ねいたします。

自治省は四十四年度幾ら要求し、幾らにきまつたのか、この点はいかがでございましょう。

○山下説明員 四十四年度は四十二億圓要求いた

巴にのほるドル支弁の財産。こう聞いておきます。並びに自衛隊関係の資産が算定の基礎に含まれていない、こういうことですが、この点について

ではどういふふうになりますか。

○山下説明員 現在交付金の対象になっております資産の中で、自衛隊が使用しているものにつきましても一部対象になっております。たとえば飛行場、演習場の土地、弾薬庫、燃料庫等につきましては、自衛隊のものについても対象になっております。

なお、現在対象になっておりません自衛隊の施設のうちで、自衛隊の使用いたします港灣施設につきましては、四十四年度の予算要求において要求をいたしましたのでありますが、結果的には入っておりません。

○小濱委員 対象資産から除かれているといわれる米軍の資産、これは幾らになりますか。

それから、自衛隊の資産は幾らになりますか。

○山下説明員 自衛隊の資産のうちで、現在対象からはずれておりまして、四十四年度の予算要求をいたしましたものは、自衛隊の使用いたします港灣施設でございますが、この額は五十三億円でございます。

それから、米ドル資産は五百五十三億円でございますが、先ほども申し上げましたように、これは予算要求をいたしております。

○小濱委員 自衛隊はわかりませんか。

○山下説明員 自衛隊の全資産価格につきまして、はたまた持ち合わせがございせんが、先ほど申し上げましたように、港灣施設として四十四年度要求をいたしましたものは五十三億円でございます。

○小濱委員 算定の基礎に含まれていない、こういう点がいまあげられたわけですが、基地をかねて地方自治体の需要額が非常に最近多くなっているわけですね。基地をかねて悩んでいる。これは基地公害ですけれども、その問題については数限りない問題があります。この需要額が最近特に多い。この問題についての対策は、局長のほうはどういふふうにお考えになっておりますでしょうか。

○細郷政府委員 基地の財政需要に対してどう措置するかということにつきましては、実は私も研究をいたしておりますが、基地の態様がいろいろございまして、なかなかうまい案が出てまいりません。そこで、さしあたりましては、基地の市町村が何か施設をするという場合には地方債を重点的に充てていきたい、こういう考えを持っております。なお、特別交付税におきましても、基地について配慮をいたしております。

○小濱委員 次は自動車税についてお尋ねいたしますが、米軍人、軍属、その家族の自動車税、この問題についてですが、この税額は、軽四で日本人の納める税額は四千五百円、アメリカでは六千円になっております。自動二輪車、これは日本では二千五百円がアメリカでは六千円。バイク50ccは日本人は千五百円、アメリカ側は三百円。一番多い普通乗用車、これについては私のほうの調べですと、5ナンバー、これは年間一万八千円から二万一千円になっておりますが、アメリカ側は三千円。3ナンバーは、日本側は三万三千元、アメリカ側は九千三百円、こういう数字になっているわけでございます。このようにアメリカ側は非常に安く、まして、道路のいたむ率も非常に多いわけですが、こういう車がこういう税金しか払われていない。日本人はその六倍も八倍も税金を払っている、これはどういふわけでございますでしょうか、その根拠についてひとつ。——この点についてはおわかりになりますか。

○細郷政府委員 担当が違ふようです。

○小濱委員 では野田大臣、その点はもう御存じのように、大臣はアメリカ軍人、軍属、家族の状況はよくおわかりになっておられるかとおりであります。この自動車の課税率がばかに開きがあるのです。それだけ自治体の収入が少ないわけですから、持ち出しが多いわけですから。そういう点で、どうしてこう安く見積もっておられるのか、それはどういふわけか、その根拠がおわかりになればいい。この点なんですが、どなたも関係が違ひますので御

答弁がないようでありますから、ひとつ……。

○細郷政府委員 アメリカとの協定によりまして、米軍人の所得、財産については課税できないことになっております。ただ、自動車につきましては、道路使用の損傷度合いということで課税をすることができるようになっております。その点がございまして、一般の自動車税とは税率に差があるわけでございます。

○小濱委員 まあ日米合同委員会が交渉するようにもなっているようであります。その結果の先方の言い分も聞きたいと思つたわけです。また、今後の見通しについてもお尋ねしたいと思つたのですが、関係の方が参つていないようでありまして、これは局長、御答弁いただけるでしょうか。

○細郷政府委員 いま申し上げましたように、自動車税には本来の財産価値に対するものほか、損傷度合いということもあわせて税率をきめておるわけでございますが、いま申し上げましたように、米軍につきましては、財産課税部分を除いた点について課税をする、こういう行き方をとっておるのでございます。従来も、自動車税の税率が変わりましたときには、たとえば上がりましたときには、そのつど米軍側とそれをもとにして折衝をいたして改定をいたしてきていたものでございます。

○小濱委員 それでは局長にお尋ねいたしますが、基地交付金の配分基準はどういふふうになっておりますでしょうか。

○山下説明員 基地交付金の総額を八割分と二割分とに分けて、八割分につきましては提供資産の価額に案分して交付をいたしております。二割分につきましては、資産の種類、用途並びに市町村の財政需要等を考慮して配分をいたしております。

○小濱委員 もう一つお尋ねいたしますが、四十三年度の市町村別の配分の実態、これをひとつ示していただきたいと思ひます。

○山下説明員 四十三年度分は総額十九億円でございまして、このうち八割分相当額が十五億二千万円になるわけでございますが、実は財政力を考慮いたしまして、不交付団体の財源超過額の多い団体につきましてはその分を一部減額をいたしております。関係で、八割分が十四億三千五百万円となり、残りの二割分が四億六千五百万円、合計十九億円ということになっております。

○小濱委員 町村別の配分の実態です。

○山下説明員 基地交付金の配分を受けている団体は、市町村数は二百七十二でございます。二百七十二団体別の額を申し上げることにいたしました。これは後ほどまた資料として提出させていただきます。

○小濱委員 やむを得ません。これは資料として後ほど御提出をお願いしたいと思います。

いまの問題ですが、国有財産台帳登録資産の評価額に基づいて配分されておるわけですが、この対象資産は五年ごとに評価がえになる、このように聞いているわけですが、これは年によって地価上昇率には大きな開きがあるわけですが、更新ごとに差額をますます深めているような現象があるわけですが。そういうわけで算定基準上の不満がある、こういう声も聞いているわけですが、この基地交付金の増額について自治省の見解を、これは局長だと思ひますが、お答えいただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 基地交付金につきましては、固定資産税の代替であるという考えのもとに従来からその増額をはかつてまいつたわけでございます。先ほどお答えがございましたように、本年はそういう意味で四十二億の要求でございましたが、二十六億ということで、まだ全部達成できておりません。しかし、やはり私もはそういつた基本の考えで今後も増額を要求してまいりたいと思つております。

○小濱委員 次に、私は奄美群島のガリオアの物資代の問題について少しお伺いしたいと思ひます。この間当委員会からの要求に基づいて琉球復興

金融基金貸付金債権管理要領(案)というものが四十四年三月三十一日付で提出をされました。新聞等に先に報道されていて、委員会に提出がなされたわけですが、この内容非常にこまかく示されているわけですね。この問題について、この書類をどういうふうに通すのか、この取り扱いについてお伺いをしておきたいと思いますが、これはどなたでしょうか。

○野田国務大臣 これは三月三十一日に決定したのですが、取り扱いにつきましては、いま事務局から御説明します。これは全く委員会の御要望に従って、小濱さんも非常に熱心に復興基金の債権償還の規模を訴えられて、私もすみやかにひとつこの成案をつくりたいとお約束しました。その後直ちに着手いたしました。大蔵省とも折衝いたしました。できるだけ委員の皆さまの御要望に沿うように、自治省でも大蔵省に実情を言いつて、大体の成案を得ました。これからこの取り扱いについての御説明を申し上げますが、今日までの事態から考えまして、私もやはり債権の取り立てが無理なものやめたいがよろしい、しかし、そのときに漸次その内容に従ってあんばいしようということを取り扱ったものでございす。いまその取り扱いの点について事務局から御説明申し上げます。

○小濱委員 厳密な調査の結果、こういう内容のものが出たと思えます。この問題については、現地の関係する人たちは家族を入れて約四万人といわれておる。この調査の結果を現地でどれほど期待しておったかわからぬわけですね。この問題について、私も当委員会の責任の立場から内容を聞いておきたいと思うわけですが、どのような調査を進められたのか、調査内容について御説明いただきたいと思います。

○本江説明員 お答えいたします。調査につきましては、これは現地にございす。奄美群島復興信用基金といいますが、向こうが調査をいたしました資料等をもとにいたしました。債権管理法等の趣旨を照らし合わせて、こ

れはガリオア、エロアと通常申しておりますけれども、これは復金の区分だけでありまして、いわゆる現地において精密な調査を要する、あるいはガリオア物資代の問題につきましては、現地調査の結果を見なければなりませんので、その分ではなくて、復金の債権について基金が調査をいたしましたものを、国の債権の管理の基本になっております債権管理法等の精神と照らし合わせて、こ

○小濱委員 今度の内容を私もつぶさに検討してみました。生活保護程度のもので、その他の若干のものが項目にあがっておりますが、こういう内容では私も期待しておりました。内容が非常に辛過ぎるというふうには私どもは解釈したわけでありまして、このことについて大抵いかに減免になる計算であったか、おわかりでしょうか。

○本江説明員 幾らくらい減免になるかどうかという御質問でございますけれども、これは実は目下基金のほうに要綱を持って帰りました。一枚一枚原簿について当たっております段階でございます。そういう問題が一つ、それから、この要綱の中にございすけれども、引き続き何年以上生活保護であるとか、あるいは引き続き何年以上生活保護の最低基準の限度にあるものというふうな基準になっておる部分がございますので、債務者の今後の資力の動向ということによって決定される要素もございす。そういうわけで、正確な数字は現在のところお答えできませんけれども、およそ一億程度の幅を持っておりまして、その程度に

○小濱委員 よく短い時間でございますが、その程度を始めて同時に、すでに今度のよう内容の救済方法がとられるということは、もうすでに聞いておった。そういう立場からそのとおりものが

○小濱委員 出てきてしまった。ですから、それはどなたがそういう話をしておったかということは申し上げ

ませんけれども、そういうことがあった。努力は認められますけれども、先ほど言われた信用基金の努力によって固められた今度の案の内容、こういうふうな説明がありましたけれども、聞くところによりまして、生活の低い対象を調査したらしい、そういうふうには私どもは聞いていないわけですね。その点については何か御答弁がございませうか。

○本江説明員 お答えいたします。基金のほうで調査をいたしまして、数字がまいました。御指摘のように、どちらかといえば低目のものもございました。それでこの案に入っておりますものは、基金が当初考えておりましたものよりも相当基準が上がっております。申しますか、減免の範囲が広がっております。その比較上いえるのじゃないかと考えております。

○小濱委員 基金だけに依頼をして、たよってきたということになると、私は問題があると思うのです。それはどういふことかという点、信用基金の責任者の方々は、権力といいますが、非常に現地ではすぐれた……

○小濱委員 大石さんの言われるとおり、そういう理事長のようであります。前は知事もされたとか、そういう権力をお持ちになっておられる立場から、いろいろ問題があるやに聞いているわけですね。この人々にいられると、奄美では新しい事業は興えない、こういうふうにも私のほうには報告が入っている。その事例もありまして。そういうことで資金が出なくなるという点で、現地では泣き寝入りをして、そういう声もあるわけですね。私は、いまの御答弁のように、こ

○小濱委員 対象に資料をつくったという点で、これはやはり適切な実態調査の結果ではない、こういうふうには考えざるを得ない。こういう点では、ひとつ私は一度この理事長を、非常に大きな問題を審議しておる当委員会でありまして、参考人として喚問したらどうか、こういうふうにも考

ているわけですが、これは自治省としてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○野田国務大臣 実は、いま小濱さんがお話しのとおり、委員会、分科会等において、これは与野党を問わず、皆さんからの非常な御要望でございます。少し時間的に迫っておりますけれども、私も、私どもは大蔵省を促しまして、この案の作成を急いだのでございす。これは当時早くやれというものでしたから、しかも時間まで切つて指定されたもので、私、承知しました。やりましようというので、この作成に取りかかったのであります。現地の内容も相当把握し、また実態をつかんで、いろんな資料を用いてやりましたのでございまして、基本には、いわゆる無理に取り立てても気の毒だ、取れない方についてまでも債務を背負わして、何かしらひけ目を感じさせるといふことは、何かその方の日常生活にも非常な悪い影響がある。何とかしてこういう方をほっとさして差し上げたい。取れないというものをただ債権債務の法律関係でしるすというふうなことは、実際の政治としてもどうかと思う。そういう意味では、係りに指令を出したのであります。その結果この案ができて、これは決して小濱さんの言われるように、御要望に全部沿えなかったかもしれませんが、なるべく早くやること、率直に申し上げます、もう私えないうような人を追いかけていかぬということが基本でございまして、こういう案を示して、大蔵省とも折衝し、大蔵省の了解を得ましてこの案ができたのであります。

そこで、理事長云々ということでございますが、これはもちろん役所であることでもございまして、国会の方々の御意見でございまして、こ

○小濱委員 せつかく大臣の御答弁がありました

解を願いたい、こう思っております。

ので、大臣に少しお尋ねしたいのですが、これは二月二十七日の予算第三分科会における会議録であります。わが党の石田議員のこの問題に対する質問で、野田国務大臣の御答弁でございます。その要点を少し申し上げますが、「実情をよく御存じの石田さんの御意見、私非常に傾聴しました。これが日本に返って十五年にもなるし、終戦後二十数年たつて、まだこういうアメリカ関係の債権債務というものが地域住民に直接つながっている」ということ、これは私は政治的に考えましても何とか解決すべきものであると思っております。こういうふうな大臣の力強い御答弁があったわけです。

なお、だいぶ時間も過ぎましたので、もう一、二申し上げますが、次に大臣はどのようにおっしゃってられますか。「これはどうしても救済しなければいかぬ。救済するかどうか検討する」というのでなく、一歩進んで、救済しなければいかぬ、こう感じております。だから繰り返して申し上げますが、大蔵大臣とも私まず話します。それから役所の事務当局にも検討させて、やはり少なくともほんとうに困っておる低所得者の方が早くひとつ——これは何か方法はないかというようになことを非常に感じておりますから、そういう意味において、私、検討したいということは、そうしたいということに検討します。こう大臣は非常に力強くおっしゃってられるわけです。

最後に、もう一点申し上げますが、「いまの石田さんのお話、それはそのとおりです。やはり政治というものはそこに思いやりというものがなければなりつぱなものができません。これはそのとおりです。思いやり深い政治、こういうことで大臣の力強い御答弁がその中にはたくさん出ております。こういうことから、心から期待をしているわけですから、ほんとうに総予算の中からはわずかな金で大ぜいの人が救済されるわけです。この問題については、復帰されてからもう十五年もたつていて、そうしてその間、過酷な取り立てにもう泣きくずれてきた、あるいはここにもてんまつ書が届

いておりますが、その一人々々のてんまつ書を読みますと、これはもう泣かすにはいられないような内容のものがたくさんございます。こういうことから、この辺で何とか大臣の英断がほしいわけでありまして、その期待された内容が、ただいまお示しいたしましたような案の内容であったことを私も非常に落胆しているわけでありまして、大臣いかがでございますでしょうか。この点について大臣の御所見をひとつ聞かしていただきたいと思っております。

○野田国務大臣 私はいまお読みになりました私の答弁はそのとおりでございます。自分でもそのとおり実行したつもりでおります。直ちに大蔵大臣とも話し合いました。事務当局にも指示いたしまして、そうして、次のどこかの委員会では、少なくともいつごろかということでしたから、三月末までくわいには何らかの案をつくるようにやりましようと言つて、事務当局も非常に時間が短かったにかかわらず一生懸命やつてくれました。

そこで、案の内容に一部御不満があるということとでございますが、これは私はいろいろな御希望を全部満たしたとは申しませんが、困っておられる方を少なくともひとつ救済することをやってくれ、それから、もちろん法律上は完全な債権債務になつておりますから、つまり償還能力のある方、これは何もそこまで救済することはない、それから前にすでに債務を弁済しておられる方が相当ありますから、これもまた不公平を来してはいかぬ、こういうことも勘案しなければなりません。しかし、実情に負担能力がない困っておられる方を、そこまで追つかけてやるということについては、私はしばしば繰り返して申しますとおり、政治的に考えても、また実際の面から考えても、それはできるだけの救済をすべきだ、こういう方針で事務当局に指示し、大蔵当局とも話し合つたのでございます。その点は十分ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○小澤委員

返すのは債務者でございます。言う

ならば奄美の方々は戦争犠牲者、こういうふうにも考えられるわけでありまして、そうして、いろいろと戦災をこうむつて財産を失つてきた。そのあといろいろなきさつがあつて、現在この問題で非常に多くの人が悩んでいる。これは私もどううしても、いまの示された救済方法の内容をもつて広げていかなければならない。そうして、あたにかいおもしろい深い、大臣の言われたその政治力というものでこの問題の解決に当たつてやらなければならぬ。それについては、これはもう大蔵大臣と自治大臣、こういうことでありますけれども、自治大臣の決意いかんによつてきまる問題だと私も期待しているわけでありまして、どうかそういう点で一そう努力をしていただきたい、このようにお願いしたいと思います。

最後に、お尋ねしたいことは、この書類であります。これはこのまま有効になつていくのかどうか。これは案であります。これがいつごろ実施されるようになるのか。これはこれから当委員会と検討されて、あるいは現地視察という声もあつて、その内容がまた検討されて、そして最終的にでき上つていくものであるかどうか、この点を一ぱん伺つておきたいと思つております。

○本江説明員 お答えいたします。奄美群島振興特別措置法の規定によりますと、国が出資いたしました債権につきましては、基金は自治大臣と大蔵大臣の認可を得てその減免を行なうことができることになつておるわけでございます。そこで、ここに示したいしておきます要綱は、これは自治大臣と大蔵大臣とそれから基金の三者が相談いたしました上でまとめたものでございます。したがつて、これが有効に発効するたためには、基金が自治大臣と大蔵大臣に対してこの要綱に従つた申請書を出してまいります。それを自治大臣と大蔵大臣が認可をいたします。そこで初めて発効するわけでございます。目下基金はこれを待ちまして申請を出してこられるという段階になつておるわけでございます。これが発効

は四十四年度からというふうに考えておるわけでございます。

○小澤委員 非常に重大な発言がいつあつたわけでありまして、基金のほうから申請が出てくる。この内容が出てくるが、これを大蔵、自治両大臣ですがが検討を加える余地はもうないわけですね。検討して出したものが今度は申請の形で信用基金のほうからこつちへ戻ってくる、こちらで受理してそれを認可すれば、そのまゝこれは有効になつていく、こういうことになるのですか。これは大臣、非常に大事な発言であると思つております。この問題については、現地にも復金基金債務者救済対策委員会、こういうものがあるわけですが、こゝへは全然話はないそうです。これは私會長に会いました。現地に行つても、ほんとうに保護生活者という低い生活程度の人たちに何人か会つただけで、そうしてそういう関係のところには全然行つてない。大蔵省からも人が行つたそうですけれども、それも五分が十分ちよつと話しただけで、さうやらと言つて帰つてきてしまつた。こういう内容のものが、言うならば実態調査がなつてないような内容のものがそのまま有効になつていくということは、私もどうしてはどうかとも納得できないと思つて、このまゝこれが有効になつていくのならば、本委員会の現地視察なんというのは無用になるのではないかと、こういうふうにも考えておるわけです。ですから、前々から努力をして、現地にも視察に行こう、そうして現地のなまの声を聞こう、そうして、よりよい対策を講じていこう、これが本委員会の精神であります。そういうことがもう何も用いられないような結果でこれが有効になつてしまふようないふ言を聞いたわけでありまして、これは自治大臣いかがでございますでしょうか。この問題についてどういうふうにお考えになりますでしょうか。やはりこれを強行されますか。

○野田国務大臣 これは皆さんの御意見をなるべく多く聞くことも必要でございますが、要するに現在の債権債務の実態は、もう法律上権利義務が

きまつておることです。これをどこまで解消していくかという点でございますから、一人一人全部債務を解消するという点になります。これは、これは一人一人の債務者にお会いしなければなりません。これは小濱さんにもよく御了解願えると思ひますが、要するに復興資金でいろいろ仕事をしておられる方もあり、また、家をつ

くつてそれに住んでおられる方もありましようし、また、住む家がなくなつた方もありましようし、複雑でございます。とりあえず私どもの考え方は、この前の御意見を拝聴しておりますと、債務の返済能力のない者に対して非常にしつこく請求して、次々に利子がかさんでくる、追徴金がないというふうなことで、とてもそれには応じられないという、何と申しますか、きわめて気の毒な状態が続いてるのだ、こういうお話でございます。これはひとつ免除してあげたらいいのじゃないか。それで、これをやりますには、やはり大蔵当局も、国の財産でございますからなかなかそう簡単にまいりませんし、また、振興基金の責任者も、自分たちの持っている債権を取り立てるのでございすから、いろいろの理屈もございすましようが、結論は、皆さんの御熱意によつて、委員会その他によつてお示しになりました皆さんの、このお気の毒な方々をひとつ救済したいという御意思に沿つて、私も、それはそれとおりだと思つて、いろいろの手続をとつたのでございす。

そこで、とりあえず、この案をつくりまして、大蔵当局の理解も得、また、振興基金の幹部とも話し合つて、一応この案をまとめたのでございまして、事務局もなかなかよく熱心にやつてくれました。しかし、内容が御満足いかないという点も私もわかります。これはできるだけ広範囲にやるのがけつこうでございますが、まあしかし、現時点におきましては、一応将来、これが三年も五年も先でどうなるかということもございすから、これを一ぺんやつたらあとの問題は何ら手を触れる必要はないという、そういうことではなくて、

やはり現実的に見まして、やるべきことはもちろん私やりますが、一応この時点におきましては、ひとつこの案でもつて一応の、何と申しますか、成案としてこれをわれわれは認めたのでございす。その点は十分ひとつ御了承を願ひたい、こう思つております。

○小濱委員 大臣の努力されたこともよくわかります。しかし、まだ本委員会としても結論は出ていない、こういう内容でありますし、いま私が重大な発言だと言つたことは、向こうの信用基金の理事長からこちらに申請書が届く、受理する、それを返送すれば、それでこれが有効になるということなんです。そういう形でこれが有効になつていくことを、私どもとしてはどうしても納得できないわけですね。まだ委員会でも現地視察にも行こうと言つておるのですから、それでまだ、この問題についても、新聞発表を見てびっくりして要求したところが、出てきたような内容ですから、委員会としては軽視されてるような形にもなつてきた、こういうことで、やはり大臣にも、向こうの申請書がきたならば、よくひとつ本委員会にはかつていただき、そして最終的な措置をおとりはからいをしていただくようになれば、またわれわれも考えることもできると思ひますけれども、私も全然知らない間に、こういうさなかにそういう形で申請書が戻されるということは、非常に何か現地の人に申しわけないような、済まぬような気がするわけです。そういう点で、納得するようない説明も、そして、理解の上でこの問題が一応何らかの形で、とにかくこういう方法で実施されるのだ、こういうことになつていけば、現地の人もうなずかれるのじゃないか、こういうように考えるわけですが、いまの形で努力してつくつたものだから、このまま認めてくれというのです。この点もう一ぺんお答えいただきたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○野田国務大臣 これは、手続問題は法律上そういうことができるという、また、そうしなくちゃならぬように減免のことは規定されております。それに従つてやつたまででございますから、別に委員会にかけてすべきことかどうかというよりも、私は、むしろ軽視よりも非常に重視したつもりであります。私は、これは委員会でも御意見を拝聴して、これに基づいてやつた。それで、手続上は当然、この基金のほうから申請がきまして、これを両大臣が認める。これが手続上の原則なんです。これは、そこにはほかにはどうも手続がでないわけですね。だから、要するにこれは、もう一つ案ができたら最後までこれでもつていくんだというものでなくて、やはり実情が次々に起こつてまいりますれば、これはもう十分検討をしていく余地がありますから、とりあえず私は、むしろ小濱さんのおっしゃる軽視どころではなくて、非常に重要視して、しかも早くやつた方がいいというので、いつもなかなか、これはまあどの役所ばかりじゃありませんが、いろんなことをやつておりますと、まあ承知しました、何とか考えますというふうなことで、半年、一年すぐぐずぐずするのでございすから、これだけは早くやろう、全くとお気の毒だと思つて実は馬力をかけてやつたつもりでございす。むしろ非常に重視して約束を履行したつもりであります。そこで、これが最終じゃなくて、これは将来どうしてもこれだけはいかぬ、まだ手を加える必要がある。それは、検討する余地が十分ありますから、これは何もこれをもつて、復興基金の問題はこれでおしまいというわけではございせんから、とりあえず、そういう困つた方をお助けしようというわけではございすから、将来については十分検討することは約束いたしておきます。

○鹿野委員長 この際、山口君より関連して質問したいのと申し出があります。これを許します。

○山口鶴男君 ○山口（鶴）委員 このガリオアの問題は、当委員会でも議論をされました。大臣、たゞいま御答弁いただいたように、非常に努力をいただいたことは私も多といたします。ただ、私どもとすれば、

小濱委員も言われましたように、当委員会にこの案が示される以前にすでに外部のほうに報道されていたということについては、私ども国会軽視ではないかという点で遺憾に思つております。その点と、それから、さらに私ども委員会では、近く奄美に対しては調査にも行こうということに理事

会としても話ができておるわけでありまして、したがひまして、私どもが現地に参りまして、そうして現地の実情等十分聞き取らして、手続的には大臣の御答弁わかります。基金のほうから申請が出てきて、大蔵、自治両大臣がこの確認をする、認めるという手続は、この法律でもつてよくわかるわけでありまして、しかしこの案は、最終案ではなくて、検討していいと大臣は言われているわけですね。したがつて、わが地方行政委員会も聞きまして、さらに当委員会でもいろいろ議論をすると思ひます。そうして実情にも合はぬところがあれば、十分私どもの調査結果の意見等を自治省に伝えていただく、そうして検討すべきことは検討していくという御態度がありますかどうか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○野田国務大臣 この案が、委員会にお示しする前に外部に漏れたということでございます。これはまことに恐縮です。これは注意いたしますが、今度、奄美のほうに御視察に行かれるというのでございす。まあ、これは奄美全体の復興基金のことだけでなく、いろいろ示唆を得たい、私どものほうでひとつ御希望申し上げておきますが、私は、将来検討するといふことばを使ひましたが、いまの時点では一応最低限でこれをやる。これは山口さんにもよく御存じだと思いますが、何もこれをつくつたから来年何もしないという意味ではございせん。また、法律改正と違ひまして、これはそうむずかしい手続にならないものでございす。とりあえずここまで大蔵、自治の事務当局が一生懸命にやつたことではございす。

ら、一応これで実施いたしましたして、次に当然考えていいことなんです。実情はこうだとすればまた考える。これはもういままでやらなかったことを一応手をつけたのでありますから、山口さん、これをやったから次は全然手をつけぬなどという、そんなお考えは全然必要ありません。必要を見て、なるほどこれはこうだということがあれば、またいろいろ対策をつくることは当然のことだと思ひます。しかし、現時点で一応これだけ両事務当局も熱心に現地にも行ったりなんかしてやっておりますし、私、大蔵大臣とも折衝いたしております。繰り返しますが、ほんとうに困っております。最後の償還の能力のない方まで一応はずそうというのが主眼で、まだ今後いろいろ残されておると思ひますし、将来十分検討いたします。御視察になったら、ぜひその実態を詳しく皆さんから承りたいと思つております。

○保岡委員 関連して。私は現地の者でございますので事情はよくわかつておるわけでございますが、ここまで自治省でいろいろと研究されて、いよいよ実施に移すという御努力に対しては非常に感謝いたしております。ただ、これは一つの原則でございますして、これに基づいて基金が現地の実情に依りて、なるだけ寛大といつては語弊がありますが、住民の感情というものを参酌して、そして申請をしてくるその段階において、いまお話のあったようなことはだいたい緩和されてくるのではなからうかと、私は現地の実情を知っているだけに期待しております。ただ、債権が十五年も古びておりますので、返すということについては心理的ないろいろなつらさを感ずる点があると思ひます。そういうときにはまた償還の方法等について、たとえば十カ年賦にするとか、何かそういう償還がしやすいようなこともあわせ考えてくださるというようなこと等が必要じゃないかというのを私感するのでございます。大体原則としてこの程度まで進んでこられたのは、現地の事情を十分御参酌になつておる結果じゃないだらうかというように考えておりますが、ただ、いろいろ

な団体等もありますので、団体等は団体としてまたいろいろな要望もありましようと思つたので、そういう点は、やはり現地において信用基金がしっかりする、事情を聞いてそれに対処するというような心がまえが基金にも必要じゃないか。私は、この前ちよつと郷里に戻りましたので、基金の理事長にも、とにかく今度はひとつ勇気を持ってこの問題に対処してくれということを強く言つてまゐつております。

そういう意味合いにおきまして、現地から申請の来る、また自治省、大蔵省でそれを審査する段階において、相宜いとお話のあったようなこと等も実現し得るのじゃないだらうかというように私は考えておる次第であります。そういう一つの含みをお願いしておきたいと思ひます。

○野田国務大臣 ただいまの保岡さんの御指摘になりました、これはやはりできるだけわれわれも、皆さんの御熱意によつてこの案ができたわけでございますが、これが最善の案とは思つておらぬということは私先ほど申し上げましたが、とりあえず早いほうがいい、これはまた半年、一年、研究、研究、調査、調査と言つておつたら何にもならなくなるというところで、お約束どおり急いでやつたのでございます。そこで、いまの保岡さんの御意見のように、やはりいろいろ事情があるうと思ひますから、その個々のケースに依りまして十分役所もまた大蔵省とも連絡をいたして勘案することにいたしまして、できるだけ円滑にいくようにいたしたい、こう思つております。

○小濱委員 石田委員の関連質問を残しまして、私の質問をこれで終わります。

○鹿野委員長 次回は明十八日午前十時から理事會、十時三十分から委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後十時二十五分散會